

美作地区消防指令センター  
高機能消防指令システム構築業務委託

発注仕様書

令和3年3月

津山圏域消防組合

## 目次

第1章	総則	1
第1	業務名	1
第2	適用	1
第3	目的	1
第4	用語の定義	1
第5	設備の設置場所	1
第6	契約期間	2
第7	法令等の遵守	2
第8	契約の範囲	3
第9	官公庁等への手続き	4
第10	承諾函	4
第11	検査等	5
第12	提出書類	8
第13	作業の着手	9
第14	諸経費の負担について	9
第15	部品等の確保	9
第16	研修	9
第17	システムの運用切替	10
第2章	共通事項	11
第1	本システムの基本事項	11
第2	技術基準	11
第3	一般規定	12
第4	データ入力及び取り扱い等注意	15
第5	電気通信事業者回線について	16
第6	セキュリティ管理	16
第7	既設機器の取り扱い	18
第3章	システム構成	19
第1	機器構成	19
第2	性能要件	19
第3	機器仕様要件	21
第4章	システム要求仕様	22
第1	指令装置	22
第1-1	指令台	22
第1-2	自動出動指定装置	28
第1-3	地図等検索装置	47
第1-4	支援情報端末	52

第 1-5	多目的情報端末	53
第 1-6	長時間録音装置	54
第 1-7	非常用指令制御設備	55
第 1-8	指令制御装置	55
第 1-9	携帯電話・IP 電話受信転送装置	56
第 1-10	プリンタ	57
第 1-11	カラープリンタ	57
第 1-12	スキャナ	57
第 1-13	署所端末	57
第 1-14	無線指令受令装置	58
第 2	指揮台	59
第 3	表示盤	59
第 3-1	車両運用表示盤	59
第 3-2	支援情報表示盤	59
第 3-3	多目的情報表示装置	60
第 4	無線統制台	62
第 5	指令電送装置	63
第 5-1	指令情報送信装置	63
第 5-2	指令情報出力装置	63
第 6	気象情報収集装置	64
第 7	災害状況等自動案内装置	65
第 8	順次指令装置	66
第 9	音声合成装置	69
第 10	出動車両運用管理装置	69
第 10-1	出動車両運用管理装置	69
第 10-2	経路探索装置	71
第 10-3	車両運用端末装置	72
第 10-4	車外設定端末装置	77
第 10-5	車外設定端末装置(救急車用)	77
第 11	システム監視装置	77
第 12	電源設備	78
第 12-1	無停電電源装置(センター用)	78
第 12-2	無停電電源装置(署所用)	78
第 12-3	直流電源装置(48V 系)	79
第 12-4	非常用発動発電機(署所用)	79
第 13	統合型位置情報通知装置	79
第 14	消防ネットワーク設備	81
第 15	セキュリティ装置	83
第 16	放送設備	84
第 17	避雷設備	84
第 18	災害時要援護者対応装置	85
第 18-1	FAX119 受信システム	85
第 18-2	Net119 緊急通報システム	85
第 19	拡張台	85

第 20	現場映像伝送装置	86
第 21	情報共有システム	86
第 22	署所用情報表示盤	90
第 23	消防 OA システム	90
第 24	バックアップ指令センター設備	105
第 25	駆け込み通報装置	105
第 26	署所監視装置	106
第 27	電話設備	107
第 28	招集ベル	107
第 29	119 番補助受付装置	108
第 30	MDF	108
第 31	他システム連携	108
第 32	付属品・予備品等	109
第 5 章	据付調整仕様	111
第 1	適用	111
第 2	設置作業仕様	111
第 3	安全仕様	114
第 4	その他	117
第 6 章	契約不適合責任対応仕様	118
第 1	基本事項	118
第 2	技術員の派遣	118
第 3	契約不適合責任対応	118
第 7 章	保守仕様(参考)	120
第 1	適用	120
第 2	基本事項	120
第 3	サービス要件	120
第 4	技術員の派遣	121
第 5	ソフトの保守	121
第 6	保守の方法	121
第 7	保守業務の除外事項	122

## 第1章 総則

### 第1 業務名

美作地区消防指令センター高機能消防指令システム構築業務委託(仮称)

### 第2 適用

本仕様書は、津山圏域消防組合(以下「委託者」という。)が発注する、美作地区消防指令センター高機能消防指令システム構築業務委託(以下「本業務」という。)について、通信指令業務及び同業務を行う設備並びにこれらの付帯設備(以下「本システム」という。)の調達、据付及び調整等について必要な事項を定める。

### 第3 目的

本業務は、通信指令業務の円滑な運用を実現するため、津山圏域消防組合、真庭市及び美作市が共同で運用する高機能消防指令センターを更新整備し火災等の災害による被害の軽減、救命率の向上、災害情報の共有化による連携機能の強化、合理的かつ迅速な部隊運用等、総合的な消防力の向上を図り、住民の生命・財産の保護に寄与することを目的とする。

### 第4 用語の定義

- 1 通信指令業務とは、災害通報の受理、警防隊などの出場指令、通信統制、医療機関の傷病者収容体制の把握、災害情報及び警防情報の収集並びにこれらに付帯する業務をいう。
- 2 指令センターとは、美作地区消防指令センターをいう。
- 3 指令設備とは、通信指令業務を遂行するため、指令センター、各消防本部、署所、車両等に備える装置及びその他付帯設備をいう。
- 4 指令員とは、通信指令室において消防通信指令業務を行う消防職員をいう。
- 5 監督職員とは、本業務の受託者に対して、本業務の状況等を管理・監督するために委託者が指定した職員をいう。
- 6 一式とは、仕様書に記載されている機器のほか、仕様書に明記されていないが、機器を動作させるために必要な装置類を含むものをいう。
- 7 各消防本部とは、津山圏域消防組合消防本部、真庭市消防本部、美作市消防本部をいう。
- 8 署所とは、各消防署、各分署、各出張所、及び各駐在所をいう。
- 9 関係市町村とは、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町、真庭市、新庄村、美作市、西粟倉村をいう。

### 第5 設備の設置場所

- 1 美作地区消防指令センター : 津山市林田 95
- 2 津山圏域消防組合消防本部 : 津山市林田 95

- (1) 中央消防署 : 津山市林田 95
  - ア 加茂出張所 : 津山市加茂町塔中 80
  - イ 久米南分署 : 久米郡久米南町上弓削 1014-1
  - ウ 柵原出張所 : 久米郡美咲町吉ヶ原 1034-1
  - エ 旭出張所 : 久米郡美咲町南 338-6
- (2) 東消防署 : 津山市中原 71-4
  - ア 日本原分署 : 勝田郡奈義町滝本 1546-2  
(令和 2 年度新築・移転予定)
- (3) 西消防署 : 苫田郡鏡野町円宗寺 31-1
  - ア 奥津出張所 : 苫田郡鏡野町奥津川西 193
- 3 真庭市消防本部 : 真庭市惣 254-8
  - (1) 真庭消防署 : 真庭市惣 254-8
    - ア 蒜山分署 : 真庭市蒜山下福田 460-1
    - イ 湯原分署 : 真庭市下湯原 47
    - ウ 美新分署 : 真庭市美甘 2103
    - エ 北房分署 : 真庭市上水田 6319-1
- 4 美作市消防本部 : 美作市檜原下 1100
  - (1) 美作市消防署 : 美作市檜原下 1100
    - ア 大原出張所 : 美作市古町 1766-2
    - イ 英田駐在所 : 美作市北 912
    - ウ 勝田駐在所 : 美作市梶並 70

## 第6 契約期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとし、契約期間内に本仕様書に規定する完成検査に合格すること。

## 第7 法令等の遵守

- 1 本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとし、最新版を適用すること。
  - (1) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)
  - (2) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
  - (3) 電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号)
  - (4) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件(平成 21 年 6 月 4 日消防庁告示第 13 号)
  - (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)
  - (6) 有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)及び同法関係規則
  - (7) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
  - (8) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)

- (9) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
  - (10) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
  - (11) 電気用品安全法(昭和 36 年法律第 234 号)
  - (12) 気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)
  - (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
  - (14) 津山圏域消防組合が定める条例・規則等
  - (15) その他関係法令等
- 2 本業務の実施にあたっては、次の基準及び規格を遵守するものとし、最新版を適用すること。
- (1) 基準等
    - ア 消防防災施設整備事業補助金交付要綱(平成 14 年 4 月 1 日 消防消第 69 号)
    - イ 電気通信設備工事共通仕様書(平成 29 年国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)
    - ウ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成 28 年国土交通省大臣官房官庁官繕部)
    - エ 消防救急デジタル無線共通仕様書 第 1 版(平成 21 年 9 月)
  - (2) 規格等
    - ア 日本産業規格(JIS)(経済産業省 日本工業標準調査会)
    - イ 日本電機工業会規格(JEM)(一般社団法人 日本電機工業会)
    - ウ 日本電気規格調査会標準規格(JEC)(一般社団法人 電気学会)
    - エ 電子情報技術産業協会規格(JEITA)(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
    - オ 電池工業会規格(SBA)(一般社団法人 電池工業会)
    - カ 電波産業会標準規格(ARIB)(一般社団法人 電波産業会)
- 3 本業務の実施にあたっては、次の情報セキュリティに関する関係諸規定を遵守するものとし、最新版を適用すること。
- (1) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(平成 30 年 9 月版 総務省発行)
  - (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(平成 28 年 個人情報保護委員会発行)
  - (3) コンピュータ不正アクセス対策基準(平成 8 年 通商産業省発行)
  - (4) コンピュータウイルス対策基準(平成 7 年 通商産業省発行)
  - (5) ソフトウェア管理ガイドライン(平成 7 年 通商産業省発行)
- 4 本業務に係る装置及び作業で、特許、実用新案、その他関係法令に抵触するものは、受託者の負担において処理すること。

## 第8 契約の範囲

受託者は、本仕様書に基づき必要なシステムの設計、製作、運搬、据付、各種データ入力、調整、委託者の職員への技術指導、その他必要な作業を行うとともに本業務の完了に必要な官公庁等への諸手続から検査に至る一切の作業を行うものとする。

## 第9 官公庁等への手続き

受託者は、官公庁、通信事業者、電力会社等に対して、必要な申請、計画、通知等の手続を行い、許可、認可等を受けるものとし、当該手続きに係る費用を負担するものとする。

なお、官公庁との交渉を要するとき又は官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に申し出て協議するものとする。

## 第10 承諾図

受託者は、本仕様書と受託者がプロポーザル時に提示した技術提案書をベースとし、委託者との協議の上、策定された契約用調達仕様書に従い、実際に納入するシステムの内容及び据付工事の詳細について設計を行い、承諾図として取りまとめ委託者に提示し、承認を得るものとする。

### 1 説明会議

(1) 受託者は、承諾図作成にあたっての詳細設計状況について、委託者に対する説明会議を開催し、説明を行うものとする。また、委託者に対するデータ提示の依頼等についても、説明会議の場において行うものとする。

(2) 説明会議は、おおむね下記のように分類し、実施するものとする。

- ア 指令管制通信系システム
- イ 指令管制情報系システム
- ウ 車両系システム
- エ 映像系システム
- オ 業務系（OA）システム
- カ 据付・調整

(3) 説明会議の実施にあたって、受託者は着手後速やかに会議実施スケジュール案を作成し、委託者に提示するものとする。

(4) 会議実施スケジュール案の作成にあたっては、受託者の勤務体系等を考慮しながら、システム構築全体のスケジュールに影響が出ないよう留意すること。

(5) 説明会議において受託者が提示する資料、議事録等の提出は、PDF形式等の電子データで、電子メールにて送付すること。提出期限は下記のとおりとする。

- ア 資料等：会議開催日前日まで
- イ 議事録：会議開催後5営業日以内

### 2 据付・調整工事設計

(1) システム設置箇所の現地調査を実施し、現地の設置スペース、配線経路等の確認を行った上で、本章第12.2(6)～(8)に記載する図面(施工図)を作成するものとする。

(2) 施工図はCADデータ及びPDF形式により作成し、委託者に提示し承認を得るものとする。なお、CADデータの形式については、委託者との協議により決定するものとする。

### 3 システム詳細設計

- (1) 受託者は、納入を予定しているシステム構成機器について、本章第 12 2(2)～(5)に記載する図書類を委託者に提示し、承認を得るものとする。
- (2) 受託者は、納入システムの機能について、ソフトウェア設計仕様書案を作成し、委託者に提示するものとする。
- (3) ソフトウェア設計仕様書案は、納入システムの全機能を網羅したものとし、その内容が契約用調達仕様書と齟齬がないことについて、説明会議において詳細説明を行うものとする。特に、プロポーザルにおける提案事項の反映部分とカスタマイズ対応する部分については別資料等を用いて重点的に説明すること。

#### 4 協議書

- (1) 詳細設計において、やむを得ない事情により契約用調達仕様内容の変更を行う場合、受託者は協議書を提出し、委託者の承認を得るものとする。ただし、協議内容については、説明会議においてあらかじめ協議が行われていることを前提とする。
- (2) 協議書の書式については委託者が提供する。

#### 5 承諾図

- (1) 受託者は、本項記載の詳細設計結果を整理し、本章第 12 2 記載内容で構成される承諾図を委託者に提出するものとする。
- (2) 承諾図の記載内容については、説明会議における検討結果と協議書の承諾結果を反映したものであること。
- (3) 受託者は、承諾図の承諾をもって機器の製作、システム構築に着手するものとする。なお承諾図の分割提示については、委託者の承諾があれば可とする。

### 第11 検査等

本システムを構成する各装置は、委託者が行う次の検査に合格したものとする。

#### 1 一般事項

- (1) 受託者は、完成検査等(以下「検査」という。)に必要な労務及び機材の提供等を行うものとする。
- (2) 受託者は、あらかじめ検査の時期を作業工程表に明示して、工程を管理するものとする。
- (3) 受託者は、検査の結果、補修又は改造が必要となったときは、委託者の指定する期日までに補修又は改造を完了し、その旨を委託者に通知するものとする。

#### 2 事前準備等

- (1) 受託者は、電源投入の前に機器間配線(絶縁、導通等)の点検及び清掃を行うものとする。
- (2) 受託者は、電源投入の後に機器の動作状態を綿密に確認した上で、検査を行うものとする。
- (3) 受託者は、試験に使用する測定器の名称、校正年月日及び製造会社名を試験成績書に記載するものとする。

#### 3 内部検査

- (1) 受託者は、本システムの製造工程において、本仕様書に基づき単体試験、内部結合試験を実施するものとする。
- (2) 受託者は、本検査の管理主体としてテストの管理を実施するとともに、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うものとする。
- (3) 各試験に使用するデータ、試験環境は受託者の責任において用意するものとする。
- (4) 受託者は、各試験の終了時に、試験成績書に基づき、内部検査完了報告書を作成するものとする。詳細は、委託者との協議による。

#### 4 工場検査

- (1) 受託者は、本システムの製造工程又は工場出荷前に工場検査を実施するものとし、委託者の確認を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の1ヶ月前までに「工場検査実施要領書」を提出し、委託者の承認を受けるものとする。
- (3) 委託者の立会いは、協議により必要に応じて実施するものとする。
- (4) 「工場検査実施要領書」は、検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準その他必要な事項を記載したものとする。
- (5) 受託者は、検査対象装置及び試験内容を委託者と受託者の協議により決定し、決定した内容に基づき、検査を受けるものとする。
- (6) 受託者は、上述の内部検査における試験成績書を提出し、委託者の検査を受けるものとする。なお、試験成績書のうち、機密事項が含まれる書類については、検査完了後、受託者に返却するものとする。
- (7) 受託者は、検査の際、写真撮影を行うものとする。
- (8) 受託者は、検査における指摘事項等を記録して報告書にまとめて提出し、委託者の承認を受けるものとする。

#### 5 受入検査

- (1) 受託者は、主要装置及び主要機器の搬入時に、契約数量に対する全数検査を実施し、委託者の確認を受けるものとする。
- (2) 委託者の立会いは、協議により必要に応じて実施するものとする。
- (3) 受託者は、検査の1ヶ月前までに「受入検査実施要領書」を提出し、委託者の承認を受けるものとする。
- (4) 「受入検査実施要領書」は、型式確認、製造番号確認、員数確認、外観検査を含む検査項目、合否判定基準その他の必要事項を記載するものとする。
- (5) 受託者は、検査の際、各装置の写真撮影を行うものとする。

#### 6 使用前検査

- (1) 受託者は、本システムへの仮運用切替の前に、本業務にて導入した機器の動作確認を委託者立会いのもと実施するものとする。
- (2) 受託者は、検査の1ヶ月前までに「使用前検査実施要領書」を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

- (3) 「使用前検査実施要領書」は、設計図書等を基に、機器等の数量、機器等の据付状況、総合的な動作試験等を含む検査項目、合否判定基準、その他必要な事項を記載するものとする。
- (4) 受託者は、検査における指摘事項等を記録して報告書にまとめて提出し、委託者の承認を受けるものとする。
- (5) 受託者は、検査の際、実施状況の写真を撮影するものとする。

## 7 完成検査

- (1) 上記の各検査に合格後、委託者が実施する検査であり、この検査をもって完成とすることを原則とする。
- (2) 委託者立会いのもと実施するものとする。
- (3) 受託者は、検査の1ヶ月前までに「完成検査実施要領書」を提出し、委託者の承認を受けるものとする。
- (4) 「完成検査実施要領書」は、設計図書等を基に、提出書類等の審査、機器等の指定照合、数量、機器等の据付状況、総合的な動作試験等を含む検査項目、合否判定基準、その他必要な事項を記載するものとする。
- (5) 受託者は、検査における指摘事項等を記録して報告書にまとめて提出し、委託者の承認を受けるものとする。
- (6) 完成検査において本仕様書及び委託者の指示どおりに完成していない場合、受託者は、直ちに改修を行い、再検査を受けるものとし、改修に要した費用は受託者が負担するものとする。

## 第12 提出書類

提出書類等の部数及び提出時期については、下表に従うものとする。

書類の提出とあわせて DVD 等の電子媒体を提出するものとし、電子データは、原則として汎用ソフトでの閲覧が可能な形式とすること。また、竣工図、系統図、布線図、電気配線図については、CAD データも提出するものとし、CAD の形式については協議により決定するものとする。

提出書類	部数	提出時期
1 業務関係 (1) 着手届け、(2) 業務工程表、 (3) 業務計画書、(4) 体制図、 (5) 技術者資格証明書	正本：1 部 ※(3)業務計画書 は4部とする。 電子：4 部	着手時
2 承諾図 (1) ソフトウェア設計仕様書 (2) 機器外觀図、(3) 機器実装図 (4) 機器構成表、(5) 機器仕様書 (6) 配線系統図、(7) 機器配置図 (8) 配線図、(9) その他	正本：4 部 電子：4 部	詳細仕様確定後、 速やかに
3 検査結果 (1) 検査要領書(検査前に承認を得たもの) (2) 検査報告書 (3) 検査写真	正本：4 部 電子：4 部	検査完了後、速や かに
4 完成図書 (1) 竣工図、(2) 機器外形図、 (3) 機器実装図、(4) 系統図、 (5) 布線図、(6) 電気配線図、 (7) 試験成績書、(8) 工程表(作業後)、 (9) 作業写真(作業前・作業中・作業後)、 (10) その他	正本：4 部 電子：4 部	完了 2 週間前
5 指令系設備説明書 (1) 指令系設備機能説明書 (指令センター用、本部用、署所用) (2) 指令系設備取扱説明書 (指令センター用、本部用、署所用)	正本：4 部 副本：18 部 電子：4 部	システム移行前
6 消防業務OA系説明書 (1) 消防業務OA系機能説明書 (2) 消防業務OA系取扱説明書	正本：4 部 副本：15 部 電子：4 部	システム移行前
7 その他 (1) 打合せ議事録、(2) 協議書	協議による。	部数及び提出時 期は、協議によ

提出書類	部数	提出時期
(3) データ入力スケジュール表		る。
(4) 研修スケジュール表		
(5) その他委託者が指示する書類及び資料		

### 第13 作業の着手

- 1 受託者は、業務の着手にあたり、本章第12 提出書類に記載の書類を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- 2 業務計画書及び体制図にあつては、休日・夜間等の緊急連絡先及び担当者名についても記載を行うものとし、緊急連絡に速やかに対処できる体制を講じるものとする。

### 第14 諸経費の負担について

- 1 本システムの設置及び据付調整に係る光熱費は、関係市町村の負担とする。
- 2 受託者は、本業務で新たに整備する通信回線の設置、許可、手続等に要する費用及び引き渡しまでに発生する回線利用料を負担するものとする。
- 3 受託者は、本システムを構成する各装置に要する構築期間中のソフトウェア料等の費用を負担するものとする。
- 4 受託者は、本システムに要する地図を初回導入において買取り式とし、その費用を負担するものとする。
- 5 受託者は、本システムを構築する上で必要となる各種サービスの利用に係る構築期間中の費用を負担するものとする。

### 第15 部品等の確保

受託者は、完成検査に合格後、コンピュータ系に関してはおおむね5年、その他機器に関してはおおむね10年間は、使用部品等を確保すること。

当該部品を確保できない場合は代替品を確保するものとする。なお、受託者は、上記期間経過後も、部品を確保するよう努めるものとする。

### 第16 研修

受託者は、本システムの円滑な運用を図るため、次に示すとおり職員を対象に運用研修を実施するものとする。

なお、研修に必要な費用は受託者が負担するものとする。

- 1 研修概要
 

本システムの研修は次の区分とし、本システム運用前から実施するものとする。

  - (1) 操作研修
  - (2) メンテナンス研修
- 2 研修体制
  - (1) 受託者は、原則としておおむね119番回線切替日前1ヶ月間を研修期間とすること。研修の日程及び研修場所は、委託者・受託者間協議により決定するものとする。

- (2) 受託者は、研修のカリキュラム及び資料を作成し、計画的に実施するものとする。
- (3) 特に職員が頻繁に使用すると考えられる、メンテナンス機能・自由帳票作成機能等の研修資料用の資料にあつては、詳細な説明書を作成するものとする。
- (4) 研修内容及び対象者は、おおむね次のとおりとし、詳細は、委託者と協議するものとする。

集合研修内容	研修区分	対象者	回数
取扱説明	操作研修	指令員	2回以上
署所設備取扱説明	操作研修	署所職員	各署2回以上
車両設備取扱説明	操作研修	署所職員	各署2回以上
消防 OA システム取扱説明	操作研修	各消防本部職員	各課2回以上
		署所職員	各署2回以上
メンテナンス管理説明	メンテナンス研修	指令員	2回以上
障害一次対応	メンテナンス研修	指令員	2回以上
システム復旧手順	メンテナンス研修	指令員	2回以上

- (5) 研修は、研修要員(指導員)による講義形式で実施するものとし、実機を使用するものとする。
- (6) 受託者は、操作研修で使用する資料を準備するものとする。
- (7) 受託者は、委託者に対しておおむね119番回線切替日前3ヶ月間は、指令装置の主要操作がシミュレーションできる機器を貸与し、指令員の事前操作訓練が実施できるようにすること。

## 第17 システムの運用切替

- 1 受託者は、本システムへの運用切替に際して事前に計画書を作成し、委託者と十分協議を行うものとする。
- 2 受託者は、委託者が通知した関係者と協力し、事故等が発生しないように本システムへ運用を切り替えるものとする。
- 3 既設構築業者との調整が必要な場合、受託者は、既設構築業者と直接協議を行うものとする。なお、委託者は、必要に応じて協議への立会を行うものとする。
- 4 協議・調整に係る費用負担等は、すべて受託者の責任において行うものとする。
- 5 既設構築業者と受託者の上記調整に係る契約等について委託者は介入しないものとする。

## 第2章 共通事項

### 第1 本システムの基本事項

本システムは、「住民の生命、身体、財産を災害から守る」という消防の目的を達成するため、通信指令業務を迅速かつ確実に遂行できるシステムとする。

### 第2 技術基準

#### 1 技術基準

本システムは、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める「高性能消防指令センター総合整備事業」のⅡ型規格に準拠するとともに、本仕様書記載の機能を有すること。

- (1) 本業務に使用する全ての装置及び機器は、受託者の責任において品質管理ができる信頼性の高いものを使用すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、本仕様書第1章 総則、第7に記載の法令等を遵守すること。

#### 2 電氣的規格

各装置及び機器の規格は、次によるものとする。

- (1) 制御方式 : 電子制御方式

- (2) 有線接続等の条件

ア 有線接続方式 : ダイヤル方式  
又はプッシュ方式、ISDN方式、光IP方式等

イ 線路条件

次の値を基準とするが、電気通信事業者が示す条件を考慮すること。

なお、内線PBX接続回線、加入電話回線及び専用回線の条件については一般財団法人電気通信端末機器審査協会の定める技術基準に準拠したものとする。

- (ア) 119番回線

a 直流式 : 3,000Ω以下(ループ抵抗)

b 交流式 : 1,000Ω以下(ループ抵抗)

(ISDN回線に対応可能であるものとする。)

- (イ) 加入電話回線 : 1,000Ω以下(ループ抵抗)

- (ウ) 内線 : 400Ω以下(ループ抵抗)

- (エ) 専用回線 : 3,000Ω以下(ループ抵抗)

ウ 絶縁抵抗及び絶縁耐圧 : 電気設備の技術基準による。

エ 接地抵抗 : 電気設備の技術基準による。

#### 3 通信規格

本システムの機器相互間の接続等に適用する通信規格は、機能の拡張性、柔軟性、発展性及び円滑な運用を考慮し、優先順位を設け、ネットワークトラフィック(負荷)を考慮すること。

- (1) 電話回線

ア 内線、加入電話回線及び専用回線の条件については一般財団法人電気通信端末機器審査協会の定める技術基準に準拠すること。

イ 各種加入電話回線の接続条件・通信方式等は、通信事業者が規定する規格に準拠すること。

ウ 119 番回線トランクは、直流式又は交流式、ISDN 回線及び IP 回線のいずれにも対応できること。

(2) 無線回線

無線回線条件は、電波法及びその関連法令の基準によること。

4 環境条件

本業務で整備する装置及び機器は、各個別機器仕様に定めが無い限りは、原則として次の条件に適合し、異常なく動作すること。

(1) 周囲温度

ア 屋内装置 : +10～+35℃の範囲

イ 屋外装置 : -10～+40℃の範囲

(2) 周囲湿度

ア 屋内装置 : 20～80%の範囲

イ 屋外装置 : 20～90%の範囲

(3) その他

屋外の設備は、風雨・亜硫酸ガス・硫化水素等の原因による錆、腐食等を十分に考慮し、防錆及び防腐食の処置を施すこと。

5 銘板及び表示

本システムを構成する装置及び機器には次のことを施すこと。

- ・品名、型式、製造会社名及び製造年月等を記載した銘板等の取り付け
- ・入出力端子・調整箇所・部品等が容易に判別できる標識の表示
- ・取扱上に注意を要する箇所にその旨の表示
- ・委託者が特に表示を指定するものについての表示

6 塗装色

本システムを構成する装置及び機器の塗装色は、色調を合わせること。

7 その他事項

本仕様書に明記していない事項であっても、本システムの機能及び運用上、当然具備すべき事項はこれを充足すること。

### 第3 一般規定

1 本システムの条件

最新の情報通信技術及び情報処理技術を導入し、かつ長年の業務改善の成果による現行設備における業務運用を損なうことがないように、指令設備を構築すること。

この点を踏まえ、本システムの構築に際しては、次のことを十分に考慮した上で履行すること。

(1) 高信頼性

24 時間 365 日無停止運用を行うシステムであることから、指令制御装置、指令関連用サーバ、コンピュータ装置等の重要な装置及び機器は、冗長化構成とし、機器点検時及びデータ更新時も装置及び機器を止めることなく業務運用が継続できること。

(2) 災害・障害に強いシステム

大規模地震等にも耐えられる設計及び設置を行うとともに、主要基幹システムのバックアップ対策を強化し、安全性を保持すること。

(3) システムの迅速性・正確性

119 番通報の受付から事案終了までの各種処理が迅速かつ正確に行えるとともに、大規模災害、同時多発災害等が発生した場合においても、同様に行えること。

(4) 操作性・視認性の向上

使用頻度の高い機能は最小のタッチ数で操作でき、複雑な操作が必要なものについては、ガイダンス機能・操作ミス対策・操作訓練機能を設ける等、操作性及び視認性の向上並びに操作の簡略化等を考慮すること。

(5) 柔軟性の確保

今後の技術発展に伴う変化に対応できるよう、装置及び機器の機能変更や追加等のメンテナンスが柔軟に行うことができる拡張性を持った構造を有するものとする。特に将来的な、組織変更及び署所の増設並びに車両の増減及び配置換えへの対応について十分に配慮すること。

(6) データメンテナンスの容易性

指令設備における地図情報等の追加、削除、出場計画の変更等、基本的なデータの変更は、ソフトウェアの変更を伴うことなく職員が容易な操作で行え、その入力情報も容易に確認できること。

(7) 消防本部ごとに異なる運用計画への対応

受付局番からの管轄署所判別等により管轄消防本部ごとの運用計画に準拠した隊編成を自動的に行うことができるものとする。

(8) 現場指揮と指令センター等の情報共有体制の強化

災害現場における警防隊と指令センター等との間において、迅速かつ円滑に情報共有を行うことができるものとする。

(9) 消防 OA システムとの連携

通信指令業務で必要とする情報と消防 OA システムが保有する情報との関連付けを強化し、情報の効率的な活用ができること。

消防 OA システムで管理されている台帳データ(防火対象物、水利情報等のデータ)を、自動出動指定装置、地図等検索装置及び車両運用端末装置の支援情報として利用できること。

(10) 住民基本台帳データの利用

真庭市消防本部管内、美作市消防本部管内の住民基本台帳データを取り込み、自動出動指定装置等のマスタデータに活用できること。取込対象、取込方法については、真庭市消防本部及び美作市消防本部との協議により決定すること。

(11) 既設設備との接続

既設設備が持つ接続インターフェイスに十分留意すること。また、既設構築業者との調整が必要な場合、受託者は、協議を行うこと。なお、委託者は、必要に応じて協議への立会を行うものとする。

なお、協議・調整に係る費用負担等は、すべて受託者の責任において行うものとする。

(12) データの有効活用

既設消防指令システム・消防 OA システム等、委託者が保持するデータ(以下「既存データ」という。)は、本システムに移行し有効活用すること。

(13) 保有データの有効活用

本システムが保有するデータを CSV 形式等の汎用データ形式で出力できること。

(14) 機器・製品の提供について

本仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様であり受託者は厳守すること。

本システムに係る装置、機器、電子機器(ハードウェア、ソフトウェア等)及びその付帯設備は、本業務履行時における最新のものとし、本仕様書に掲げる機能及び性能と同等又は同等以上であること。

2 本システムの規格

(1) 構造

ア 信頼性、運用性及び保守性に優れたものであること。

イ 堅ろうにして長期間の使用に耐えうる構造であり、人体に危険を及ぼさないよう安全保持を十分に考慮すること。

ウ 落雷時に空中線系、商用電源系及び有線電話系を通じて指令設備が受ける影響を最小限にとどめるため、避雷装置を設置すること。

エ 扱い易い操作面を有するものとし、機動性を重視して操作部を自由に配置できるように考慮されたものとし、筆記スペースの確保を考慮すること。

オ それぞれの用途に応じた操作性及び機能性を重視したものとし、その形状、色調は他の機器と調和がとれたものであること。

カ スイッチ類の数を極力少なくすること。

キ コンパクト化、低騒音化が図られたものとし、低消費電力化を図り、維持管理費が最小限であるよう経済性を重視すること。

ク 可能な限り規格の統一、機器の共通化を図り、ランニングコスト削減に努めること。

ケ 保守点検が容易にできる構造であること。

コ 専用台、専用ラック等に収容すること。

サ サーバ系コンピュータに関しては省スペース化を考慮し 19 インチラックマウント型(EIA 規格)のものとし、19 インチ専用ラックに実装すること。

シ 指令センター、各消防本部、署所等との間の通信回線・映像用回線は、指令データ系、指令音声系を回線統合して新設することを基本とする。

- ス 指令センター、各消防本部、署所に設置する重要装置については、直流電源装置や無停電電源装置等を設置しバックアップ電源対策を施すこと。
- セ 将来の機能拡充、機能追加及び機器増設に対して、容易に対応できること。
- ソ 最先端の技術を駆使した設計とし、将来の技術革新に対応できる構造とすること。
- タ 消防救急デジタル無線設備と接続できること。
- チ 指令設備の各制御機器の主記憶装置、補助記憶装置、ネットワーク構成等は、必要なデータ量に対して十分な余力を有すること。
- ツ ハードウェア及びソフトウェアの変更に対して容易に対応できる拡張性を有すること。
- テ 通信指令業務を中断することなく、指令設備の保守作業の実施が可能であること。
- ト 24 時間 365 日連続運転の使用条件下において十分な運用維持ができること。
- ナ 親時計を設け、全ての指令設備の時刻は日本標準時に統一すること。

## (2) 運用

- ア 各システムは、フェイルセーフ設計の思想に基づいて設計すること。
- イ 入力及び取り扱うデータに関しては、誤入力を防止し、効率化を図ること。
- ウ 指令系システムのデータ更新は、本システムを停止させることなく作業できること。
- エ データ更新作業は毎日行うことを基本とし、更新作業及び反映作業に係る時間、労働量等の軽減を図ること。
- オ データの反映作業は、即時反映・定期バッチ処理による反映、手動による反映、自動処理による反映など、内容やデータ量に応じて作業負荷を軽減できるよう考慮すること。
- カ 重要なデータについては、定期的にバックアップを行うこと。また、容易に復元できるよう考慮すること。
- キ 消防 OA システムと指令系システムの間において、相互にデータを連携できること。
- ク 各機器の基本操作は、必要最小限の手順で容易に操作でき、操作手順の案内や誤操作に対する警告、復帰等を迅速かつ正確にできること。
- ケ 災害通報等の受付から出場隊に対する出場指令の伝達及び通信並びに部隊運用まで、災害現場への情報支援及び災害活動に関する一連の業務処理は、迅速性及び正確性が確保されること。
- コ 119 番通報の輻輳に対処できる機能的余力を有すること。

## 第4 データ入力及び取り扱い等注意

### 1 データ移行について

- (1) 受託者は、既存データを本システムに移行すること。なお、移行が困難な場合は、新規作成の上新システムに導入すること。

- (2) 受託者は、委託者から本業務の履行のため必要なデータの提示を受けた場合、機密保護に十分注意して、その内容を外部に漏らしてはならない。
  - (3) 受託者は、本システムが仮稼働切替を迎えるにあたり必要となるデータの移行作業を行うこと。
  - (4) 受託者は、移行する既存データを、委託者から受領すること。
  - (5) 受託者は、データの形式変換を行うツール及び変換作業環境(機器等)を用意すること。
  - (6) 受託者は、データ移行を行うにあたり、既設構築業者等との調整が必要な場合、協議を行うこと。なお、委託者は、必要に応じて協議への立会を行うものとする。また、これらは費用等を含め、全て受託者の責任において負担するものとする。
- 2 新規データの取り扱い(紙媒体のデータも含む。)
    - (1) 受託者は、委託者の協力のもと、各種データの調査・収集及び入力データの作成(音声合成装置への文言セット等を含む)等を行うこと。
    - (2) 受託者は、委託者による新規入力データの作成が効率的に実施できるようデータ作成ツールを提供すること。
    - (3) 受託者は、委託者が作成したデータの本システムへのセットアップを行うこと。
    - (4) 受託者は、セットアップしたデータについて委託者の確認を受けること。
    - (5) 受託者は、不明な箇所については、委託者より別途指示を受けること。
  - 3 データ消去
    - (1) 受託者は、既設設備の処分を行う際に、作業完了までの作業工程管理を徹底して行うこと。
    - (2) 受託者は、データ漏えい防止対策を行い、消去完了までの過程を事前に委託者に提出し、了解を得ること。
    - (3) 受託者は、データ消去が必要な装置を物理破壊によりデータの読み取りを不可能にすること。なお、物理破壊は委託者立合いの下、現地で行うこと。
    - (4) 受託者は、物理破壊した機器について、その作業写真を添付した報告書等を提出すること。

## 第5 電気通信事業者回線について

- 1 受託者は、本業務に伴う 119 番回線、加入回線、専用回線等の新設、増設、移設、検査、試験、設置許可等、申請、検査、試験その他の手続を委託者に代行して行うこと。
- 2 電気通信事業者回線の新設、増設、既設回線の変更等を行うが、本システムの屋内配線は本業務の範囲にて行うこと。
- 3 受託者は、回線終端装置を設置すること。

## 第6 セキュリティ管理

- 1 概要

委託者のセキュリティポリシーに基づき、本システム及び連携する他システムへの影響等に考慮した、多面的なセキュリティ対策を講ずること。なお、セキュリティシステムの構築にあたっては、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

## 2 セキュリティ対策

### (1) 不正アクセス防止対策

ネットワークの構築にあたっては、他システムとの連携も考慮したうえで、強固なファイアウォール等を構築し、不正アクセス防止のためのセキュリティ対策に万全を期すること。

### (2) ウイルス対策

本システムに接続される各端末については、ウイルス対策ソフトを導入すること。

ア ウイルス対策ソフトは、定義ファイル等を常に最新の状態に保持できるようにすること。

イ ウイルス対策ソフト用のサーバを導入し、定義ファイルの管理を一元化すること。

ウ 最新の定義ファイルをインターネット回線経由で取得すること。

エ 任意の記憶媒体の挿入等、空きポートからのウイルス感染を防ぐため、物理的にも遮断できること。

オ 本システムで使用する記憶媒体については、ウイルススキャン機能を持たせたものとする。

カ その他、対象とする端末は、委託者との協議により決定すること。

### (3) 脆弱性の対策

ア 消防 OA システム等、他のシステムやインターネット等との接続を行う装置類の OS・ミドルウェア等の脆弱性対策を施すこと。対象とする端末は、委託者と協議の上決定すること。

### (4) 盗難対策

災害発生時に無人になる可能性がある署所事務所等に設置する機器は、セキュリティワイヤーを設置する等の、盗難防止策を講ずること。詳細は、委託者との協議により決定すること。

## 3 利用者管理

### (1) パソコン端末装置

利用者 ID などの識別による機能制限や処理業務ごとにアクセス権限等を定め、不正な利用者によるデータの破壊・漏えい・改ざん等を防止すること。

また、アクセス権限を設定するものとし、詳細は委託者との協議により決定する。

### (2) パスワード管理

本システムにて使用する各装置類のパスワードの管理は、次のとおりとすること。

#### ア 本業務にて整備する各装置類

システムで使用する、ユーザで認証操作が必要なパスワードについては本システムの管理者による管理とし、利用者によるパスワード変更を管理できること。

また、利用者のパスワードを強制的に変更できるとともに、利用者でも変更できること。

#### 4 履歴管理

- (1) 本システムの操作ログを管理できること。
- (2) 操作ログの検索、表示、出力等は、簡易な操作でできること。

### 第7 既設機器の取り扱い

#### 1 継続使用機器

- (1) 本システムへの切り替え後も継続使用する装置及び機器(以下「継続使用機器」という。)は、委託者の指示に従うが、おおむね次のものとする。
  - ア 消防救急デジタル無線設備
  - イ FM 告知放送システム
  - ウ Net119 受信装置
  - エ 放送設備
  - オ その他、委託者の指定する機器
- (2) 受託者は、本システム導入時に当該機器の設置業者と協議・調整を行い接続すること。
- (3) 受託者は、既設設備の移設並びに本システムとの接続・動作試験は、委託者及び既設設備設置業者の立会のもと実施すること。なお、それらの調整に係る費用等は、全て受託者の責任において負担するものとし、委託者はその調整に介入しないものとする。
- (4) 継続使用機器との相性の問題により本システムと連携動作しない場合においては、受託者の責任において継続使用機器と同等の動作を行う機器を新設すること。

## 第3章 システム構成

### 第1 機器構成

本システムは、【別紙1】機器構成表及び【別紙2】システム全体構成図にて定める装置群にて構成するものとし、原則として第4章に定める機能及び構造を備えるものとする。

### 第2 性能要件

#### 1 業務要件

本システムの規模、性能等に関する業務要件は下表のとおりとする。

業務要件	現在値	設計値	備考
(1) 管轄			3 本部管轄合計値
ア 面積(k m <sup>2</sup> )	2,743	2,743	
イ 人口(人)	226,541	250,000	
ウ 世帯数(世帯)	97,017	110,000	
(2) 組織			3 本部合計値
ア 消防本部	3	3	
イ 消防署	5	5	
ウ 分署等	13	13	
エ 職員数	383	450	
オ 車両数	101	150	
(3) 消防団			3 本部管轄合計値
ア 分団数	126	150	
イ 団員数	9,314	10,000	
ウ 消防団車両数		250	
(4) 警防			3 本部合計値
ア 119 番着信件数	17,672	20,000	1年あたりの件数
イ 火災出場件数	235	300	1年あたりの件数
ウ 救急出場件数	12,167	15,000	1年あたりの件数
エ 救助出場件数	183	200	1年あたりの件数
(5) 予防			3 本部合計値
ア 防火対象物総数	7,060	8,000	
イ 危険物施設総数	2,730	3,000	
(6) 水利施設構成	10,912	12,000	3 本部合計値

## 2 瞬時負荷処理能力

### (1) 通信指令室

通信指令室における本システムの瞬時負荷処理能力は、下表のとおりとする。詳細は、提案による。

処理概要	設計値	備考
ア 災害種別・災害区分一覧の表示 ボタン押下後、災害種別又は災害区分の一覧がディスプレイに表示されるまで	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。
イ 目標物一覧の表示 ボタン押下後、目標物の一覧がディスプレイに表示されるまで	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。
ウ 地点検索 ボタン押下後、検索条件に合致した地点の地図がディスプレイに表示されるまで	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。
エ 隊編成処理結果の表示 ボタン押下後、出場隊編成結果がディスプレイに表示されるまで(経路の演算を含む。)	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。
オ 同報判定表示 災害地点、災害種別決定後、同報一覧画面が表示されるまで	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。
カ 地図種別の切替 切替操作後、異種地図(住宅地図、道路地図)に切り替わるまで(ベクトル地図間を前提とする。)	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。
キ 災害地点の表示 事案一覧画面にて事案を選択後、災害地点付近の地図がディスプレイに表示されるまで	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。
ク 地図レイヤ等追記表示 地図レイヤ表示選択後、選択したレイヤがディスプレイに表示されるまで	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。

(2) 署所

署所における本システムの瞬時負荷処理能力は、下表のとおりとし、詳細は、提案による。

処理概要	設計値	備考
ア 指令情報の表示 指令情報の受信後、指令情報出力装置に地図が表示されるまで	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。
イ 指令書の出力 指令情報の受信後、1枚目の指令書が印刷されるまで	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。

(3) 車両

車両における本システムの瞬時負荷処理能力は、下表のとおりとし、詳細は、提案による。

処理概要	設計値	備考
ア システム起動 電源投入後、ディスプレイに地図画面が表示されるまで(専用筐体の場合は、指令情報受信後、ディスプレイに災害地点地図が表示されるまで)	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。
イ 指令情報の受信 指令情報の受信後、ディスプレイに災害地点地図が表示されるまで(端末は起動中であることを前提とする。)	指令管制業務に支障をきたさないこと。	提案による。

### 第3 機器仕様要件

本システムで使用する機器は、【別冊 1】機器仕様要件の定めを原則とし、第4章 システム要求仕様に定める機能を満たすために必要な機器を選定すること。

## 第4章 システム要求仕様

### 第1 指令装置

#### 第1-1 指令台

##### 1 概要

本装置は、火災、救急、救助等に係る 119 番等の緊急通報の受付、関係機関への連絡、無線操作等を行うものである。なお、第 1-1 2 機能仕様は本項の記載を基本とするが、具体的な運用・操作等を加味した機能詳細及びその実現方法等については、仕様書(案)として各社提案すること。

##### 2 機能仕様

###### (1) 基本操作機能

ア 指令台の操作部は、タッチパネル機能を有する通信用ディスプレイ(以下「指令台ディスプレイ」という。)及び通信用ボタンを配置した操作盤(以下「通信操作部」という。)で構成され、指令台における通信操作ができること。

イ 指令台ディスプレイは、119 番通報受付、出動指令、無線送受信、録音装置制御、車両動態入力、電話発信(加入電話、内線、専用回線)等を操作できること。

ウ 通信操作部においては、通信用ボタン操作により、119 番通報受付、無線送受信等を操作できること。

###### (2) 119 番回線受付処理

ア 119 番の着信は、可視可聴により確認ができること。

イ 各席にて保留・再呼・切断及び転送を行うことができ、その状態を可視にて確認ができ、指令台にはその状態を回線ごとに表示できること。

ウ 受付中の 119 番は通信操作部又は指令台ディスプレイの保留ボタンにより回線を保留でき、その回線に対し音声合成保留音(「しばらくお待ち下さい。」等)が送出できること。また、保留、保留再接続、コールバック及び復旧が可能なこと。

(ア) 保留については扱者保留と回線保留の 2 種類が行なえること。

(イ) 回線保留は、任意の他台にて再受付ができること。

(ウ) 保留状態のまま一定時間経過すると、長時間保留として可視可聴により注意喚起ができること。

エ 119 接続を定期的に監視し、回線異常時には通信操作部に通知ができること。

オ 119 番通報においては、ナンバーディスプレイに対応ができること。

カ 119 受付時、自動的に電話番号を検索し、災害地点の決定に活用できること。

キ 非通知理由表示に対応し、公衆電話からの発信等、番号非通知の理由がわかること。

ク 119 番通報受付時において、エリア名、発信元電話番号、非通知理由着信時分秒等を指令台ディスプレイに表示できること。

ケ 全ての 119 番トランクに対し、回線試験ができること。

コ 無線選択中の席で 119 番回線等の受付操作を行なった場合、自動的に無線選択を復旧し、受け付けが行えること。

- サ 受付と同時に自席の着信音を断とすること。
- シ 自動出動指定装置等と連動し、受付と同時に事案処理が開始できること。
- ス 各席の受付中の通報及び処理中の事案情報を他の席に転送できること。
- セ 着信した 119 回線の履歴一覧を表示できること。また、履歴一覧から選択した過去の着信番号に対して、局線から発信ができること。履歴情報は、過去の通報内容、出動情報等を表示できること。
- ソ 119 番着信音は、他の回線と音色を変えることができること。また、119 番と他の回線の着信音量を指令台ディスプレイから容易にそれぞれ個別に変更できること。
- タ 受付した回線を指定した内線、局線、専用回線に転送できること。転送頻度の高い近隣消防等関係機関への転送操作は、必要数分のワンタッチボタンを装備することにより、容易な操作で転送できること。また、転送した履歴一覧を画面で確認できること。
- チ 着信表示灯
  - (ア) 災害種別に応じた 4 種類の表示が行え、受付中の災害種別が判別できること。
  - (イ) 着信表示灯は、指令終了又は取消操作により消灯すること。
  - (ウ) 通信盤面から手動でヘルプ点灯ができること。
- ツ 多言語対応機能
  - (ア) 外国人等からの 119 番通報に対応できること。
  - (イ) 三者通話による外国語通訳サービスへの接続を前提とした 5 ヶ国語でのサポート音声メッセージを送出できること。  
なお、サポートする言語は次のとおりとする。
    - a 英語
    - b 中国語
    - c 韓国語
    - d ベトナム語
    - e ポルトガル語
  - (ウ) 通報者の言語が不明である場合は全ての外国語によるメッセージを連続で送  
出できること。
  - (エ) サポート音声メッセージは、各国語ごとに 10 パターン以上の登録ができるこ  
と。
  - (オ) 委託者が指定する外国語通訳サービスに容易な操作で接続し、三者通話によ  
り外国人通報者への対応ができること。
- テ 通報内容を他席指令台からモニタできること。
- ト 119 番回線、内線及び加入回線通話に三者通話及び割込通話ができること。
- ナ 119 番回線等が輻輳し、受付ができない場合は、「通報が混みあっている」旨の  
メッセージを通報者に送出的こと。
- ニ 受付回線が自動的に計数表示できるほか、着信中回線が表示できること。

ヌ 119 番回線に FAX 通報が入った場合は、指定の FAX に接続し、FAX 受信ができること。また、受信内容を指令台上のディスプレイに表示し指令員が移動することなく出動指令ができ、受信した履歴の表示・印刷等ができること。

ネ 119 番着信輻輳時の補助として、指令制御装置に接続した複数台の補助電話機による受け付けを可能とし、着信・保留・転送・署所端末呼出が行なえること。

ノ 万が一の指令装置の障害により、その機能が停止した場合でも、最低限の 119 番通報受付が行えるよう、第 33 119 補助受付装置と接続できること。

ハ NTT 固定電話からの通報受付

(ア) 着信した 119 番回線について、必要に応じて発 ID (発信者番号) を取得でき、自動出動指定装置及び地図等検索装置と連動することによって、通報者情報を基に瞬時に地点決定が行えること。

(イ) 119 番通報に対して、リダイヤルによるコールバックが行え、その状態が表示できること。

(ウ) 119 番受付時において、回線番号、エリア名、電話種別、非通知理由、発信元電話番号、受付時分秒等を指令台ディスプレイに表示できること。なお、ダイヤルインサービスを利用することにより、発信エリア識別信号を解析し着信エリアを指令台ディスプレイに表示すること。

ヒ 携帯電話からの通報受付

(ア) 携帯電話会社からの 119 番通報を指令台に収容できること。また、指令台ディスプレイに携帯事業者名称を表示できること。

(イ) 携帯電話 119 番の着信は、可視及び可聴により他回線の着信音と区別して確認できること。

(ウ) 携帯電話からの 119 番着信時、取得可能な場合は、発信番号情報を着信時に自動表示できること。

(エ) 発信者番号不明(発信番号非通知又は 184 を付した通報)の通報時には、発 ID を強制取得できること。

(オ) リダイヤルによる、コールバックができること。

(カ) 転送は一般回線を使用して他消防本部等へ転送できること。その際転送先へ、転送元情報(発信者番号及び携帯事業者名)を付した UUI 転送に対応できること。

(キ) 上記以外の処置は、119 番からの通報受付に準ずる。

フ IP 電話及び直収電話事業者からの通報受付

(ア) 通常と同様の受付操作で受付できることとし、事業者別が表示できること。

(イ) 発 ID が取得できる場合には取得後リダイヤルによるコールバックを行えること。リダイヤル発信時は局線画面へ自動遷移し、発信状況が確認できること。

(3) 指令回線処理

ア 各席とも制御ができ、次の指令が行えること。

(ア) 一斉指令

(イ) 群別指令

(ウ) 部別指令

- (エ) 個別指令
    - イ 指令中の回線において、署所端末より指令台に対して緊急通報ができること。
    - ウ 各席の通信操作部及び指令台ディスプレイにおいて、次に掲げる指令回線の状態が確認できること。また、送出レベルが確認できること。
      - (ア) 自席使用中
      - (イ) 他席使用中
      - (ウ) 了解待ち
      - (エ) 放送中
      - (オ) 無線バックアップ
      - (カ) 異常
      - (キ) 全応答
      - (ク) 全確受
  - エ 自動出動指定装置等との連動により指定予告音送出後該当署所に予告指令を自動的に送出できること。
  - オ 予告指令を送出する際には、任意に予告音の解除ができること。
  - カ 予告指令の送出先は、消防本部を超えて指令センター管轄内に任意に送出できること。
  - キ 予告指令を任意に送出する際には、自動予告指令送出の解除ができること。
  - ク 予告指令後、事案がキャンセルされた場合は、予告のキャンセル放送ができること。
  - ケ 自動出動指定装置と連動し、出動該当署所に対し指令放送の事前に出動トーン送出後、出動放送が自動送出できること。
  - コ 通報者に対する「口頭指導」に対応できるよう、119 通話を一旦保留せず、通話継続したまま指令ができること。
  - サ 予告指令放送中に出動指令を開始した際には、予告指令を中断して出動指令を優先し送出すること。
  - シ 出動指令の内容は、委託者との協議による。
  - ス 出動指令後、事案がキャンセルされた場合は、自動で指令のキャンセル放送ができること。
  - セ 任意操作でも音声合成による指令のキャンセル放送ができること。
  - ソ 音声合成指令のほか、肉声による指令放送が行えること。
  - タ 音声合成指令に割り込んで扱者の肉声による指令が行えること。
  - チ 指令台の各席より、重複しない署所に対し、同時に音声合成等による指令ができること。
  - ツ 指令回線障害時は、無線回線によるバックアップ指令ができること。
  - テ 指令回線音声通信路はブロードバンド回線を使用すること。
- (4) 局線処理
- ア 発信、着信及び保留が行え、それぞれの状態を指令台において確認ができること。

- イ 保留時には、保留回線に対し保留音を送出できること。
  - ウ 発信は指令台の電話帳リスト、ワンタッチボタン、テンキーボタンから行えるとともに、自動出動ディスプレイからも発信が可能であること。
  - エ ワンタッチボタンの初期位置は、委託者と協議の上、決定すること。また、表示位置のメンテナンスは、職員の手により行えること。
  - オ 発信頻度の高い関係機関等を登録するワンタッチボタンは局線画面内に 20 個以上装備すること。
  - カ 加入回線は ISDN 網、アナログ公衆網のいずれにも接続できること。ISDN 網に接続するために指令制御装置と通信事業者回線終端装置間にターミナルアダプタを接続しないこと。
  - キ アナログ公衆回線においては PB トーン信号を送出できること。
  - ク UUI 転送に基づいた転送受信ができること。その際、転送元情報(発信者番号及び携帯事業者名)に加え、転送元消防局・本部名が識別できること。
- (5) 専用線処理
- 指令台に収容した特定の連絡先(警察・NEXCO 等)の関係諸機関と通話ができ、それぞれの状態を通信操作部にて確認ができること。
- また、119 番回線の転送及び転送受付回線としても利用できること。
- (6) 内線処理
- 内線の発信、着信及び保留ができること。
- (7) 医療機関呼出
- ア 医療機関の呼出は自動出動ディスプレイから、容易な操作により呼び出すことができること。
  - イ 診療科目別に目的の医療機関を選択し、呼び出しができること。
  - ウ 呼び出し時にその医療機関の住所、複数の電話番号(夜間等)が自動出動ディスプレイにより確認ができること。
- (8) 車両表示
- ア 車両運用表示盤に対して指令台ディスプレイからの操作により、次の表示ができること。
    - (ア) 出動中
    - (イ) 出向中
    - (ウ) 待機中
    - (エ) 整備中
  - イ 自動出動指定装置が停止している場合でも、指令台での動態入力処理は影響を受けないこと。その逆も同様であること。
- (9) 無線機制御
- 現在運用中の消防救急デジタル無線設備と本システムとを接続し、指令台にて【別紙 5】に示す機能を実現すること。なお、代替案を含めた対応を可とする。詳細は、提案による。
- (10) 有無線接続

無線と有線を接続し、移動局と指定病院とが単信方式又は複信方式により交信ができること。

(11) 録音

ア 扱者の各種通話内容は、自動又は手動操作により録音、再生ができること。

イ 録音時刻(月・日・時・分・秒)の同時録音ができること。

ウ 回線を保留した場合は、録音を自動的に停止し、再受付で開始すること。

エ 自動出動指定装置と連動し、事案記録から事案を指定して長時間録音装置の再生が行なえること。

オ 時刻を指定することにより、該当の録音内容の再生が行えること。

カ 各席より録音開始、録音停止の操作ができること。

キ 各席で直近事案のメモ録音の再生ができること。

ク 各種回線毎に自動録音の設定ができること。

ケ メモ録音機能の録音記録は指令台にリスト表示を行うことができ、選択操作で再生が可能なこと。リストには録音日時分秒及び録音時間を表示すること。

コ メモ録音機能の操作は全て通信操作部又は指令台で行えるものとする。

サ 録音装置の録音チャンネルは指令台の各音声扱者単位で個別に割当てられていること。

シ デジタル方式で録音を行うこと。

(12) 放送

ア 指令台より庁内放送及び各署所に予告トーンを含む放送ができること。各署所、時間帯毎の放送系統はあらかじめプログラム設定操作が可能なこと。また、放送する際には、任意に予告トーンの解除ができること。

イ 手動指令時はあらかじめ設定済みの放送系統を指令台ディスプレイより変更することが可能なこと。

ウ 自動指令時は自動出動指定装置と連動し、災害種別及び昼夜間による放送系統の自動制御ができること。

(13) 非常受付

指令制御装置障害時においても、非常用指令設備により接続通話が行えること。

非常用指令設備での119番受付の場合においても、自動出動指定装置・地図等検索装置・支援情報表示装置・統合型位置情報通知装置と連動した自動指令が行えること。

(14) 警報表示

装置障害時、可視及び可聴の信号で表示ができること。

(15) 他台連絡

指令台間、及び指令台と指揮台間との相互通話が行えること。

他台の運用状況(受付通話状況・指令状況)が各指令台で相互に確認できること。

表示画面は視覚的に全台を表示し運用状況が一望可能なレイアウトであること。

(16) 他台モニタ

指令台間、及び指令台と指揮台間で通話モニタが行えること。

### (17) 輻輳機能

ア 事案輻輳時は、1台の指令台に複数名が着座し119番の受付～指令業務を独立して行える輻輳モードを有すること。輻輳モード時においても指令書出力や、音声合成による音声指令など、自動指令機能に制限等がないこと。輻輳モードの切替は次のとおりとし、台ごとに実施できること。

- (ア) 通常モード : 1人あたり4画面を使用し受付を行う。
- (イ) 輻輳モード① : 1人あたり2画面を使用し受付を行う。
- (ウ) 輻輳モード② : 1人あたり2画面又は1画面を使用し受付を行う。

イ 輻輳モードにおける画面レイアウトは、通常モードと同一レイアウトとすること。

### (18) 美作庁舎全館ロック機能

美作消防用の全館ロックを手動で作動させられること。詳細は委託者と協議の上、決定すること。

## 3 構造仕様要件

- (1) 指令業務が、迅速に運用できるよう整然と配置されたものであること。
- (2) 将来の拡充にも応じられるよう配慮すること。
- (3) 必要に応じて同時に2名以上が相互に影響なく操作できる構造とすること。
- (4) タッチパネル及び通信盤面は、指令員の利き手や作業スペースの確保を考慮し、レイアウトフリーな可動型とすること。
- (5) 運用モードにより、使用しないタッチパネル、通信盤面、キーボード及びマウスは、操作の妨げにならないよう整理できること。
- (6) 1セットのマウス・キーボードにて単独操作ができ、マウス・キーボードを替えることなく指令台搭載の各端末装置(自動出動指定装置、地図等検索装置等)のディスプレイを操作ができること。また、本操作は、台モード切替に連動し、自動的に設定を切り替えることができること。
- (7) 招集ベル用のスイッチを設置できること。
- (8) 着信表示灯は、4色とし、指令台1台につき1式2台設置すること。

## 4 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第1-2 自動出動指定装置

#### 1 概要

本装置は、各種指令装置、指揮台、表示盤等と接続し、119番通報受付から事案終了までの一連の操作(出動隊の自動編成、自動指令、災害・救急事案の管理等)を一部自動化するものである。

#### 2 機能仕様要件

##### (1) 基本操作

ア 文字情報の入力についてはキーボード及びソフトキーボード両方に対応できること。

イ 主要機能については、キーボードのファンクションキー等での機能呼出が行えること。

## (2) 事案開始処理

ア 119 番通報の受付を行うことで、災害事案処理を開始でき、災害地点決定のための情報を自動出動ディスプレイに表示できること。

イ 災害事案処理中に 119 番通報を受付けた場合、処理中の事案を保留・蓄積でき、必要に応じて再表示して事案処理を開始できること。

ウ 119 番通報以外でも災害発生が通報された場合の災害事案処理を開始できること。

エ 進行中事案は、件数制限なく同時事案処理が可能で、どの席からでも事案処理ができること。

オ 119 番通報受付と同時に覚知別種別が自動設定されること。手動にて事案処理を開始した際には、覚知別種別を手動入力できること。

## (3) 災害種別及び災害区分決定処理

ア 災害種別・区分・規模及び頻繁区分の決定は、自動出動指定装置で行えること。

イ 災害区分については 2 段階の管理が行えることとし、次の種別、区分数を基本として、操作上支障がない種別、区分で調整すること。

(ア) 災害種別 : 6 以上とすること。(詳細は、協議による。)

(イ) 災害区分 : 20 以上とすること。(詳細は、協議による。)

(ウ) 災害小区分 : 20 以上とすること。(詳細は、協議による。)

(エ) 災害規模 : 3 以上とすること。(詳細は、協議による。)

ウ 種別・区分・規模の変更は、出動指令を行うまでの間、容易に変更できること。

エ 特殊な対象物又は目標物が災害地点として決定された場合は、自動的に災害区分を変更できること。

オ 災害区分により初動災害規模を設定できること。

## (4) 災害地点決定処理

災害発生場所(地点)の決定を住所の町丁目、対象物、世帯主名、地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の入力によりできること。また、災害地点が特定できない場合、他台に支援を要請するためのヘルプメッセージ機能を有すること。

なお、災害地点を決定することにより、管轄消防本部を自動的に設定することができること。

### ア 住所検索

(ア) 住所検索で市町村、町名、丁目は選択のやり直し等の操作性を考慮し、同一画面に表示し、各市町村、町名を選択することにより絞り込み表示できること。

(イ) 検索結果付近の地図が地図用ディスプレイに自動的に表示されること。

(ウ) 番地入力画面には当該丁目に該当する世帯主名、対象物が一覧表示でき、番地・号などを入力することにより、順次絞り込み表示又は入力結果に対して一覧表示ができること。

(エ) 町名・町丁目の表示については、「カナ順」の並び替えができること。

- (オ) 町名・町丁目の地域(電話局等)検索、管轄消防本部検索、カナ検索等ができること。
- (カ) 町名・町丁目表示は、漢字表示だけでなくカナ表示も併記できること。
- (キ) 小字不明時も番地入力へ遷移でき、最終的に決定した小字を指令時には発声できること。
- (ク) 同一世帯などが複数存在する場合は、識別できるよう同番地データを対象物・世帯主の順にカナ順で一覧表示又はタブ切替などで対象物・世帯主を別々に表示できること。
- (ケ) 一覧表示されたデータを確定(決定)しなくても、付近の地図を確認できるように、地図座標のみ地図等検索装置に送信できること。
- (コ) 番地入力時に該当データがない場合には「前後番地」の検索ができること。また、その旨を警告できること。

#### イ 目標物検索

- (ア) 目標物分類を一覧表示し、選択した分類に応じた当該電話局管内の該当する目標物リストを表示できること。
- (イ) 目標物は地域(電話局・町丁名等)検索、読み仮名検索及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により一覧表示できること。
- (ウ) 地図等検索装置と連動し、目標物を決定した場合は、地図用ディスプレイに該当する目標物を中心とした住宅地図に災害地点マークを重ね合わせて自動表示できること。
- (エ) 管内全域、電話局管内、町丁目、管轄消防本部等の各範囲に絞り込んだ目標物から検索できること。
- (オ) 目標物の詳細情報を表示できること。

#### ウ 名称検索

- (ア) 住所、目標物、防火対象物等の種類を問わず、カナ又は漢字入力により検索ができること。また、検索結果を選択することにより地図用ディスプレイに該当するデータを含む地図を表示できること。
- (イ) 町名まで判明した場合には、その町内まで絞ったデータから検索できること。
- (ウ) 名称表示は自動出動ディスプレイ内に対象物、世帯主の選択表示部を設定し、クリック操作によって、各々絞り込みのカナ及び漢字文字検索ができること。
- (エ) 各検索データは、一覧表示できること。
- (オ) 一覧表示されたデータを確定(決定)しなくても、付近の地図を確認できるように、地図座標のみ地図等検索装置に送信できること。
- (カ) 表示された検索項目の「詳細」ボタンをクリックすると対象物の詳細情報、世帯主詳細情報がそれぞれ表示できること。
- (キ) 絞り込み機能により大分類、中分類の各々に該当するデータを一覧表示できること。
- (ク) 1つの名称に対して複数種類の分類が登録できること。

#### エ ナンバー検索

- (ア) 全ての検索画面からナンバー検索にクリック操作によって移行でき、電話番号、キロポスト等を意識することなく、数値入力又は分類選択により検索し、該当データの入力に連動又は検索結果を選択して該当データを含めた付近の地図が地図用ディスプレイに表示できること。
  - (イ) ナンバー表示はクリック操作で電話番号(対象物/世帯名)、キロポストの切替ができ、数値入力に各々絞り込みのナンバー検索ができること。
  - (ウ) 分類絞り込み機能により大分類、中分類の各々に該当するデータを表示できること。
  - (エ) 一覧表示されたデータを確定(決定)しなくても、付近の地図を確認できるように、地図座標のみ地図等検索装置に送信できること。
- オ 路線図、バス系統図等任意の画像を指令台画面に取り込み表示できること。また、決定操作により災害地点決定ができ、画像の該当箇所を地図等検索装置に表示することができること。
- カ 地図等検索装置からの逆検索機能
- 災害発生地点が地図等検索装置により判明した場合、地図等検索装置から災害地点を自動出動指定装置に逆送信し、自動出動ディスプレイに該当する災害地点等を自動表示できること。なお、本操作は地図等検索装置からの操作とし、自動出動指定装置の全ての検索画面において逆検索を受付けることができること。
- キ 指令台との連動
- (ア) 指令台と連動し、119 番回線や加入回線などに対して通話受付、切断の処理ができること。
  - (イ) 119 番回線の場合は、切断された通報に対してコールバック操作ができること。
  - (ウ) 統計切断ボタンにより通報種別毎の集計処理ができること。
- ク 統合型位置情報通知装置との連動
- (ア) 統合型位置情報通知と連動して災害地点を決定できること。また、統合型位置情報通知装置との連動実施状態を自動出動ディスプレイ上にて確認できること。
  - (イ) 照会した通報者電話番号に、クリック操作によりオートダイヤルがかけられること。
  - (ウ) 非常用指令設備での 119 回線受付や他席受付でも、統合型位置情報通知装置と連動できること。
  - (エ) NTT 固定電話及び IP 電話からの 119 番通報の場合、災害地点のヒット率が向上する仕組みを有すること。また、近似データである場合は、その旨を警告表示すること。
  - (オ) 携帯電話からの 119 番通報の場合、地図用ディスプレイにアンテナ測位及び GPS 測位により誤差の範囲を示した地図とその精度情報を表示し、地図等検索装置からの逆検索機能により地点決定が行えること。

- (カ) 管轄外からの 119 番通報の場合は、自動出動ディスプレイに管轄候補消防局・本部を一覧表示し、容易な操作で選択消防局・本部へ転送処理が行えること。

#### ケ 既往症者情報検索

- (ア) 既往症者情報を事案から登録することができ、登録された既往症者からの通報受付時には既往症者情報を表示し、表示した既往症者情報を災害点として事案を作成できること。
- (イ) 既往症者情報については自動出動ディスプレイから検索することができ、任意に追加、削除、修正が行えること。
- (ウ) 過去事案の災害点や通報者情報を元に検索を行い、指令員に注意喚起および過去事案を元にした災害点決定が行える機能も可とする。

#### コ 目標物機能

- (ア) 災害地点決定後、自動出動ディスプレイには直近の目標物を自動的に表示し、同時に災害地点に対しての方角及び距離を自動表示できること。もしくは、災害地点決定後、自動出動ディスプレイには代表となるような大きな目標物に対して、災害地点に対しての方角及び距離を自動表示できること。
- (イ) 指令時には音声合成指令及び出動指令書に対しても自動的に反映できること。
- (ウ) 地図等検索装置上で任意に目標物を指定できる機能も有すること。

#### サ 検索モード

全ての検索方法においてはカナ漢字／英数文字にて検索を行った場合、該当データを表示でき、かつ以下の 2 種類の検索方法を可能とすること。

- (ア) 曖昧検索モード … 入力文字を一部に含む全てのデータ
- (イ) 先頭検索モード … 入力文字が先頭から一致するデータ

#### シ 追記文字入力

災害住所や災害対象物については補足したい情報を自由に文字入力でき、指令時に指令書の印字、車載端末装置へ送信ができること。

#### ス 属性情報

- (ア) 市町村、町名、丁目に設定された地域特有の属性情報を地点決定時に自動出動ディスプレイに表示できること。
- (イ) 対象物に設定された対象物特有の属性情報を地点決定時に自動出動ディスプレイに表示できること。

#### セ 集結点表示機能

- (ア) 決定した住所に集結点が登録されている場合は、災害点とは別の一時集合地点を明確化するために、地図検索ディスプレイに集結点マークを重ね合わせて自動表示できること。また、地図上での簡易な操作により、災害点と集結点を同時に表示できる縮尺に自動的に変更できること。

### (5) 災害出動隊の編成

#### ア 出動隊の編成処理

- (ア) 災害地点、災害種別、及び災害区分の決定に基づいて、それに対応する各消防本部の出動計画に基づいた出動隊の編成ができるほか、特命隊編成もできること。
- (イ) 出動計画は昼夜の時間帯などにより使用する出動計画を切替えることができること。
- (ウ) 災害規模の入力操作を行わない時は、常時第1出動体制で自動的に編成できること。
- (エ) 特殊災害時に対応するため、災害区分により出動規模を自動的に変更して車両編成が行えること。
- (オ) 救急救命士等の配備状況により、車種の設定・解除の操作が、自動出動ディスプレイや署所に設置する情報共有システム端末等から行えること。
- (カ) 他の指令台にて選別中(選別拘束)、他の災害事案に出動し事案登録されている(事案登録)及び兼務車両が他の指令台で選別中(兼務拘束)である場合は、車両選別対象から除外できること。
- (キ) 災害地点の管轄本部内に限定した車種直近選別が可能であり、指令センター管轄全車両を対象とした直近選別も行えること。
- (ク) 各消防本部管轄の境界付近の特定地域については、特定の災害種別(区分)を各市混在の出動隊編成に対応できること。また、応援市側車両台数の限定等の細分パターンにも対応できること。詳細は委託者との協議により決定する。

#### イ 出動隊確認処理

管轄消防本部の出動済及び出動予定の隊又は車両を表示できること。全消防本部の隊表示が必要な時は、操作により全消防本部の隊又は車両を表示できること。また、切替操作により署所に出場不能車両のある場合は、代替車両を自動的に色別表示ができ、繰り上げ選別表示ができること。もしくは、切替操作することなく自動的に繰り上げ選別する機能を具備すること。

#### ウ 出動隊の変更

##### (ア) 車両任意変更

- a 出動隊編成確認画面上で、出動予定車両を変更する場合は、出動該当車両を選択することにより削除でき、予備車両欄の追加車両を選択することにより出動車両に追加ができる等の方法により、容易な操作で出動隊の追加、削除、乗り換えなどの操作ができること。
- b 車両の任意追加が行えるよう、予備車両を出動車両と同じ画面に表示し、さらに車種毎にわかりやすく経路検索の近い順に表示すること。
- c 表示する車種の順番は災害種別により変更できること。

##### (イ) 車種別任意車両追加

出動隊編成確認画面上で、出動車両を追加する場合は車種毎に車を抽出して一覧表示し、容易に出動車両を追加できること。もしくは、車種を選択することで直近車両を自動的に選別する機能を具備すること。

##### (ウ) 署所別任意車両追加

出動隊編成確認画面上で、出動車両を追加する場合は署所毎に車を抽出して一覧表示し、容易に出動車両を追加できること。

(エ) 一括編成解除

編成車両を一括で編成解除できること。

(オ) 出動車両事案取込

a 署所の判断若しくは出向中車両の判断で、出動指令車両以外が出動した場合は、当該車両を事案に手動にて登録できること。

b 指令より一定時間内に車両運用端末装置、署所端末、自動出動指定装置のいずれかから出動登録が行われた場合には自動的に災害事案に登録できること。

c 進行中事案が複数ある場合、事案を選択して登録できること。

d 車載端末側から事案を指定することにより進行中事案が複数あっても自動的に災害事案に登録できること。

エ 災害内容の変更

警戒出動後、火災と判明した場合などでは、災害種別を変更することで既に出動している隊を減じた隊編成ができること。

オ 直近隊編成

(ア) 出動車両運用管理装置と連携し、災害地点直近の車両を選別する直近隊編成が行えること。

(イ) 災害地点から直線距離で一番近い車両を選択する隊編成ができること。

(ウ) 災害地点から車両まで経路検索を行い、一番近い車両を選択する隊編成ができること。また、基本設定で直近距離又は直近時間の選択ができること。もしくは、経路探索を距離優先のルートで探索又は時間優先のルートで探索するかを設定できること。

(エ) 災害地点から車両まで経路検索を行い、災害地点管内署所所属の一番近い車両を選択する隊編成ができること。

(オ) 車幅を考慮した経路探索ができること。

(カ) 通行止め等の届出情報を考慮した経路検索ができること。

(キ) 経路検索においても、警防計画を優先した隊編成ができること。もしくは、警防計画に基づく固定車両と車種を指定した直近車両の選別ができること。

(ク) 編成されない待機車両は、車種毎に災害地点への直近順に表示できること。

(ケ) 車種毎に直近隊編成と警防計画編成の混在ができること。

(コ) 混在した車種から直近車両を選別できること。

カ PA 連携

救急事案において、救急車が規定時間以上かかって現場に到着する場合や災害場所が搬送困難な場合には、PA 連携ボタンによりポンプ車などの連携車両を自動で隊編成に追加できること。また、ポンプ車などの連携車両は予備車両として一覧表示され、手動による変更が可能なこと。

キ AA 連携

救急事案において、特定の重症救急事案が発生した場合は、通常の間編成による救急隊が救急救命士の未配置署所である場合、又は救急救命士配置署所であっても当該救急救命士が休務による不在等で救急救命士隊として出場不能の場合においては、予め指定する最寄りの救急救命士の搭乗する救急隊1隊を追加し、通常の間編成による救急隊及び追加した救急救命士隊の計2隊編成により救急出動する間編成が行えること。

#### ク 交互運用

救急車両においては事案ごとの交互運用ができること。もしくは、最終帰署時刻が早い車両を選別できること。

#### ケ 0隊運用

管轄内全隊が他事案で出場中であり、人員を考慮しても管轄内で間編成ができない場合は、隣接消防本部からの出場を可能とし、事案に沿った隊を間編成できること。

#### コ 出動強化

(ア) 出動強化宣言を行うことにより、自動的に部隊強化(追加)することができること。また、出動強化宣言は以下の6種類の管理が行えること。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

##### a 冬期積雪期間運用

冬期の積雪により一定期間通行不能となる道路があることから、当該期間に限定した間編成により運用が行えること。

##### b 駐在所運用

時間帯別等の計画に沿った駐在所運用ができること。また、当該モード時のみ、該当駐在所の署所端末へ音声指令等を行うこと。

##### c ドクターカー運用

時間帯別等の計画に沿ったドクターカー運用ができること。

##### d 指揮隊運用

時間帯別等の警防計画に沿った指揮隊運用ができること。

##### e ドクターヘリ運用

キーワード方式で、天候及び時間帯別、地域別、ドクターカーの出場可否により出場可否の判断ができ、警防計画に沿った運用が行えること。

(イ) 気象情報を定期的に監視し、あらかじめ定義した条件を満たした場合は自動的に部隊強化(隊追加)ができること。もしくは、手動で出動強化することで部隊強化できること。

(ウ) 消防本部単位で設定ができること。

#### サ 応援要請

災害地点の管轄消防本部に必要な車両が存在しない、もしくは、必要な車両が出動中等を理由に管轄外消防本部の車両に出動要請を行う場合、出動隊間編成画面で簡易に応援要請が実施できること。

#### シ 救急隊間編成

救急車を編成した場合は、全救急車を災害点から近い順に表示し、到着予想時間、搬送先病院、所在地町名等の救急隊詳細情報を一覧表示できること。

ス 編成不足車両表示

乗車隊の不足等で警防計画編成が予定数に満たない場合は、不足車種と不足台数を編成表示欄に表示する等、編成車両が不足していることの注意喚起を行えること。

セ 管轄車両優先編成

直近車両選別で病院に複数の救急車が待機している時に救急事案が発生した場合等は、管轄署所車両優先で車両選別できること。また、ポンプ車等においても同様に管轄署所車両優先で車両選別できること。

ソ 隊編成切替

職員数等を考慮して昼間と夜間とで出動車両を変更できるよう時間帯による出動隊の編成切替ができること。

タ 連絡先自動編成

災害内容に基づき、電話やEメール連絡が必要な消防団及び関係機関を自動編成できること。また、編成内容の追加や削除等の変更ができること。

(6) 出動指令

ア 事案受付処理によって指令をかけた場合、該当する署所の指令回線を自動選択し、出動予告トーン及び音声合成装置による音声指令が行えると共に、出動場所、災害地点付近情報、水利情報等を記載した出動指令書を出動該当署所に自動伝送できること。予告トーンの音色等は、委託者と協議の上決定すること。

イ 事案確定の際には、事案番号(災害事案番号、救急事案番号)が各消防本部毎に自動的に採番され、災害事案又は救急事案が生成できること。

ウ 車両が選択されていない状態で指令をかけた場合には、警告メッセージを表示できること。出向中若しくは引揚中車両が隊編成に選択された場合には、当該署所への音声指令及び出動指令書が出力されないように制御できること。

エ 出動隊の全部又は一部が業務出向している場合は、音声合成による指令を自動的に消防救急デジタル無線へ送付できること。

オ 災害種別により、出動指令を消防救急デジタル無線に同報で送付できること。また、手動により、同報での送付を解除できること。

カ 一般的な救急要請時においては、災害地点決定後容易な操作にて指令処理(災害種別・区分決定、同報判定、直近による車両選別、予告指令、出場指令まで)が自動的に処理できること。

キ 直近にて選別される救急車両が警防計画と異なる場合は、自動指令前に処理を一時停止すること。

(7) 事案管制

ア 災害状況画面

(ア) 災害状況画面に、指令後の受付情報等を表示できること。詳細は、委託者と協議の上決定すること。

- (イ) 複数の扱者が自動出動ディスプレイから同一事案に対して修正することができ、同時に修正しても支障がない様に各席の自動出動ディスプレイの内容は常に最新の状態を保つこと。

#### イ 通報者情報

- (ア) 災害状況画面内の「通報者」ボタンをクリックすると以下の情報を表示できること。
  - a 氏名
  - b 住所
  - c 電話番号
  - d 通報者性別
- (イ) 通報者は3件まで登録でき、各々の電話番号にオートダイヤルがかけられること。
- (ウ) 発信地照会事案については、氏名、住所、電話番号等の加入者情報を容易に表示できること。

#### ウ 傷病者情報

- (ア) 傷病者情報として、搬送者の氏名、性別、傷病程度等を表示できること。詳細は、委託者との協議の上、決定すること。
- (イ) 年齢については直接入力に対応できること。
- (ウ) 救急搬送中の傷病者の情報を上記の各項目のメニュー一覧からクリック操作により簡単に入力及び表示ができること。

#### エ 口頭指導情報

以下の情報を表示、入力できること。

- (ア) 口頭指導開始時刻
- (イ) 口頭指導終了時刻
- (ウ) 口頭指導内容
- (エ) 口頭指導実施者

#### オ 出場報告及び統計業務処理

登録された傷病者情報等は消防 OA システムとの連動による事案転送機能により、出場報告書作成や統計業務処理に反映できること。詳細は、委託者と協議の上、決定すること。

#### カ 関係機関連絡

- (ア) 災害地点、災害情報(災害種別・区分)により関係機関(消防団、警察等)へ順次指令及び災害情報発信装置からの E メール指令による連絡を自動的に行うことができること。
- (イ) 連絡する関係機関は昼間と夜間など時間帯によって自動で変更されること。
- (ウ) 災害状況画面の車両を選択することにより特定の1車両を中心とした地図を地図等検索装置に表示できること。

#### キ 災害メモ

災害種別ごとにあらかじめ登録した定型語句を自動挿入できること。もしくは、よく使う用語を単語帳のように登録し、文字入力画面から手動で挿入できること。また、メモ情報を保持できること。

#### ク 事案経過時刻管理

事案経過は車種毎又は災害種別毎に異なった動態名を設定できること。また、災害種別毎に以下の事案経過が設定でき、時刻が入力されたタイミングで自動的に署所へ放送を流し、災害状況等自動案内装置にも自動的に録音ができること。もしくは、時刻入力後、手動で署所へ音声合成による放送を流し、音声合成装置に自動的に録音ができること。

(ア) 火災：鎮火時刻、鎮圧時刻

(イ) 救助：救助者発見

#### ケ 覚知・指令時刻管理

本指令後、災害規模を変更し再指令を行った場合、災害規模毎に覚知・指令時刻が管理できること。また、規模毎に管理された時刻は表示・修正できること。

#### コ 所要時間管理

活動車両毎の以下の所要時間又は各活動状況(現着や現発)の登録時刻が表示できること。

(ア) 覚知～現着

(イ) 現着～現発

(ウ) 現発～病着

(エ) 病着～引揚

(オ) 覚知～病着

(カ) 覚知～帰署 等

#### サ 病院交渉管理

救急車両の病院交渉状況を入力、管理できること。入力については車両運用端末装置から行うこともでき、病院交渉が難航(交渉回数が一定回数を上回った場合)している場合には災害状況画面又は別画面にて強調表示ができること。

#### シ 一括再指令処理

本指令後に車両入替などにより再指令が必要な際、指令を行う車両を選択後、本指令・AVM指令・出動指令書出力が同時に行なえること。

#### ス 指令受信表示

指令が行われた車載端末が確実に指令を受信したことを把握するために、車両名称横に指令受信有無表示できること。

#### セ 本指令発声内容表示

音声合成装置で発声する本指令の内容を文字列情報として表示できること。

### (8) 関連装置との連動

#### ア 車両運用端末装置との連動

(ア) 消防・救急車両等に搭載されている車両運用端末装置に対して、出動指令ができること。

- (イ) 火災などの場合で災害地点の指定範囲内に危険物施設や災害時要援護者がある場合、要注意情報として、自動的に情報を車両に送信できること。なお、データ通信量の抑止のため、1日1回のデータ更新にて車両運用端末装置にデータを取り込む方式でも可とする。
- (ウ) 出動指令の成否について次の内容を指令台搭載のディスプレイ上で確認できること。
  - a 指令情報の正常伝達・不達状態
  - b 指令情報の再送結果状態
- (エ) 車両運用端末装置に任意メッセージを送信できること。
- イ 消防 OA システムとの連動
  - (ア) 消防 OA サーバと LAN 接続し、自動出動指定装置で処理した事案情報を消防 OA サーバに対して、自動的に随時データ転送が行えること。
  - (イ) 事案情報は、事案終了前でも現時点までのデータを任意に消防 OA サーバへ送れること。
- ウ 連動装置進行状況表示
  - 自動出動指定装置と連動して動作する各種装置の連動動作状況を表示できること。
- (9) 鎮火案内
  - 災害状況画面に鎮火時刻が入力されると、音声合成装置と連動して災害状況等自動案内装置に対して鎮火案内を録音できること。
- (10) 事案終了処理
  - ア 「事案終了」ボタンの押下、若しくは出動車両が全車帰署することにより当該事案を終了し、出動該当署所に事案終了書として出力でき、一定時間経過後に自動的に災害状況等自動案内を通常案内に切替できること。
  - イ 災害状況自動案内を自動的に通常案内に切替えるタイミングは任意の時間設定ができること。
- (11) 支援情報検索処理
  - ア 危険物施設、災害時要援護者、水利、関係機関等に関する管内の各種支援情報は容易な操作により表示できること。
  - イ 次の支援情報検索機能が活用できること。
    - (ア) 関係機関情報検索
      - 災害発生に対応して連絡する必要のある関係機関先名及び連絡先電話番号を一覧表示でき、自動出動ディスプレイから画面操作により発信できること。
    - (イ) 医療機関情報検索
      - 診療可否、科目等の医療機関情報設定入力及び検索機能により一覧表示でき、自動出動ディスプレイから画面操作により発信できること。なお、医療機関情報はおおむね次のとおりとし、詳細は委託者と協議の上決定すること。
        - a 医療機関名
        - b 連絡先

- c 所在地
- d 診療科目
- e 診療可否
- f 手術可否
- g 情報入力時刻 等

(ウ) 近隣医療機関情報検索

災害地点から直近順に指定した診療科目、地区毎の医療機関の一覧を表示できること。また、カナ順による並べ替えができること。

ウ 対象物検索

(ア) 災害地点付近の要注意対象物(危険物施設、高圧ガス施設等)及び主要対象物(所在地、種別、構造等)の情報を検索して一覧表示でき、自動出動ディスプレイ等での操作により当該施設の管理者等に電話発信できること。

(イ) 表示された対象物名称の選択操作により、警防計画や建物平面図等の情報を表示できること。

エ 資機材情報検索

災害に対応した警防資機材を保有する署所及び車両を検索し、一覧表示又は消防 OA システムと連携し、消防 OA システムの分類と紐づく形で表示できること。

(12) 車両情報管理

ア 車両運用状況を基に車両情報を管理できること。管理項目は以下のとおりとする。詳細は、委託者との協議の上、決定すること。

- (ア) 出動
- (イ) 途引
- (ウ) 現着
- (エ) 収容
- (オ) 開始(現発)
- (カ) 転着・転発
- (キ) 完了(病着)
- (ク) 引揚(病発)
- (ケ) 帰署
- (コ) 出向
- (サ) 整備
- (シ) 不可

イ 以下の車両設定を行えること。

- (ア) 代車設定
- (イ) 配置転換設定
- (ウ) 立寄設定又は移動体機

ウ 以下の表示が行えること。

- (ア) 署所名
- (イ) 車両名

- (ウ) 代車状態
  - エ 選択した車両の車両位置を地図検索装置に表示できること。
  - オ 車両の詳細情報として、動態、車両の状況等が表示できること。詳細は委託者と協議の上決定すること。
- (13) 表示盤制御
- ア 次の表示盤制御が行えること。
    - (ア) 車両設定
      - 車両運用状況を基に、表示盤への情報表示制御ができること。
    - (イ) 支援情報表示盤制御
      - 支援情報表示盤の各表示項目の設定入力ができ、表示盤への情報表示制御ができること。
    - (ウ) 表示画像切替制御
      - a 多目的情報表示装置に表示する表示盤画像（車両、支援情報など）の選択、画面切り替え等の表示制御ができること。
      - b 各表示設定や受付操作に合わせて、適切な表示盤画面に自動的に切替える機能を持つこと。
      - c 各席に独立して運用できること。
- (14) 統計処理
- ア 確定した事案を災害種別（火災、救急、救助及びその他）ごと及び消防本部ごとに分類し、分類ごとに集計できること。
    - また、各消防本部の合計を指令センターの扱い件数として集計できること。
  - イ 回線種別（固定電話、IP 電話及び携帯電話）ごとに回線切断（複数種類）で集計した統計データを管理し、年月日で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計、年計の統計資料として作成できること。
  - ウ 携帯電話を転送した転送先の消防本部を集計した統計データを管理し、年月日及び消防本部で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計、年計の統計資料として作成できること。
  - エ 指令台により、強制取得された発番号の取得履歴を保存できること。
  - オ 保存された取得履歴をもとに、回線種別ごとに照会期間を指定して通報区分（救急、火災、その他、試験等）ごとの件数検索、帳票出力ができること。
  - カ 電話会社ごとの発信者の情報（日時、会社名、電話番号、緯度、経度、住所、受信サーバ等）を分類し、月ごとの帳票出力ができること。（119 番緊急通報に係る位置情報通知システム導入等に関するマニュアルによること。）
  - キ 統計に使用するデータは 1 年以上保持できること。また、バックアップも行えること。
- (15) 事案管理
- ア 受付処理事案を集中管理し各席に一覧表示ができ、事案を選択することで受付処理事案を引継ぐ事ができること。
  - イ 直前・直後の事案に切替表示できること。

(16) 操作訓練機能

- ア 指令台の操作訓練用として、119番通報受付から事案終了までの一連の運用訓練ができること。この場合、出動指令がかからないように配慮されていること。
- イ 操作中に119番事案を受けた場合は、いかなる状態であっても自動的に当該状態を終了し、通常の受付状態となること。
  - (ア) 訓練モードは、以下の設定が可能であること。操作員の習熟を目的とし、地図等検索装置・支援情報表示装置以外は一切連携しないモード。(本操作を実施しても事案処理集計・車両動態などに影響を与えないこと)
  - (イ) 指令訓練のため、車両運用も含め、実際に訓練指令をかけられるモード。

(17) 人員管理・職員資格管理システム機能

- ア 署所に設置されている、指令系NWに接続された端末(情報共有システム端末等)から、以下の機能が操作できること。
  - (ア) 資格情報管理機能
    - a 登録可能な資格情報の追加・変更・削除が容易にできること。
    - b システム管理者権限を有する職員のみが本機能を利用できること。
  - (イ) 職員資格情報管理機能
    - a 選択した車両に対して、搭乗する職員の資格情報を入力・登録できること。
    - b 登録した職員資格情報の参照・変更ができること。
  - (ウ) 勤務人員登録機能
    - a 署所毎に勤務人員情報(出動可能人数)を入力・登録できること。
    - b 勤務人員情報に対して手動での変更が可能であること。
    - c 最新の勤務人情報更新日時を画面に表示できること。
- イ 勤務人員情報を有する車両の動態に応じて、当該署所の出動可能人員を自動的に計算し隊編成に反映できること。
- ウ 職員資格管理システムにて登録された職員資格情報を車両毎に表示できること。
- エ 勤務人員情報及び職員資格情報を基に車両種別を変更できること。
- オ 災害区分・災害種別に応じて、登録した車両種別を参照し、AA連携等に対応した隊編成ができること。

(18) 同報判定

- ア 事案開始時に、他の処理中事案と同報の可能性がある場合は、災害地点入力時、災害区分入力時で同報判定を行うと同時に、可視にて同報事案である可能性について注意喚起できること。
- イ 同報の判定基準は以下の設定の組み合わせができること。
  - (ア) 受付時間の間隔で判断
  - (イ) 災害地点間距離で判断
  - (ウ) 地区、住所の近似で判断(市町村、大字、小字)又は災害点が同一町丁目の住所で判断
  - (エ) 災害種別で判断
  - (オ) グループ化された災害種別

ウ 同報の可能性のある事案の一覧は、指令台上のディスプレイに事案の詳細情報とともに表示できること。

(19) 同地点事案履歴表示

ア 災害地点決定時、過去に同一住所にて事案が発生している場合、自動又は手動で支援情報ディスプレイに該当災害地点で発生した事案を一覧表示できること。

イ 表示された事案を選択することにより選択事案の詳細情報、地図送信ボタンを押下することにより地図用ディスプレイに選択事案の地図が表示できること。

(20) 過去通報者情報

ア 通報者情報を登録できること。

イ 登録された通報者情報のメンテナンスができること。

ウ 災害地点住所、通報者番号等により、過去通報者情報に係る詳細情報等表示でき、その旨を注意喚起できること。

(21) 災害周辺情報抽出

ア 災害地点を中心とする任意の半径内の危険物取扱所、貯蔵所及び劇毒物を扱う施設、独居老人など災害に対する弱者等、更には、消防活動に必要な消火栓、貯水槽などの水利に関する情報を自動的に抽出し、画面に直近順に表示できること。また、災害地点付近の届出情報有無の表示ができること。

イ 抽出条件は任意に変更ができ、再検索が可能なこと。

ウ 一覧表示には、災害地点からの距離と方角が表示されること。

エ 抽出したデータをクリックすることにより、施設や弱者の詳細な支援データを表示できること。

(22) ペアコントロール機能

ア 災害受付時において受付した指令台に対して、他の指令台から指令管制サポートが行うことができること。

イ 受付した指令台とサポートした指令台が主従関係になり、従側は操作制限があり、簡単な操作で主従関係の切替えができること。

ウ 主操作席の操作範囲

(ア) 自動予告指令が送出されること。

(イ) 隊編成が行えること。

(ウ) 本指令が行えること。

エ 従操作席の操作範囲

(ア) 1事案に対して複数のペアコントロールができること。

(イ) 主操作席への切替えができること。

(ウ) 自動予告指令・本指令の送出が制限されていること。

オ 操作状況モニタ機能

(ア) 自動出動指定装置の初期画面に於いて、各席の操作状況・事案内容をリアルタイムに表示できること。

(23) 事案保留機能

災害が多発した場合に 119 番通報の受付を優先させるため、一旦受付中の事案を保留できること。

ア 災害事案処理を中断し保留できること。

イ 保留した災害事案は自動出動ディスプレイに災害事案一覧として表示され、保留事案については事案状態表示部分を「保留中」と表示する。また、他の扱者席にも一覧表示され、選択することにより保留事案を再開できること。

#### (24) 初期画面設定

ア 自動出動指定装置の初期画面又は別の専用画面において、メッセージの表示、進行中事案一覧が表示できること。

##### (ア) メッセージ機能

###### a 表示

あらかじめ登録しておいたメッセージを指定した日時に全ての指令台の自動出動ディスプレイ上に表示できること。ただし、事案受付中には予約メッセージの表示は行わない。

###### b 確認

(a) いずれかの指令台で、予約メッセージの確認ボタンを押下すると、全ての指令台の予約メッセージが消去できること。

(b) 各指令台で確認が必要な場合は個々の指令台において確認できること。

###### c 登録

日時・即時が指定できること。また、個別に指定した指令台に通知できること。

##### イ 進行中事案一覧機能

(ア) 自動出動ディスプレイにおいて、現在受付中、活動中の災害事案、救急事案、保留事案が一覧表示され、可視にて識別しやすいように消防本部毎等の表示ができること。

(イ) 各災害事案件数が一目で把握できるよう件数表示されること。

##### ウ 活動中車両一覧機能

救急車及び消防車毎に分けて活動車両中車両を一覧表示し、選択することにより事案表示ができること。

##### エ 指令台状況表示

(ア) 自動出動ディスプレイの初期画面において、各指令台の取り扱い状況をリアルタイムで表示できること。

(イ) 輻輳モードに切り替わった場合においても画面の構成イメージどおり表示できること。

(ウ) 進行中事案一覧表示と切り替えできること。

#### (25) 事案抽出

災害問い合わせ対応として、受付・覚知・指令日時期間指定、事案番号、災害種別、覚知別、災害地点住所、搬送先医療機関名、傷病者氏名、傷病者住所、傷病者電話番号、出動署所名、出動車両名等の条件を指定することで過去事案の検索・表示が

できること。指定する条件項目の詳細は、委託者と協議の上、決定すること。また、事案内容の修正ができること。

(26) システム環境設定

同報判定の条件、水利情報等の検索範囲、自動予告指令の有無等、システムの設定を職員の操作により切替できること。

(27) 画面印字

ショートカットキーなどにより表示している画面をコピーし画面の印字ができること。

(28) デジタル無線連携(代替案を含め対応すること。詳細は、提案による)

指令台と連動し、デジタル無線基地局を使用した無線指令ができること。

(29) 関係機関連絡状況

ア 災害区分、災害地点に応じた連絡先の一覧を表示又は市区町村単位の連絡先を表示できること。

イ 上記一覧で関係機関への連絡状況が確認できること。

(30) ログ管理機能

指令台に搭載のディスプレイにおける各ログ情報(メッセージログ及び操作ログ)の管理及び閲覧ができること。

ア 各ディスプレイの操作時に、自動出動指定装置から障害情報等を含むメッセージ通知がされた場合に、その旨を表示できること。

イ 各ディスプレイ装置の操作のログを日時指定により検索一覧表示できること。

ウ メッセージは各ディスプレイで履歴一覧表示できること。

(31) データメンテナンス機能

ア 通信指令室等に設置されるデータメンテナンス端末で次のメンテナンス操作ができること。なお、異なる機能同士であれば、複数のデータメンテナンス端末から平行作業でできること。

イ 基本情報メンテナンス機能

(ア) 自住所、目標物、支援情報、出動計画等の基本情報(以下「マスタデータ」という。)は、通信指令室等に設置されたデータメンテナンス端末等の指令ネットワークに接続された端末で容易な操作で修正できること。

(イ) 修正したマスタデータは、オンラインでシステムを停止することなく制御処理装置に転送できること。

(ウ) 消防指令業務の運用に大きな影響を与えるデータ修正は、通常運用に反映する前に、操作訓練モード等で動作確認ができること。

(エ) 地図等検索装置で地図表示に必要なポイント情報及び地図図形も同様に修正及び転送できること。

(オ) 出動隊の編成処理で使用する川や線路等の通行不能エリアを修正及び転送できること。

(カ) 職員のアクセス権限により、修正できる情報を制限できること。

ウ 地図データメンテナンス機能

- (ア) 住所ポイント(地点情報データベース)と地図を同時に表示し、住所コード等(地点情報)、地図座標(地図位置情報)を同時に更新できること。
- (イ) 各種シンボルマークの位置情報を修正できること。
- (ウ) 地図情報、地図属性データ等を容易に修正できること。
- (エ) 地図描画機能により、新規建物や道路等のデータを追加できること。

#### エ 経路探索ノードデータメンテナンス機能

- (ア) 道路情報のノードやリンクの編集、道路属性の編集等の機能を有すること。  
更に、修正したデータベースを経路探索装置に反映する機能を有すること。
- (イ) 地図表示機能を有し、拡大・縮小、ドラッグスクロール又はドラッグ&ドロップスクロール、距離計算及び面積計算ができること。
- (ウ) ノード・リンク情報の追加、削除、移動及び属性編集ができること。
- (エ) 指定した災害地点から指定した車両位置までの最短経路を検索できること。
- (オ) 編集したノード・リンク情報を経路探索装置に反映できること。
- (カ) 道路の通行止め情報(区間・期間・時間)を登録し、経路探索装置に反映できること。

#### オ 画像メンテナンス機能

- (ア) 自動出動用ディスプレイや支援情報用ディスプレイで参照できる一般支援情報の取込みができること。
- (イ) 地図用ディスプレイで利用する各地点情報に図面を登録できること。

#### カ 住民基本台帳取込機能

- (ア) 真庭市消防本部管内及び美作市消防本部管内の住民基本台帳データを、安全性に配慮された媒体を使用して取り込めること。
- (イ) 住民基本台帳データの再取り込み時のデータ変更(削除、更新及び追加)はデータメンテナンス装置のアプリケーションにて自動的に行えること。

#### キ 文書メンテナンス機能

- (ア) 指令台、指揮台及び無線統制台に搭載のディスプレイで参照できる文書(PDFファイル等)の取り込みができ、文書を修正できること。

#### ク データ出力機能

- (ア) マスタデータを CSV 形式で出力できること。
- (イ) 回線種別(固定電話、IP 電話及び携帯電話)ごとに回線切断(12 種以上)で集計した統計データについて年月日を指定し、CSV 形式で日計、月計、年計として出力できること。
- (ウ) 携帯電話を転送した転送先の消防本部を集計した統計データの年月日を指定し、CSV 形式で日計、月計、年計として出力できること。
- (エ) 災害事案及び救急事案のデータの月日を指定し、CSV 形式で出力できること。  
データ保持期間は、委託者との協議により決定する。

#### ケ リモートメンテナンス機能

- (ア) 必要に応じてデータメンテナンス装置にアクセスし、自動出動指定装置等を遠隔保守できること。

(イ) データメンテナンス装置に遠隔保守のために必要なセキュリティ対策を実施すること。

#### コ 出動指令連動庁舎設備制御

出動指令に連動して、委託者と受託者が協議の上、以下に示す署所庁舎設備の制御設定を行うこと。なお、下記(ア)については、自動出動指定装置の機能に依存するものではないが、指令センター内の指示する場所に操作卓を設置する等の方法により、第4章 第27 署所監視装置に掲げるモニタの映像を確認しながら閉扉ができることとする。

(ア) 出動指令該当署所において、火災指令、救急指令、救助指令等の災害種別に対応した出動車両配置場所の車庫の電動オーバースライダーの開放ができること。また、管轄署所の車庫の電動オーバースライダーにおいては、職員の操作により任意に開閉ができること。なお、該当署所は委託者と協議の上決定することとするが、庁舎の建て替え等により新たに電動オーバースライダーとなった署所に対しても容易に対応できる仕組みとすること。

(イ) 出動指令該当署所において、火災指令、救急指令、救助指令等の災害種別に対応した出動車両配置場所の車庫から当該隊員の仮眠する仮眠室、及び出動に関係する室及びその間の通路等の照明の点灯ができること（指定する夜間の時間帯のみ）。

### 3 構造仕様要件

- (1) 主要機能の呼び出しが容易に行えること。
- (2) マウス、キーボード等で操作できること。
- (3) 文字入力は、次の方式に対応できること。

ア キーボード入力

イ ソフトキーボードによるマウス入力 等

- (4) 本装置の構成は、クライアント/サーバ方式とすること。
- (5) サーバは現用系にホットスタンバイ方式の予備系を加えた、冗長化構成とすること。
- (6) 職員の操作により、現用系サーバと予備系サーバの切替を行えること。また、自動による切替も行えること。
- (7) 本装置の制御処理装置は個々に独立したものであり、個々の障害が他の装置に影響を及ぼさないものとする。
- (8) データメンテナンス装置は、通信指令室等に設置すること。
- (9) 本装置の制御処理装置等の端末機器については、24 時間 365 日連続稼働に耐えるよう、信頼性の高いものを採用すること。

### 4 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第1-3 地図等検索装置

### 1 概要

本装置は、災害発生場所の地図等の検索を容易かつ迅速にできるようにするものであり、指令装置の各機器と接続し、各種支援情報等をディスプレイ上に表示するものである。

## 2 機能仕様要件

### (1) 基本操作

ア 主要機能を容易な操作で呼び出せること。

イ 主要な操作は、おおむね次のとおりとし、詳細は委託者との協議の上決定すること。

(ア) 地点の検索

(イ) 地図の拡大

(ウ) 地図の縮小

(エ) 地図の切替 等

### (2) 地点検索機能

地点検索機能として以下に掲げる機能を具備すること。

#### ア 住所検索

(ア) 市町村名、町丁目名、番地、号、枝番の入力により、該当地点を表示できること。

(イ) 市町村名及び町丁目名の絞り込みができること。

#### イ 名称検索

(ア) 大分類、中分類より、該当データを一覧表示し、選択することにより該当対象物の地点を表示できること。

(イ) 市町村及び町丁目名等で該当対象物を絞り込むことができること。

(ウ) カナ入力により、先頭検索／曖昧検索の2モードから選択し、対象物が絞り込めること。

(エ) 災害時要援護者情報を検索できること。

#### ウ ナンバー検索

電話番号(対象物／世帯名)、公衆電話、キロポスト等の番号情報を検索できること。モード切替ができ、数値入力による検索ができること。

また、キロポスト決定時、進入経路・連絡先を表示できること。

#### エ 座標検索

(ア) 緯度経度の入力により該当地点の地図を表示すること。

(イ) 地図検索独自の座標入力により該当地点の地図を表示できること。

(ウ) 世界測地系に対応できること。

#### オ 直接検索

(ア) 地図ページ番号の入力により該当ページの地図を表示できること。

(イ) 任意に設定した広域図から該当地図を表示できること。

#### カ 支援情報検索

大分類、中分類の分類別の管理ができ、該当データの一覧表示からの操作により支援情報(BMP、PDF、HTML形式等)を支援情報ディスプレイに表示することができること。

キ 届出情報検索

届出情報一覧画面の操作により、届出対象を中心とした地図を表示できること。

ク 逆検索機能

自動出動指定装置での災害地点検索後、確定した災害地点が実際の災害地点と異なる場合は、シンボル情報の指定等の容易な操作により地点を決定できること。また、その結果を自動出動指定装置に反映できること。

ケ 緯度経度検索

(ア) 緯度経度入力により該当地点の地図を表示できること。

(イ) 緯度経度は初期値表示により入力を簡略化できること。

(ウ) 入力する緯度経度は、度形式(〇〇. 〇〇度)と度分秒形式(〇〇度〇〇分〇〇秒)に対応できること。

コ 串刺検索機能

違う地図種を選択することにより、表示中の地点と同じ地点を異なる地図種で表示できること。

サ 災害地点補正機能

自動出動指定装置での災害地点の住所は正しいが、地図上の位置が異なっているだけの場合は、本装置で「災害地点補正」を行うことで、該当事案の地図位置情報のみを変更できること。

(3) 表示機能

以下の表示機能が使用できること。

ア スクロール

(ア) 360度自由方向の可変速スクロールが可能なこと。

(イ) スクロール方式は、進路追従が容易な開始点基準方式(マウスポインタの位置からの方向と距離で移動できる方式)又は中心点基準方式(中心からの方向と距離で移動できる方式)又はクリックした地点を地図の中心として表示する方式、ドラッグ、ドラッグ&ドロップを切替可能とすること。

(ウ) マウスにより地図を拡大したまま上下左右に動かすことができること。

(エ) 容易な操作により、災害地点を表示できること。

イ 拡大・縮小(シームレス拡縮)

(ア) 表示地図の拡大・縮小を無段階に行うことができ、表示縮尺により自動的に地図種を切替えて表示することができること。

(イ) 拡大・縮小は、次の操作により可能なこと。

a 拡大・縮小ボタン操作

b マウスのスクロールボタンの上下

c 地図画面上のスライダーバー操作

- (ウ) 自動出動指定装置にて特定の対象物が選択された際に、地点付近の状況が一目で確認できる最適な縮尺に自動的に切替えができること。

#### ウ 画面分割表示

- (ア) 異なる地図画面を2、3、4分割の同時分割表示ができ表示ができること。
- (イ) 同時分割表示した地図において、同一地点を中心とした連動スクロールができること。

#### エ スポット表示

- (ア) マウスポインタ位置の地図を虫眼鏡のように円形に拡大スポット表示できること。
- (イ) 拡大スポット表示は、種別の異なる地図間でも表示できること。
- (ウ) マウスポインタの動きに合わせて、スポット位置を自由に移動できること。
- (エ) 現在表示している地図の中心を常に住宅地図の一定の縮尺で地図等検索装置のディスプレイ右側に表示する機能でも可とする。

#### オ 緯度・経度表示

自動出動指定装置からのオンライン検索により地点決定された緯度経度情報(〇〇度、〇〇分、〇〇秒)が地図用ディスプレイ内に表示できること。

#### カ ラスタ/ベクトルのハイブリッド表示

ラスタ地図、ベクトル地図何れにも対応ができ、同時表示が可能なこと。

#### キ オーバーレイ表示機能

異なる地図種を重ね合わせ表示ができること。

#### ク シンボルマーク表示

- (ア) 地図上に、災害地点や特定物のマーキング表示ができること。
- (イ) 地図上のシンボルマークをクリック、選択することでシンボルの名称等付加情報を表示できること。
- (ウ) シンボルマークをマウスでクリック、選択することにより該当する支援情報が地図の上に重ねて表示できること。
- (エ) シンボルマークの下に任意の文字(消火栓情報、防火対象物番号等)を表示できること。

#### ケ 同心円表示

- (ア) 災害地点及び指定した地点を中心とした同心円表示ができること。
- (イ) 同心円は間隔(m)、線種、本数等を任意に指定できること。
- (ウ) 携帯位置情報から取得した地点を中心とした距離精度及び精度円表示ができること。

#### コ 経路検索表示

- (ア) 任意車両最短経路検索
  - a 地図等検索装置の車両一覧表示より任意の車両を選択することで、最新の車両位置から災害地点までの最短経路ルートを地図上に表示できること。
  - b 距離、予測時間の表示ができること。
- (イ) 2点間最短経路検索

- a 地図等検索装置上の任意2点間を指定することで、2点間の最短経路ルートを地図上に表示できること。
  - b 距離、予測時間の表示ができること。この際、経由地の指定ができること。
- (ウ) 巡回経路検索
  - a 複数の立ち寄り地点を指定することで、最適な巡回経路を表示できること。
  - b 距離、予測時間の表示ができること。
- サ 車両マーク表示
 

地図の種類に応じて、車両マークの大きさが自動的に変更されること。
- シ 集結点表示・決定
  - (ア) 自動出動指定装置からの制御により集結点マークを地図上に表示できること。
  - (イ) 地図上での指定により、集結点を決定し、自動出動指定装置に送信できること。
- (4) その他機能
  - ア 計測機能
    - (ア) 建物等の面積及び距離計算、スケール表示、コンパス表示、ルーラー(地図頁等)表示等のその他の計測機能が使用できること。また、面積を表示できること。
    - (イ) 指定した線分の区間距離、合計距離の計算・表示ができること。
  - イ マーキング機能
    - (ア) 火煙情報・通行止め情報のマーキングにおいては、届け出日時期間のみ表示し、期間満了後は自動的に消去できること。
    - (イ) 登録時において個々に一定の期間を設け、色を変えて表示できること。
    - (ウ) 届出期間は、開始・満了指定以外に、曜日指定、時間指定もできること。マーキングは、任意の図形を描画できること。
  - ウ 描画機能
    - (ア) 地図表示・マーキング表示・文字情報の他に、画像(カラー写真や支援図面等)の入力・表示ができること。画像表示は拡大・縮小・回転等ができること。
    - (イ) 地図表示上に、地図メッシュの表示・非表示ができること。なおメッシュ表示は地図の種類を問わず可能なこと。
    - (ウ) 登録済の地図データをイメージ編集ツール(線・文字・円などの描画パターン・消しゴム機能等)により修正ができること。もしくは、地図データの上に編集用のレイヤを重ね、そのレイヤを修正できること。
    - (エ) 出動種別または災害種別により支援情報(水利等)及び地点マークを変えて表示することができること。
      - a 地図画面は、次の方法でメモリできること。
      - b 災害地点の補正を行った場合、自動的に登録できること。
      - c 現在表示している地図画面を容易な操作で登録できること。
    - (オ) 表示された地図及び支援情報はプリント機能により出力することができること。

- (カ) 活動中の車両位置を住宅地図上にシンボル表示できること。また、車種、動態、車両名、進行方向も地図上に表示できること。また、簡単な操作により縮尺を自動調整して活動中の全車両を画面上に表示できること。車種については車種ごとにシンボル形状を変える、動態は色・進行方向はシンボル形状を凸型にすることで方向がわかるようする方式等でも可とする。
- (キ) 車両一覧表示より車両を選択することで、該当車両を中心とした地図を表示できること。
- (ク) 車両位置を任意のタイミングでポーリングができること。
- (ケ) 車両一覧表示より指定車両を追跡表示指示又は地図用ディスプレイ上から車両シンボルを選択することで、該当車両を中心とした画面を表示し、車両が移動する毎に自動スクロールし追跡表示ができること。
- (コ) ショートカットキー等により表示している画面をコピーできること。また、コピーした画面又は現在表示している画面の印字ができること。
- (サ) 任意の地点を決定し特定の車載端末に目標地点として送信できること。車載端末においては受信した目標地点を目的地としたルート検索が行えること。

(5) 使用地図

本装置で使用する地図の種類、範囲及びデータフォーマットは、以下のとおりとすること。なお、本装置で使用する住宅地図及び道路地図の著作権費用及び使用許可申請費用は本仕様に含まれるものとし、受託者が手続きを行うものとする。詳細は、委託者と協議による。住宅地図にあつては、隣接する他消防本部管轄エリアの市町村の住宅地図の内、各消防本部の境界から概ね 500m までの区域の住宅地図(住宅地図が販売されていない地域を除く。)を含むこと。

- ア 住宅地図 : 管内全域、新見市  
(株ゼンリン製) Zmap-Town II 相当
- イ 道路地図 : 岡山県、鳥取県、兵庫県、広島県、大阪府  
(株昭文社製) ※MAPPLE25000 相当
- ウ 道路ネットワークデータ : 道路地図と同内容とすること。  
自動出動指定装置、地図等検索装置、  
情報共有システムでは住宅地図と  
同範囲でも可とする。  
( (財)日本デジタル道路地図協会策定の  
「全国デジタル道路地図データベース」  
標準フォーマットに準拠したもの。 )

3 構造仕様要件

第 1-2 自動出動指定装置の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

第1-4 支援情報端末

## 1 概要

本装置は、指令台及び指揮台に搭載するディスプレイの一つで、災害地点決定時に、各種消防活動支援情報、消防 OA システム等に登録されている防火対象物、危険物施設情報その他詳細情報を表示するものである。

## 2 機能仕様要件

- (1) 本章第 1-2 自動出動指定装置、本章第 1-3 地図等検索装置と接続・連携し、各種消防活動支援情報を表示できること。表示内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 車両一覧

イ 医療機関一覧

ウ 資機材情報

エ FAX119 情報

オ 一般支援情報(PDF、JPEG 等)

カ メモ情報 等

- (2) インターネット画面表示機能

ア インターネットの画面を表示できること。

イ 自動出動指定装置等で決定した災害地点情報を、専用のインターネット端末に送信し、災害地点のインターネット地図画面等を容易に閲覧できること。

ウ インターネット端末の画面表示機能は、画面切替により離席せずに表示を切り替えることができること。

- (3) 台モードの変更時に、自動出動ディスプレイ等として動作できること。

## 3 構造仕様要件

- (1) 指令系システムとインターネット端末の連携は、GW 装置等を介しセキュリティを確保した上での最低限の接続とすること。詳細は、委託者との協議の上で決定すること。

- (2) 本章第 1-2 自動出動指定装置の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

## 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第1-5 多目的情報端末

#### 1 概要

本装置は、指令台及び指揮台に搭載するディスプレイの一つで、緊急通報受付時に、受付情報の入力等を行うものである。

#### 2 機能仕様

- (1) 手書き入力機能(他装置での実現も可とする。)

ア 指令装置と連携し、緊急通報の受付を行った場合に、既定の雛形を表示し、手書き情報の入力を開始できること。

イ 雛形は、火災用、救急用等、災害種別や用途に応じて選択できること。登録種類は 3 種類程度とし、雛形様式は、委託者との協議の上、決定すること。

ウ 手書きメモの入力は、他の表示情報を覆い隠すことなく表示できること。また、手書き領域にあっては支障なく入力ができる十分な大きさを確保できること。

エ 手書き情報は、事案に紐付けて複数件の登録ができること。

オ 手書きメモ情報を車両運用端末装置に送信できること。

(2) モード切替機能

台モードの変更時に、自動出動ディスプレイ等として動作できること。

3 構造概要

(1) 指令台、指揮台の操作しやすい場所に配置すること。

(2) 本章第 1-2 自動出動指定装置の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第1-6 長時間録音装置

1 概要

本装置は、119 番通報等、音声指令、無線交信等の指令台、指揮台で取り扱う全ての通話内容を自動及び手動制御で録音するものである。

2 機能仕様要件

(1) 録音・再生機能

ア 指令台・指揮台の各座席対応の録音ができること。

イ 指令台、指揮台の操作及び装置本体の手動操作で、録音、再生及び停止できること。

ウ 119 番通報等の受付と連動して自動的に録音を開始し、終話に連動して録音を停止できること。

エ 無線回線の送受信操作に連動して自動的に録音できること。

オ 時刻信号を音声と同時に収録し、再生時に収録された時刻信号を年、月、日、時、分、秒で再生できること。なお、時刻表示はデジタル表示とすること。

カ 内蔵ハードディスクは、30,000 時間程度の連続録音ができること。

キ 装置内部に時刻信号発生機能を有すること。

ク 装置内部の時刻信号発生機能は、指令制御装置及び自動出動指定装置等の時刻信号発生機能と同期がとれること。

ケ 月、日、時、分等の指定により頭出し再生できること。

コ 容易な操作で直前の録音内容を頭出し再生できるスキップ再生機能を有すること。なお、本機能は録音中においても操作できること。

サ 録音再生チャンネルは、40 チャンネル以上を収容すること。詳細は委託者との協議による。

(2) データバックアップ機能

ア 障害時のバックアップ機能を有すること。

イ 長時間録音装置で録音された内容を媒体(ブルーレイ等)に出力できること。

ウ 録音媒体(ブルーレイ等)の終了時は、エンドアラーム等により、通信指令室の指令員に通知できること。

エ WAV形式など、一般的な機器で再生できるファイル形式とすること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 液晶ディスプレイ、キーボード及び制御装置で構成し、構造は自立型等であること。
- (2) ハードディスクを使用した録音装置で、バックアップとして光学ディスクを採用すること。

### 4 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第1-7 非常用指令制御設備

### 1 概要

本装置は、指令制御装置のバックアップ装置である。指令制御装置の使用不能となった場合に、本装置に切り替えることで通常運用と変わりなく通信指令業務を可能とするものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 指令台、指揮台で障害前と変わらぬ運用が可能であること。なお、指令制御装置から本装置へ瞬時に切り替えできること。
- (2) 本章第1-6 指令制御装置、2 機能仕様要件と同等の仕様を満たすこと。

### 3 構造仕様要件

- (1) 構造は指令制御装置と同じ構造とすること。
- (2) 回線種別は、指令制御装置の項に定めるものとする。また、回線収容容量は指令制御装置と同じにすること。
- (3) 指令制御装置が使用不能となった際に即座に本装置での運用に切り替えられるよう、ホットスタンバイとし、常に指令制御装置と同期すること。

### 4 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと

## 第1-8 指令制御装置

### 1 概要

本装置は、指令台の回線制御、無線制御、データ制御等の各機能を制御するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 119番等回線受け対応機能

ア 119番回線トランクは、光IP方式に適合できること。

イ 119番回線収容用の基盤を実装すること。

ウ 119番通報の着信応答、コールバック及び切断ができること。

エ 指令回線の個別通話ができること。

オ 加入電話回線及び内線の発着信ができること。

カ 専用回線の発着信ができること。

- キ 着信は可視及び可聴にて確認できること。
- ク 転送回線の発着信接続及び通話ができること。
- ケ 統合型位置情報通知装置と接続ができること。
- コ 各種設定変更等が容易に行えること。

(2) 障害検知機能及び障害通知機能

- ア プログラムにより自動障害チェックを行うこと。
- イ 障害内容等を指令台ディスプレイ等で表示できること。
- ウ 障害等の警報を表示できること。

(3) GPS 時計で自動時刻補正のできる親時計を具備し、システムを構成する各機器に対して、日本標準時の時刻信号を送出できること。

3 構造仕様要件

- (1) 二重化構成とし、装置架内に收容されているものとする。
- (2) 制御処理部・電源部等の主要回路は二重化構成とし、障害発生時には自動で予備系に切替えることができる。
- (3) 收容回線が全回線容量の範囲を超えた場合にも、装置の増設によって対応ができる拡張性を有した構造とし、機器を更新しなくても対応可能であること。
- (4) 保守点検が容易で、防塵に配慮されていること。
- (5) 非常用指令制御装置と部品を共通化し、長期にわたる部品の安定的な供給を可能とすること。
- (6) 最低限の回線構成は、下表のとおりとする。ただし、将来の拡張に対応できる回線の收容容量とすること。詳細は、委託者との協議による。

項	回線種別	回線数	備考
ア	119 番回線(固定・IP・携帯)	12	重畳化すること。
イ	119FAX 回線	1	
ウ	衛星 119 番回線	2	
エ	携帯 119 番転送(受付け)	1	
オ	携帯 119 番転送(送出)	1	
カ	指令回線	17	各署所
キ	住民案内加入回線	10	
ク	順次指令回線・関係機関連絡回線	20	
ケ	加入回線	8	
コ	内線回線	4	
サ	専用線	3	県防災、警察、NEXCO 等
シ	消防救急デジタル無線回線	11 以上	

4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

第1-9 携帯電話・IP 電話受信転送装置

#### 1 概要

本装置は、携帯電話・IP電話による119番通報の転送処理を可能とするものである。

#### 2 機能仕様要件

本章第1-1 指令台 2 機能仕様要件、(3) 通信機能、ヒ 携帯電話からの通報受付による119番通報等受け付けを参照のこと。

#### 3 構造仕様要件

指令制御装置への組込み型とし、携帯電話・IP電話事業者の追加及び削除があった場合にも容易に対応できる容量及び構造とすること。

#### 4 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第1-10 プリンタ

#### 1 概要

本装置は、LAN等に接続され、指令センターに設置の各端末装置から各種帳票等の印字出力を行うものである。

#### 2 構造仕様要件

卓上型とする。

#### 3 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第1-11 カラープリンタ

#### 1 概要

本装置は、LAN等に接続され、指令センターに設置の各端末装置から地図情報等の印字出力を行うものである。

#### 2 構造仕様要件

卓上型とする。

#### 3 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第1-12 スキャナ

#### 1 概要

本装置は、指令センターに設置のデータメンテナンス装置等に地図や図面等のイメージデータの取り込みを行うものである。

#### 2 構造仕様要件

カラープリンタへの内蔵も可とする。

#### 3 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第1-13 署所端末

#### 1 概要

本装置は、署所に設置し、指令の受令及び車両運用状況の設定を行うものである。

#### 2 機能仕様要件

##### (1) 指令受令機能

ア 指令の受令ができること。

イ トーン指令、予告指令、電話機指令及び放送指令のいずれも自動的に受令できること。

ウ 指令台に対しボタン操作等による応答及び確受表示ができること。

(2) 通話機能

ア 指令台からの呼び出しにより通話ができること。

イ 指令台に対し緊急呼出ができ、応答した指令台、指揮台等と相互通話できること。

(3) 車両運用状況設定機能

ア 車両運用状況の設定及び表示ができること。

イ 設定項目は、自動出動指定装置等と整合すること。項目の名称等の詳細は、委託者と協議の上で決定するものとする。

(4) 制御機能

ア 回線監視、アラーム機能を有し、障害発生を可視及び可聴で確認でき、指令台、指揮台等へ障害信号を通知し障害が発生した署所を通知できること。

イ 自動拡声を制御できること。また、設定により自動確受もできること。

ウ 昼夜間の自動又は手動による拡声制御ができること。

エ 夜間においては放送系統制御信号により自動的に系統を選択し該当のスピーカーから署内放送されること。また、放送系統は、自動出動指定装置等と連動し、災害種別や昼夜設定によりスピーカー系統の制御ができること。

3 構造仕様要件

(1) 停電時 100%負荷にて 3 時間以上補償するための電源を備えること。

(2) 設置場所に応じて、防塵及び防滴対策を講じること。また、駐在所への設置にあつては、必要に応じて施錠管理可能なキャビネット等を設置し、収容できること。

(3) 操作表示部、拡声スイッチを備えていること。

(4) 内蔵スピーカーを搭載すること。また外部スピーカーとの接続ができること。

4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

**第1-14 無線指令受令装置**

1 概要

本装置は、指令回線(有線)の障害時に指令センターが無線で送出する音声指令を受信し、署所内に指令放送ができるものである。

2 機能仕様

(1) 無線機本体に自己診断機能を有して、装置内で不具合発生時は、不具合箇所と内容を液晶表示部に表示できること。

(2) 装置内蔵のスピーカにより受信音声の出力が可能なこと。

(3) 受信音量は調整可能なこと。

(4) バッテリー及び充電機能を具備し、運用中においても交流電源を接続して充電可能なこと。

(5) 無線指令受令装置は、充電中の表示をすること。

### 3 構造仕様要件

(1) 本装置は、無線機、バッテリーを含めた電源部から構成され、装置前面に操作表示部、拡声スイッチを備えていること。

(2) 本装置に内蔵スピーカを搭載すること。

(3) 本装置については、既設流用が可能な場合は既設流用を可とする。

## 第2 指揮台

### 1 概要

本装置は、指令台と併設して指令台の機能を包含し、通信指令業務の運用状況を管理・監督するためのものである。

### 2 機能仕様要件

本章第 1-1 指令台と同等の機能を有すること。

### 3 構造仕様要件

本章第 1-1 指令台と同様の条件を満たすこと。

### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第3 表示盤

### 第3-1 車両運用表示盤

#### 1 概要

本装置は、指令装置、車両運用端末装置等から入力した車両の動態情報を表示するものである。

#### 2 機能仕様要件

(1) 指令装置、車両運用端末装置等から入力された車両の動態を表示できること。

(2) 同時に 100 車両以上の表示ができること。

(3) 表示内容は次のとおりであること。

ア 署所名

イ 車両名

ウ 車両状況(動態・活動状況等を色別で表示できること。)

#### 3 構造仕様要件

(1) 設置する環境に対して十分な明るさが確保されること。

(2) 視認性が良いこと。(写り込み等の対策がなされていること。)

(3) 表示盤の下に収納スペースを設けること。

#### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第3-2 支援情報表示盤

#### 1 概要

本装置は、指令装置、気象情報収集装置等と連動して火災件数、救急件数、119 番着信件数、現在時刻、気象情報等を表示するものである。

## 2 機能仕様要件

(1) 指令装置、気象情報収集装置等と連動して火災件数、救急件数、119 番受付け件数、現在時刻、気象情報等を表示できること。なお、各消防本部ごとに支援情報を切替して表示できること。また、指令センター管轄全体としての支援情報も表示できること。

(2) 表示内容及び表示要領は、次のとおりであること。

ア 消防本部名

イ 火災、救急件数等及び 119 番着信件数

火災、救急件数や 119 番着信件数を集計した数値が表示できること。

ウ 時刻表示

日本標準時を表示する指令装置の GPS 親時計と連動し表示すること。

エ 気象情報

下記の 8 項目が自動的に表示できること。

(ア) 風向(16 方位)

(イ) 最大風速(m/s)

(ウ) 平均風速(m/s)

(エ) 気圧(hPa)

(オ) 気温(°C)

(カ) 相対湿度(%)

(キ) 実効湿度(%)

(ク) 日積算雨量(mm)

オ 警報・注意報等

(ア) 管内で発表されている警報・注意報の情報が表示できること。

(イ) 各種警報、注意報及び発表月日時分が表示できること。

(ウ) 各種警報、注意報は、事前に作成した警報、注意報の項目からメニュー形式により容易に項目選択して表示するか、又は任意に文字入力での表示ができること。なお、表示は同時に 3 種類以上できること。

カ 火災予防週間等の告知情報を、任意に作成して表示できること。

## 3 構造仕様要件

本章第 3-1 車両運用表示盤と同等の条件を満たすこと。

## 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第3-3 多目的情報表示装置

#### 1 概要

本装置は、災害地点、災害状況、医療機関運用状況等の把握に使用するもので、各種映像・情報収集用のテレビ映像・ビデオ映像等を表示するものである。また、他の表示盤装置(車両運用表示盤、支援情報表示盤等)の映像信号を制御するものである。

## 2 機能仕様要件

### (1) 多目的情報表示盤の機能

- ア 指令台及び指揮台にある各ディスプレイの画面を表示できること。
- イ BS・地上デジタル放送等のテレビ映像及び録画再生装置(BS/TVチューナ内蔵)の映像を表示できること。
- ウ 音声のある映像は、スピーカーで当該音声を拡声できること。
- エ 指令センターの管轄地域で発生している事案を視認的に把握するための管内地図を表示できること。
  - (ア) 管内全体の地図、及び各消防本部単独の管内地図を切替表示できること。
  - (イ) 指令センターの管轄地域内で発生している災害、救急事案の災害地点をシンボルとして表示できること。なお、詳細は委託者との協議により決定すること。
  - (ウ) 各事案で活動している車両が表示できること。なお、動態により車両は色分け表示できること。
  - (エ) 管内全体の地図においては、各消防本部、署所が表示されている地図であること。各消防本部単独の管内地図においては、該当の消防本部及び署所が表示されている地図であること。
  - (オ) 各消防本部の管轄地域が把握できる境界線が表示されている地図であること。
- オ 現在発生している事案の一覧が表示できること。
- カ 医療機関情報表示
  - (ア) 医療機関情報として、本日の当番病院を表示できること。
- キ 各入力信号に対して同期がとれること。
- ク 歪み、チラツキ、色ずれ等がないこと。

### (2) 映像制御装置の機能

#### ア マトリックススイッチャ

- (ア) 入力信号に対して容易に映像ソース及び音声を選択でき、任意に選択した表示盤に出力できること。
- (イ) 入出力信号の選択ができること。
- (ウ) 録画録音出力を有し、選択した映像を録画再生装置で録画録音できること。
- (エ) 遠隔制御できること。

#### イ 映像信号分配器

- (ア) 各種の映像信号を分岐して、マトリックススイッチャ等に接続できること。
- (イ) 分岐による映像劣化及びその他の影響を補償できること。

#### ウ 録画再生装置

- (ア) テレビ放送の録画ができること。
- (イ) テレビ放送入力を録画に関係なく出力できること。
- (ウ) マトリックススイッチャの映像及び音声信号の出力を本装置に入力して録画できること。
- (エ) 録画再生装置は、ブルーレイディスクに対応していること。
- (オ) 録画再生方式は、HDD 及び DVD の両用方式で録画媒体にダビングできること。

- (カ) デジタルビデオカメラで撮影した映像を再生できること。
- (キ) 遠隔制御ができること。

#### エ 遠隔制御器

- (ア) マトリックススイッチャを遠隔制御し、本章第 3-1～3-3 に記載の各表示盤装置の各種映像ソースを切替えられること。また、録画再生装置で録画する映像ソースも選択できること。
- (イ) 各車両運用表示盤、支援情報、多目的情報表示装置(多目的情報表示盤)は、単面表示及び 4 面拡大ができること。
- (ウ) スピーカーの音量を調整できること。また、映像と音声を独立して選択できること。

### 3 構造仕様要件

#### (1) 多目的情報表示盤

- ア 表示盤装置は、本章第 3-1 車両運用表示盤と同等の条件を満たすこと。
- イ 増幅器を具備し、音量の調整ができること。
- ウ スピーカーは、増幅器出力に対応できる耐入力のスピーカー(2 台)を設置すること。

#### (2) 映像制御装置

- ア マトリックススイッチャ  
表示盤脚部筐体内に収容できること。
- イ 映像信号分配器  
入力側ケーブルの補償回路を有すること。
- ウ 録画再生装置
  - (ア) 信号入出力端子は、映像、音声、アンテナ端子、HDMI 等であること。
  - (イ) 表示盤脚部筐体内に収容できること。

#### エ 遠隔制御器

- タッチパネル型とすること。

### 4 機器仕様要件

- 【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第4 無線統制台

### 1 概要

本装置は、各消防本部が保有する消防業務用無線(統制波、主運用波、活動波、救急波)の全チャンネルを収容し、無線交信の統制を行うものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 消防救急デジタル無線設備の遠隔制御器を設置できること。
- (2) 下記の無線波を送出する無線基地局の遠隔制御器を設置すること。
  - ア 統制波
  - イ 主運用波
  - ウ 活動波

エ 救急波

3 構造仕様要件

本章第 1-1 指令台と同様の意匠・色調とすること。

4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第5 指令電送装置

### 第5-1 指令情報送信装置

1 概要

本装置は、出動指令と連動して、指令装置からの出動指令情報及び災害地点周辺地図情報を署所へ電送するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 出動指令情報の出力は日本語又は英数カナ文字等のできる。また、地図付きの指令書又は事案終了書が印字出力できること。
- (2) 署所の指令情報出力装置に対して同報が可能であること。
- (3) 個別署所に対する出動指令情報の出力は、郡別及び個別に電送できること。
- (4) 指令書は文字情報の他、災害地点の地図付与ができること。
- (5) 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書が同時に出力できること。
- (6) 署所に設置されているプリンタの状態情報を確認でき、プリンタ異常時のエラーメッセージについては自動出動ディスプレイ等に随時表示できること。

3 構造仕様要件

- (1) 他装置への組込みも可とする。
- (2) 組込みを行わない場合、次に示す機器仕様要件を満たすこと。

4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第5-2 指令情報出力装置

1 概要

本装置は、電送された出動指令情報を署所側で出力するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 指令時に連動し、災害地点の地図画面を表示し、指令の内容（災害種別・区分、住所、目標物名称）の文字情報も表示できること。
- (2) 出動指令書の再印字処理ができること。
- (3) 指令の履歴が保持できること。
- (4) 通常時は地図等検索処理装置として、検索、印刷ができること。
- (5) 届出入力端末として使用でき、各消防本部の届出情報を更新できること。
- (6) 地図編集したデータを反映できる機能を有すること。
- (7) 車両動態情報、進行事案情報の表示が行なえること。
- (8) 車両位置の表示が行なえること。
- (9) 指令書・事案終了書はプレビュー表示できること。

- (10) 出動指令情報の出力は、日本語等でできること。また、災害地点の地図付きの指令書又は事案終了書が印字出力できること。
- (11) 出動指令情報として、おおむね次の内容を表示できるものとし、詳細は委託者と協議の上決定すること。
  - ア 指令時刻(年、月、日、時、分)
  - イ 事案番号
  - ウ 覚知時刻
  - エ 災害種別、災害区分
  - オ 災害地点(住所、災害地点名等)
  - カ 緯度・経度
  - キ 管轄(署所名)
  - ク 地図頁
  - ケ 指令目標(名称、方位、距離)
  - コ 気象情報(風向、風速、気温、湿度、気圧)
  - サ 出動車両名
  - シ 災害地点地図(円スケール、届出情報、縮尺等含む)
- (12) 気象情報は、災害地点の管轄で採用する観測地点の情報とすること。
- (13) 設定により、指令台の状態(災害地点の位置・縮尺)に関係なく、常に災害地点を中心にした固定縮尺の地図付きの出動指令書が出力できること。
- (14) 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書が同時に出力できること。
- (15) 出動指令書及び事案終了書は、災害種別毎の異なった様式で出力できること。
- (16) 指令書に緯度・経度が印字できること。
- (17) スクロール・拡大・縮小した地図を出動指令書として印刷できること。
- (18) 本装置で使用する地図及び地図の範囲は、次のとおりとする。
  - ア 住宅地図：本章第 1-3 地図等検索装置と同内容とすること。
  - イ 道路地図：本章第 1-3 地図等検索装置と同内容とすること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 設置場所に応じて、防塵対策、防滴対策を講じること。詳細は、委託者との協議による。
- (2) 24 時間 365 日連続稼働に耐えられることが求められるため、信頼性の高い機器を採用すること。

### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第6 気象情報収集装置

### 1 概要

本装置は、災害対策の支援情報として活用することを目的に、Web サービス等から各種気象状況を取得し、観測データを支援情報として活用するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 測定範囲
    - 必要な情報を Web サービス等から取得すること。測定範囲は Web サービス等による。詳細は委託者との協議の上、決定すること。
  - (2) プリントアウト項目(日本語及び数字印字)
    - ア Web サービス等による。詳細は委託者との協議の上、決定すること。
  - (3) データロガー機能(詳細は、提案による。)
    - ア 全ての操作が対話方式でできること。
    - イ 各種グラフ、帳票(時報、日報、月報、年報)を表示できること。
    - ウ 時報データのサンプリング間隔は1分間隔で表示できること。
    - エ 現在地モニタで全測定項目を一括表示できること。
    - オ 天候並びに警報及び注意報を入力できること。
    - カ データは自動的に保存できること。
  - (4) データ集計処理機能(詳細は、提案による。)
    - 保存データを利用し集計処理を行うことができ、帳票出力ができること。
  - (5) 結果表示
    - 支援情報表示装置ディスプレイ等で観測結果が表示できること。
- 3 構造仕様要件
- (1) ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

## 第7 災害状況等自動案内装置

### 1 概要

本装置は、加入電話による住民からの災害の問い合わせに対して、災害状況の案内を行うものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 住民案内は音声合成装置と連携して、トーキー案内サービス・テレドーム・加入回線直収の3タイプの接続形態に対応できること。
- (2) 出動指令発令時には災害案内、災害事案経過が鎮火になった時には鎮火案内、案内中事案が終了した時には終了案内、案内対象の事案が存在しない時には平常案内ができること。
- (3) 災害発生時案内は災害発生住所及び災害区分について案内すること。
- (4) 災害発生時案内は災害種別(区分)ごとに実施の有無を設定できること。
- (5) 事案終了一定時間経過後、災害案内は自動的に平常時文言に切り替わること。
- (6) 災害案内は事案ごとに案内対象外・誤報案内への切替えができること。
- (7) 災害輻輳時には、5事案程度までの詳細案内をし、これを超える場合には他に災害が発生中の旨を案内できること。
- (8) 特殊運用として、災害発生中でも強制的に平常案内(固定文言)に切替えての運用ができること。
- (9) 案内する災害に変更があった場合は、自動ディスプレイ上から変更ができること。

- (10) 平常案内の文言は 20 種類程度の登録ができ、文言の変更は常時できること。
- (11) 加入回線直収タイプの場合、対象回線に対しての着信件数の統計が取れ、時間ごとの集計、ディスプレイ上での表示、プリンタ出力ができること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 専用台(OA ラック等)に設置すること。
- (2) 収容回線は、規格に応じて容量アップができること。
- (3) 他装置による代替も可とする。

### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第8 順次指令装置

### 第8-1 順次指令装置(電話)

#### 1 概要

本装置は、災害発生時、関係機関等に対して、順次呼出を行うものである。

#### 2 機能仕様条件

##### (1) 順次指令機能

ア 音声合成装置及び指定の加入回線を有効活用し、順次電話連絡ができること。

また、回線数以上の連絡先が指定されている場合にも対応できること。

イ 出動指令と連動し、災害種別から該当する連絡先グループ及び連絡文言を自動的に決定できること。

ウ 連絡先数は、指令装置の機能による。

エ 順次指令中に、次の順次指令の予約操作ができること。また、その場合は、順次指令開始の待ち合わせを自動的に行うこと。

オ 呼び出した連絡先が応答しない場合は、一定時間経過後に自動リトライを行うこと。

カ 事案とは関係なく、あらかじめ登録された文言にて順次連絡が行えること。

キ ドクターカーの運用日・運用時間帯にあつては、音声合成装置と連動した出動指令を、津山中央病院内のドクターカー救急隊員が所持する携帯電話 (PHS) に対して自動的に送送できること。

##### (2) 履歴管理機能

ア 連絡状況等を確認できること。

イ 履歴を印字出力できること。

#### 3 構造仕様条件

- (1) 指令台内蔵又は専用台(OA ラック等)に設置すること。
- (2) 収容回線は、ISDN 回線等が接続できること。
- (3) 収容回線数は、4 回線以上であること。
- (4) 録音方式は、IC 録音方式であること。
- (5) 他装置による代替も可とする。

#### 4 機器仕様要件

【別冊 1】 機器仕様要件を参照のこと。

## 第8-2 順次指令装置(メール)

### 1 概要

本装置は、指令装置と連携して、登録されている配信先に対して指令情報を電子メールで送信するものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 基本機能

ア 高速メール配信エンジンが使用可能な ASP サービス方式を利用し、登録されている配信先に高速でメールを送信できること。

イ 一定時間以上、応答がない場合は、自動的に指令メールを再送できること。

#### (2) ログイン管理機能

ID 及びパスワードによる操作権限設定を次のとおり設定できること。

ア システム管理者(指令課職員)

(ア) 本システムの全ての操作を可とする。

(イ) 受信希望者の登録ができること。

イ 送信利用者

(4) 及び(5)に記載の機能の利用を可とする。

#### (3) 自動メール送信機能

ア 指令装置から送出された指令情報を送信できること。

イ 指令情報メールの内容は次のとおりとする。

(ア) 災害発生場所

(イ) 目標物(方位、距離含む)

(ウ) 災害種別

(エ) 出動隊名(消防団を含む)又は出動車両名

(オ) 災害地点地図(地図表示用 URL)

ウ メールを送信日時、応答結果等を記録し、表示できること。

エ メール配信時、携帯事業者の設定するメール配信規制を回避できる仕組みであること。

オ 出動回数に応じて、配信先を自動的に変更できること。

カ 配信先は、職員及び消防団員とし、それ以外の配信先に関しては委託者と協議すること。

#### (4) 手動メール送信機能

ア 本機能は、Web サイト経由で使用できること。

イ 手動による指令情報メールの配信及び再配信ができること。

ウ 指令情報の他、手入力で作成した連絡・伝達事項の内容をメールで送信できること。

エ 定型文として登録した内容を選択し、送信できること。

オ 登録されている配信先の中から選択した一つ又は複数の配信先に送信できること。また、配信先グループ単位での送信ができること。

カ 連絡メールに対する応答の返信メールを蓄積し、最新から指定件数分、一覧形式で表示できること。

(5) 送信履歴検索機能

ア 送信履歴一覧を閲覧できること。

イ 送信履歴一覧から選択した送信履歴情報の内容・送信結果等の詳細情報を表示できること。

ウ 送信メールの応答結果の記録、表示及び出力ができること。

(6) 除外リスト表示機能

送信不可能な登録者に対し、除外リストへの登録、削除及び表示ができること。

(7) メンテナンス機能

ア 配信先をグループ単位に分類できること。

イ 配信先の内容を登録、変更及び削除できること。また、内容を一覧又は詳細形式で印刷できること。

ウ 定型文章を登録、編集及び削除できること。

エ 一定件数到達等による送信履歴等データを自動削除する機能を有すること。

オ 配信先の登録は、システム管理者による一括登録が可能なこと。

カ メール受信希望者を容易な操作で登録できること。また、メール受信希望者情報の修正ができること。

キ ユーザ ID 及びパスワードの発行により、操作権限を職員ごとに設定できること。

なお、操作権限の設定はシステム管理者のみが行えること。

ク 管理者権限を有するユーザが、配信先メールアドレスのデータを、CSV 形式のファイルで装置本体又は外部記憶装置に出力できること。また、出力された CSV 形式のファイルを使用して、配信先を一括登録及び一括変更ができること。

ケ 配信先グループのメンテナンスは、インターネットに接続可能な端末から行えること。

(8) システム状況監視機能

ア 異常、復旧等の状態変更発生時は監視ログに累積できること。

イ 障害発生、復旧ログ等の監視ログが閲覧できること。

(9) 利用者情報管理機能

ア システム管理者の権限により、利用者情報管理画面にアクセスできること。

イ システム利用者のアカウント (ID 及びパスワード) の登録・変更・削除ができること。

3 構造仕様要件

(1) ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

(2) 本装置の統計情報等の取得や手動配信を行うための端末は、本章第 15 に定める消防ネットワーク設備とは接続しないこと。

(3) 配信用のインターネット回線は本事業にて整備するものとし、津山圏域消防組合庁内 NW とは接続しないこと。詳細は、委託者との協議の上、決定すること。

#### 4 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第9 音声合成装置

#### 1 概要

本装置は、指令装置と接続し、事案の内容に基づき、予告指令、出動指令及び案内メッセージ等の内容を編集し、合成音声の作成を行うものである。

#### 2 機能仕様要件

##### (1) 合成音声作成機能

ア 災害案内等の各用途に応じてそれぞれの言い回しで同時に実行できること。

イ 聞き取りやすさを考慮した音声合成方式とすること。なお、詳細は委託者との協議による。

ウ 音声合成による指令中であっても、指令台の操作で指令員の肉声による指令ができること。

エ 1つの指令に対し、指令回線と無線回線に同時に別々の文言を送出できること。

オ 輻輳時は、指令台及び指揮台の各席から異なる署所に対する自動指令が並行して送出的ること。

カ 各出力端末において明瞭な再生音を出力できること。

キ 音声信号を回線ごとにレベル調整できること。

ク 音声合成による指令中である旨の表示を、指令台及び指揮台に表示できること。

ケ 音声については、男性音声、女性音声を構築時に選択できること。詳細は委託者と協議の上、決定することとする。

##### (2) 管理機能

ア 音声合成の音声データのセットアップは、容易に変更及び増設できること。

イ 音片の追加・変更が必要になった場合は、指令員が容易に追加及び変更できること。

#### 3 構造仕様要件

(1) 回線容量は、10チャンネル以上とすること。

(2) 初期セットアップとして10,000語程度の合成音声を受託者が登録すること。なお、登録する音声は、委託者と協議すること。

(3) 音声登録容量は、30,000語以上の登録が可能であること。

#### 4 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第10 出動車両運用管理装置

#### 第10-1 出動車両運用管理装置

##### 1 概要

本装置は、車両運用端末装置からの車両動態情報及び車両位置情報を受信し、管理を行うものである。

## 2 機能仕様要件

- (1) 自動出動指定装置と連携し自動隊編成、出動指令に反映できること。
- (2) 自動出動ディスプレイや車両運用表示盤、署所端末等に車両動態を表示できること。
- (3) 車両運用端末装置より送られてきた動態信号を良好に受信できた時、車両運用端末装置に対して表示確認信号(アンサーバック信号)が送信できること。
- (4) 署所名、車両名(呼出名称)等のデータは、自動出動指定装置と一元化し、二重に登録する必要がないようにすること。
- (5) 自動出動指定装置より送られてきた以下の文字情報を車両運用端末装置に伝送ができること。詳細な項目は提案によるものとするが、委託者と協議の上、決定すること。
  - ア 指令時刻(年、月、日、時、分)
  - イ 事案番号
  - ウ 覚知時刻
  - エ 災害種別、災害区分
  - オ 災害地点(住所、災害地点名等)
  - カ 緯度・経度
  - キ 管轄(署所名)
  - ク 地図頁
  - ケ 指令目標(名称、方位、距離)
  - コ 気象情報(風向、風速、気温、湿度、気圧)
  - サ 出動車両名
  - シ 災害地点地図(円スケール、届出情報、縮尺等含む)
  - ス 医療機関情報(当番医)
  - セ 通報者情報
- (6) 自動出動指定装置等と時刻一元管理を行い、時刻補正が自動的にできること。
- (7) 表示確認信号送出と同時に車両運用端末装置へ動態とともに時間情報を付加して伝送ができること。
- (8) GPSにより測定した情報を車両運用端末装置より受信し、自動出動ディスプレイに表示できること。
  - ア 位置情報
    - (ア) 車両位置
    - (イ) 車両進行方向
  - イ 情報収集方式：任意発呼方式
- (9) 自動出動指定装置より設定された代車設定(車両コードの臨時変更設定)に準じて車両運用端末装置を制御できること。
- (10) 本装置停止時でも経路検索ができること。
- (11) 車両運用端末データ更新機能

ア 車両運用端末装置が保有する各種情報のデータ更新を無線 LAN 経由で行えること。

イ 無線 LAN 経由でデータ更新した場合、指令センターのメンテナンス装置等で各車両の更新状況を確認できること。

ウ 車両運用端末が可搬型の場合は、車両が盗難などの被害にあった際、端末内の全てのデータを管理装置から消去できること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 本装置は二重化構成とすること。
- (2) 将来の回線増設・回線変更ができるように配慮すること。
- (3) 署所無線 LAN 設備については、設置場所に応じて、防塵対策、防滴対策を講じること。

### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第10-2 経路探索装置

### 1 概要

本装置は、道路ネットワーク情報を用いて、各車両の位置情報と災害地点位置情報により車両の現在位置から災害地点までの最短経路を検索し、出動順位表を作成するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 自動出動指定装置の災害地点と車両位置情報により、車両位置から災害地点までの距離及び到着予想時間を計算すること。
- (2) データメンテナンス端末で修正した道路データベースの情報を容易な操作で読込できること。
- (3) 災害地点に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から検索し、その点を災害地点にできること。  
なお、条件に一致する道路が見つからない場合は、全ての車両位置から災害地点までの距離を直線距離で計算すること。
- (4) 車両位置に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から検索し、その点を車両位置とすることができること。なお、条件に一致する道路が見つからない場合は、本車両位置から災害地点までの距離を直線で計算すること。
- (5) 経路を計算する際は、道路幅員、高速道路及び一方通行を考慮した経路探索ができること。
- (6) 道路の通行止め情報(期間、区間、時間)を考慮した経路探索ができること。
- (7) 道路データベース及び検索条件などの修正を職員の作業により行えること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 他装置への組込みも可とする。
- (2) 組込みを行わない場合、次に示す機器仕様要件を満たすこと。

### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第10-3 車両運用端末装置

### 1 概要

本装置は、車両等に搭載しモニタ画面に指令情報、地図情報及び支援情報等を表示するものである。また、車両位置を管理し、災害地点までのナビゲーションを行う機能を有するものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 車両動態情報送信機能

ア 動態設定は30動態以上とし、ディスプレイ上から動態設定ができること。

イ 設定された動態は、パケット通信サービス網等を介して管理装置に送出できること。この時、車両の位置情報についても同時に送出できること。

ウ 不感地帯などで伝送できなかった動態及び押下時刻を再送信できる不伝達動態伝送機能を有すること。

エ 30動態の動態画面とは別に、次に押下すべき動態ボタンを1つ以上、画面上に配備し、押下後は固定パターンで次の動態ボタンに自動的に変わること。パターンは別途協議とするが、車種及び災害種別毎に切替できること。

#### (2) 自車位置情報検出機能

ア GPS衛星、準天頂衛星等に対応した測位情報、車速パルスとジャイロセンサー、バック信号による自立航法、マップマッチングにより自車位置を検出し表示できること。

イ ジャイロセンサーにより車両の方向を表示できること。

ウ 自車位置を手動で修正できること。

エ タイヤ摩耗や交換によるタイヤ外径変化を検出する車速パルス自動学習機能を常時行い、自車位置精度を向上させること。実現方法は提案すること。

#### (3) 自車位置情報送信機能

ア 検出された車両位置情報は、パケット通信サービス網等を介して管理装置に送出できること。

イ マップマッチングされた自車位置及び走行方向を管理装置へ送信できること。

#### (4) 地図表示機能

ア 道路地図、住宅地図の表示・検索・誘導機能があること。

イ 道路地図・住宅地図とも画面上部を北固定、進行方向どちらにも設定できること。

ウ 災害地点が近づくと自動的に住宅地図に切替わること。

エ 災害地点を中心とした同心円(スケール)表示ができること。

オ 自車位置中心表示・災害地点付近表示が切替えられること。

カ 容易な操作で地図の拡大・縮小、スクロールができること。

キ 昼夜で表示色を自動切替えること。

ク 自車位置と災害地点の2点間表示及び災害地点付近図など2画面分割表示ができること。

ケ システムが保有する以下のシンボルマークを地図上に表示できること。

- (ア) 水利シンボルの表示(シンボル下部に水利番号を表示できること。)
  - (イ) 災害地点シンボルの表示
  - (ウ) 届出シンボル表示(通行障害等)
  - (エ) 他車両位置シンボルの表示
  - (オ) 支援情報シンボルの表示
- (5) 指令情報表示機能
- ア 管理装置から送信された下記の災害情報を受信し、表示できること。詳細な項目は提案によるものとするが、委託者と協議の上、決定すること
- (ア) 指令時刻(年、月、日、時、分)
  - (イ) 事案番号
  - (ウ) 覚知時刻
  - (エ) 災害種別、災害区分
  - (オ) 災害地点(住所、災害地点名等)
  - (カ) 緯度・経度
  - (キ) 管轄(署所名)
  - (ク) 地図頁
  - (ケ) 指令目標(名称、方位、距離)
  - (コ) 気象情報(風向、風速、気温、湿度、気圧)
  - (サ) 出動車両名
  - (シ) 災害地点地図(円スケール、届出情報、縮尺等含む)
  - (ス) 医療機関情報(当番医)
  - (セ) 通報者情報
- イ 待機中の状態で指令送信が行われた場合でも、電源オン若しくは出動指令受信により管理装置に災害情報を自動照会し受信・表示できること。
- ウ 出動指令対象外の車両が署所判断にて出動した場合、自動出動指定装置から進行中事案を取得、選択することにより、出動登録ができること。
- エ 自動出動指定装置と連動し、無線 LAN の到達エリアであるなしにかかわらず、公衆パケット通信を通じて災害地点情報を受令でき、災害地点を中心とした地図を表示できること。
- オ 署所には無線 LAN による電送受令とし、無線 LAN による指令情報の伝達が行えることも可とする。
- (6) ルート探索・表示機能
- ア 指令情報の災害地点を目的地とした経路検索が自動でできること。また、目的地までの距離と予定到着時刻を表示できること。
- イ 届出情報として登録された通行止め設定を考慮した経路検索が行えること。
- ウ 指令時に自動で経路検索できること。また自動経路検索のオンオフが設定できること。
- エ 走行中にルートを外れても、その場所をスタート地点として最適ルートを自動探査できること。

- オ 任意に経由地や目的地を指定した経路検索ができること。
  - カ 水利予約をした際には、災害地点では無く予約した水利まで経路検索ができること。
  - キ ルート情報については受託者が細道まで含んだ市販道路データを準備することとし、職員の調査・作成作業は極力少なくすること。
  - ク 通行止め情報を取得し、経路探索に活用できること。
- (7) 車両位置表示機能
- ア 出動している車両の位置を地図画面上にマーク表示できること。
  - イ 他車両表示においては、動態、進行方向、同一事案出動、他事案出動が画面上で識別できるように表示すること。
  - ウ 災害地点までの距離に応じて他車両位置要求の間隔を短くし、災害地点付近においては正確な他車両位置の把握が行えること。
- (8) 水利予約、部署位置予約機能
- ア 水利シンボルを選択し予約することで指令装置や他車両に該当水利が予約済であることを通知できること。
  - イ 予約の解除機能を有すること。
  - ウ 自車で使用したい部署位置を予約及び解除できること。
  - エ 同一事案に出動している他車両の部署位置予約状況が地図画面上にマーク表示されること。
  - オ 引揚又は帰署の車両動態登録時又は次の出動指令情報受信時には自動的に水利予約状況を解除できること。
  - カ 同一事案に出動している他車両が引揚又は帰署の車両動態登録した場合は、地図画面上から予約状況のマークが消去されること。
- (9) 情報検索・表示機能
- ア 住所検索機能
    - (ア) 住所データ(町、丁目、番地、号)の入力により、該当地点を検索できること。また、該当地点を目的地とした経路検索ができること。
    - (イ) 住所データは、自動出動指定装置で管理しているデータだけでなく、全国住所データに対応して検索及び経路検索が行えること。なお、全国住所データは受託者にて準備すること。詳細は、委託者との協議により決定すること。
  - イ 電話番号検索機能
    - 電話番号による検索ができること。また、該当地点を目的地とした経路検索ができること。
  - ウ 電話番号データは、自動出動指定装置で管理しているデータだけでなく、全国施設情報まで対応して電話番号検索及び経路検索が行えること。なお、本検索に使用するデータは、受託者にて準備すること。
  - エ 対象物検索機能
    - (ア) 分類、名称等により検索ができること。また、該当地点を目的地とした経路検索ができること。

(イ) 対象物データは、自動出動指定装置で管理しているデータだけでなく、全国施設情報まで対応して分類、名称検索及び経路検索が行えること。なお、全国施設データは受託者にて準備すること。

オ 緯度経度情報機能

(ア) 緯度経度情報を常時表示できること。自車中心表示の時は自車位置を、災害地点中心表示の時は災害地点の位置を表示できること。

(イ) 緯度経度の入力により該当地点の地図を表示すること。緯度経度は、世界測地系に対応できること。

カ 医療機関情報機能

(ア) 自動出動指定装置で管理している医療機関情報をオンラインで入手し、本端末でも確認できること。

(イ) 確認できる内容は下記のとおりとする。

- a 医療機関名
- b 電話番号
- c 当番医
- d 診療科目

(ウ) 現在の車両位置から直近順に病院を検索できること。診療科目(複数)、当番医等を検索条件として設定できること。

(エ) 管外医療機関への搬送を目的に、全国の医療機関情報を検索できること。また、検索した医療機関の各種情報(住所、電話番号等)が表示できること。

(オ) 検索した医療機関を中心とした地図が表示できること。

(カ) 表示した地図を目的地にすることで、経路検索ができること。

(キ) 他の車両の搬送先医療機関及び搬送予定医療機関が表示できること。

(ク) 自車の搬送先医療機関を自動出動指定装置に送信できること。

(ケ) 医療機関交渉状況(交渉結果など)を登録でき、自動出動指定装置に反映できること。

キ 支援情報機能

(ア) 地図上の防火対象物や危険物施設のシンボルマークを選択することにより、該当シンボルに属する文字情報や配置図面などの画像情報を表示できること。

(イ) 画像表示は、拡大・縮小・スクロール・全体表示・横幅基準表示等ができること。

(ウ) 画像はカラー表示とし、滑らかで鮮明な表示ができること。

(エ) 各支援情報を分類検索により検索、表示できること。

(オ) 気象情報を表示できること。

ク 事案履歴検索

過去の事案履歴が 20 事案以上確認できること。

ケ 傷病者情報入力機能

(ア) 救急車両等から傷病者情報を入力でき、入力された情報は自動出動指定装置・消防 OA システムと連携し情報が反映されること。

- (イ) 入力方法はメニュー形式による選択入力及びソフトキーボードによるカナ入力又はかな漢字入力ができる方式とし、自動出動指定装置と同等の内容とすること。
  - (ウ) 搬送先医療機関を登録することにより、登録医療機関を目的地として設定してルート案内ができること。
  - (エ) 搬送先医療機関登録時に表示される病院及び表示順を消防本部毎に変更できること。
- (10) 自動出動指定装置等との通信機能
- ア 自動出動指定装置から送信されたメッセージ文(自由文、災害地点付近要注意情報)を表示できること。登録したメッセージを画面上から選択することで、指令台上のディスプレイにメッセージを送信できること。また、予め設定された文章及びカナ入力又はかな漢字入力での自由文章もメッセージとして送信できること。
  - イ 動態履歴・指令履歴・メッセージ履歴を保存・照会できること。
  - ウ 動態間の走行距離を自動出動指定装置に送信して消防 OA システム(救急統計)へ走行距離を反映できること。
- (11) データメンテナンス機能
- ア 署所において、地図等検索装置の修正地図や各種データ等のメンテナンスデータを、無線 LAN を介して受信し、保有データのメンテナンスが行えること。
  - イ オンラインにより、シンボルマーク、支援情報、対象物検索情報、病院情報等を更新できること。
  - ウ データ更新が必要な場合は、ポップアップ等にてその旨を表示し、職員の判断により手動にて更新処理を実行できること。
- (12) 移動待機指令情報表示機能
- 移動待機などで車両がどの署所に移動していても無線 LAN 又は携帯電話網(閉域網とする。)経由等による指令情報の受令が行えること。
- 3 構造仕様要件
- (1) 車両設置用の各種装置類(センサー、金具、アンテナ等)を具備すること。
  - (2) データ記録媒体は車両搭載の振動を考慮したものであること。
  - (3) 各構成機器は、耐衝撃性及び防滴性に優れた構造であること。
  - (4) 車両に設置する方法、設置位置等については、委託者と協議の上、決定すること。
  - (5) 出動指令情報の受信から出動までの時間短縮を実現するための機構を具備すること。
  - (6) 車両バッテリーに係る負担を低減するための機構を具備すること。
  - (7) 携帯電話機(車載空中線)を付属すること。  
なお、キャリアについては、カバーエリア及び通信費用を考慮し、委託者と協議の上決定すること。
  - (8) 時刻及び通信状態は、常に表示されていること。
  - (9) 盗難防止を考慮し、専用金具等により固定すること。
- 4 機器仕様要件

【別冊 1】 機器仕様要件を参照のこと。

#### 第10-4 車外設定端末装置

##### 1 概要

本装置は、消防車両等の車外に取り付ける動態設定端末である。

##### 2 機能仕様

- (1) 消防車両等の車外に取り付けられ、車外活動時に動態を設定できること。
- (2) 特に防水対策を施した構造であること。
- (3) 動態設定時、車両運用端末装置を介して管理装置へ車両動態を送信できること。

##### 3 構造概要

- (1) 車両運用端末装置等と容易に接続できる構造であること。
- (2) 車両へ片側 1 箇所設置とする。車両に設置する方法については、委託者と協議すること。

#### 第10-5 車外設定端末装置(救急車用)

##### 1 概要

本装置は、救急車等の車内に取り付ける動態設定端末である。

##### 2 機能仕様

- (1) 救急車等の車内に取り付けられ、動態を設定できること。
- (2) 動態設定時、車両運用端末装置を介して管理装置へ車両動態を送信できること。

##### 3 構造概要

- (1) 車両運用端末装置等と容易に接続できる構造であること。
- (2) 車両に設置する方法については、委託者と協議すること。

#### 第11 システム監視装置

##### 1 概要

本装置は、本システムの運用状況を管理し、障害発生時において、指令員等に対する通知機能を有するものである。

##### 2 機能仕様要件

- (1) 本システムの主要機器の動作状況が監視できること。監視対象として、次の複数の監視方式により、様々な視点での監視ができること。各機器の監視対象はネットワークトラフィック等を考慮し、委託者と協議すること。

ア 各装置との連携の中心である自動出動指定装置の各機器との接続状況を表示できること。

イ ICMP 等によるネットワーク監視

ウ 接点信号等による装置状態監視

エ データベースの稼動状況監視

- (2) 検出した障害情報をシステム障害表示盤に表示するとともに、次の方式により、指令員等に通知できること。なお、詳細は委託者と協議すること。

ア システム監視装置ディスプレイ上へのメッセージ表示

イ ブザー音による通知

ウ 障害通知書のプリンタ出力

エ 警告灯による通知

(3) 検出した障害情報は履歴管理し、検索、一覧表示及びプリンタ出力ができること。

(4) ログ集積機能

ログの参照・検索・出力は容易な操作により行えること。取得するログ及び対象装置は、委託者との協議により決定すること。

3 構造仕様要件

(1) 24時間365日、常時システム監視を行う必要上、専用装置とすること。

(2) 障害を通知できる仕組みを具備すること。

4 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第12 電源設備

### 第12-1 無停電電源装置(センター用)

1 概要

本装置は、指令センターのコンピュータ系設備(自動出動指定装置等)及び関連装置に対して安定した電源を供給するものである。

2 機能仕様要件

(1) 交流100Vで動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を供給できること。

(2) 完全バイパス回路を有する入出力盤を設置し、バックアップ対策を行うこと。

(3) 障害等の警報出力(故障、バッテリー運転等)をシステム監視装置等に表示できること。

3 構造仕様要件

(1) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。

(2) 補償時間は10分以上とすること。

(3) 蓄電池は、長寿命型とすること。

4 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第12-2 無停電電源装置(署所用)

1 概要

本装置は、各消防本部及び署所のコンピュータ系設備(指令情報出力装置等)及び関連装置に対して安定した電源を供給するものである。

2 機能仕様要件

(1) 交流100Vで動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を供給できること。

3 構造仕様要件

(1) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。

(2) 補償時間は10分以上とすること。

(3) 蓄電池は、長寿命型とすること。

4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第12-3 直流電源装置(48V 系)

#### 1 概要

本装置は、指令装置及び関連装置に安定した電源を供給し、無停電化するものである。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 直流 48V 系の電源設備に接続し、電源供給ができること。
- (2) 整流器及び蓄電池等で構成すること。
- (3) 整流器は n+1 方式とし、各ユニットの容量は本システムを構成する直流 48V 系機器の消費電流以上であること。
- (4) 負荷側については、各機器供給用の直流分電盤を設けて、個別の開閉ができること。
- (5) 障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示できること。
- (6) キュービクルタイプ・前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。

#### 3 構造仕様要件

- (1) 使用電圧、電流に適した電圧計、電流系又は計測表示パネルを設置すること。
- (2) 架台組込み又はロッカー組込みとし、スペース確保等の設置場所に適した方法とすること。また、耐震性を考慮し、据付設置とすること。
- (3) 補償時間は 6 時間以上とすること。
- (4) 蓄電池は、長寿命型とすること。

#### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第12-4 非常用発動発電機(署所用)

#### 1 概要

本装置は、署所に設置し、商用電源停電時に本システムの機能を維持するための電力を供給するものである。

本装置は、既設の設備をオーバーホールし流用すること。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 既設の機能を維持すること。

#### 3 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

### 第13 統合型位置情報通知装置

#### 1 概要

本装置は、固定電話、携帯電話及び IP 電話による 119 番通報に係る発信者の位置情報を受信し、指令装置にその位置情報を表示するものである。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 携帯電話

ア 119 番通報を受付けした際、119 番回線とは別の位置情報送受信回線 (IP-VPN 回線) で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。「184」発信又は発信者番号非通知での通報の場合は、位置情報を要求して取得できること。

イ 指令台の操作で位置情報を要求できること。

ウ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

(2) 固定電話及び IP 電話

ア 119 番通報を受付けした際、位置情報を要求することにより、119 番回線と別の位置情報送受信回線 (IP-VPN 回線) で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。

イ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

(3) 民間事業者からの通報

ア 車両等による民間事業者からの通報 (株式会社日本緊急通報サービスが提供するヘルプネット等) 通報を受付けた際、位置情報を要求することにより、119 番回線と別の位置情報送受信回線 (IP-VPN 回線) で事業者側から送信される位置情報を受信できること。

イ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

(4) 通報の方式に応じて次のとおり詳細情報が表示されること。

ア 携帯電話

(ア) 電話番号

(イ) 緯度・経度 (世界測地系)

(ウ) 誤差半径

(エ) 高度 (携帯電話事業者により対応が異なる任意情報)

(オ) 高度誤差 (携帯電話事業者により対応が異なる任意情報)

イ 固定電話

(ア) 電話番号

(イ) 住所コード

(ウ) 住所

(エ) 番地・号

(オ) 方書き

(カ) 氏名カナ

(キ) 氏名漢字

ウ IP 電話

(ア) 電話番号

(イ) 住所コード

(ウ) 住所

(エ) 番地・号

- (オ) 方書き
  - (カ) 氏名カナ
  - (キ) 氏名漢字
  - エ ヘルプネット
    - (ア) 電話番号
    - (イ) 緯度・経度(世界測地系)
    - (ウ) 誤差半径
    - (エ) 車種
    - (オ) 車体色
    - (カ) 車両登録番号
    - (キ) 通報トリガ
    - (ク) 通報要因
  - (5) 発信地要求報告
    - 発信地を要求した結果の報告資料(通信事業者ごとの月別集計表)が、指令員の操作で容易に作成できること。
  - (6) 総務省が示す「携帯電話・IP 電話等からの緊急通報に係る位置情報通知システム技術的条件書」に準拠した位置情報を、消防機関に通知する仕組みを保有する通信事業者からの位置情報受信に対応できること。
- 3 構造仕様要件
- (1) 伝送路を二重化構成とすること。
  - (2) IP-VPN 網は、「携帯電話・IP 電話等からの 119 番通報に係る発信地位置情報通知用 IP-VPN について(119 番の在り方に関する研究懇談会 平成 18 年 12 月 8 日 事務連絡)」で推奨された 2 社による 1 回線ずつの 2 回線で接続すること。
    - ア NTT コミュニケーションズ
      - IP-VPN 回線は、将来の光回線化に対応することを考慮すること。
    - イ ソフトバンクテレコム
      - IP-VPN 回線は、現行のデジタルアクセス回線から光回線に更新すること。なお、回線更新に係る初期費用は受託者が負担すること。
- 4 機器仕様要件
- 【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第14 消防ネットワーク設備

### 1 概要

本設備は、コンピュータ系機器を相互接続し、データ通信を可能とするための機器群である。

### 2 機能仕様要件

- (1) 指令系ネットワークは、指令センターネットワーク、消防本部ネットワーク、署所ネットワーク、WAN ネットワーク及び外部ネットワーク等で構成するものとし、それぞれのネットワークは次の項目を満たすものとする。

ア 指令センターネットワーク

- (ア) 1Gbps 対応のルータ及びマルチレイヤスイッチ装置(L3 スイッチ、L2 スイッチ)を利用すること。
- (イ) L3 スイッチは、二重化すること。また、電源部も二重化すること。
- (ウ) L2 スイッチは、セグメント分割し、不要な通信が発生しない設計とすること。
- (エ) QoS(優先制御及び帯域制御)により、指令音声等の重要な通信が妨げられないよう、ネットワークを設計すること。
- (オ) 指令制御装置と非常用指令装置は同一のネットワーク機器で直接収容しない設計とすること。また、自動出動サーバ等の二重化されている装置についても、同一のネットワーク機器で直接収容しない設計とすること。

イ 消防本部ネットワーク、署所ネットワーク

- (ア) 100Mbps 対応のルータ及びマルチレイヤスイッチ装置(L2 スイッチ)とすること。
- (イ) L2 スイッチにおいてはセグメント分割し、不要な通信が発生しない設計とすること。
- (ウ) QoS(優先制御及び帯域制御)により、指令音声等の重要な通信が妨げられないよう、ネットワークを設計すること。

ウ WAN ネットワーク

- (ア) 指令センターネットワーク、各消防本部ネットワーク、各署所ネットワークを次のとおり接続すること。最大帯域は、下表のとおりとするが経済性を考慮し、最大帯域の低減化に努めること。

拠点等	最大帯域	備考
指令センター	300Mbps	
各消防本部	20Mbps	
各消防署	10Mbps	(各本部併設消防署を除く)
各分署、出張所、駐在所	10Mbps	

- (イ) 広域イーサネット回線は、必要帯域を考慮した上で、ネットワーク設計を行うこと。
- (ウ) 回線断等の障害検知時は、広域イーサネットを自動的に切替できること。

エ 外部ネットワーク

- (ア) 指令系ネットワークとインターネットとの接続は行わないこと。
- (イ) 消防救急デジタル無線設備との接続を配慮すること。

オ 携帯電話 IP-VPN

- (ア) 指令センターネットワークと電気通信事業者の交換局とを専用線等により接続すること。
- (イ) 指令センターネットワークと各現場とを携帯電話 IP-VPN で接続すること。
- (ウ) あらかじめ設定されている端末以外の通信を行えないようにすること。

(2) VoIP 機能

指令音声、駆け込み通報等の各種の音声は VoIP 化できること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 消防ネットワークの接続構成は、【別紙 3】ネットワーク構成図を参照のこと。
- (2) 各マルチレイヤスイッチ装置のポート使用率は 80%程度とし、将来的な拡張にも対応可能な予備ポートを設けること。
- (3) 各消防本部間のネットワークは論理的に分割し、各消防本部間で連携が必要な通信については指令センターを経由してのみ行えるよう制御すること。
- (4) 各拠点に設置するルータ及びマルチレイヤスイッチ装置は停電対策を施すこと。
- (5) 関連装置はラックに収容すること。

### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第15 セキュリティ装置

### 1 概要

本装置は、円滑な通信指令業務を実現するために、ウイルスや不正アクセス、脆弱性等の脅威から本システムを保護するものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) ウイルス対策ソフト管理装置

ア ウイルス対策ソフトと、本システムの管理対象サーバ及び端末のウイルス対策ソフトを管理するサーバを構築すること。対象機器は、委託者との協議により決定すること。

イ 本システムの管理対象サーバ及び端末に対して、ネットワーク経由でウイルス対策ソフトを適用できること。

ウ ウイルス対策ソフトは、Web ベースの管理インターフェイスを具備し、遠隔操作で設定変更及び管理できる操作性を有しているものであること。

エ ファイルの入出力をリアルタイムに検知し、ウイルス発見時には、駆除、隔離及び削除できること。なお、通信指令業務への影響を考慮し、排他処理(スキャンスケジュール等)を制御すること。

オ ウイルス対策ソフトは容易に管理、制御及びウイルス定義ファイルの更新が行える機能を有し、最新のウイルス定義ファイルに定期的に更新できること。また、ウイルス定義ファイルの取得はファイアウォールにより必要な通信以外は制限すること。

#### (2) その他ウイルス対策装置

ア 任意の記憶媒体(USB メモリ等)の使用によるウイルス感染を防止するために、本システムの各機器を物理的に遮断すること。対象は、委託者の指示による。

イ 無許可の媒体と指令システム機器が接続されないよう、デバイス制御ソフトを導入し、外部記憶媒体等を論理的に遮断することができること。

ウ やむを得ず任意の記憶媒体を使用する場合、システム管理者の承認を得た場合のみ使用できるよう制御できること。記憶媒体を接続した際は自動的にウイルスチェックを行い、万が一ウイルスを検知した場合は隔離することができること。  
エ 当該装置はファイアウォール等により必要な通信以外を制限すること。

(3) 不正アクセス防止装置

ループや通信データの盗聴を防止するために、ネットワーク機器で予約されていない LAN ポートへの物理的な遮断等の対策をすること。対象は、委託者と協議の上決定すること。

(4) 盗難防止対策装置

持ち運びが可能な装置等の盗難を防止するために、セキュリティワイヤーによりロックを施すこと。対象は、委託者の指示による。

(5) 入退室管理装置

暗証番号等による認証を行う入退室管理装置を指令センターの事務所入り口に設置すること。

3 構造仕様要件

(1) ウイルス対策ソフトは、サーバで管理すること。

(2) ポートガードは、専用工具以外での取り外しが行えないこと。

4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第16 放送設備

### 1 概要

本装置は、指令装置と連動した自動指令により、自動的に系統選択を行い各消防本部及び署所のスピーカーに指令放送を行うとともに、手動指令や業務放送を行うものである。

### 2 機能仕様要件

(1) 指令情報を受信し指令放送が行えること。また、スピーカーに指令音声を出力できること。

(2) 指令情報から指令に該当するスピーカー系統の選択制御を行えること。

(3) スピーカー系統は、複数系統(おおむね5系統以上)の制御ができること。

(4) スピーカー系統選択については、災害種別や昼夜時間帯によって選択設定が可能であること。

(5) 夜間の指令放送においては、出動する隊の個室仮眠室にのみ指令放送が送出できること。

### 3 構造仕様要件

(1) 専用の収容架に収容設置ができること。

(2) アンプ及びスピーカーは原則既設流用とするが、必要に応じて更新すること。

## 第17 避雷設備

本装置は、商用電源線から侵入する誘導雷サージあるいは接地雷サージによる破壊衝撃から本システムを構成する各機器を保護するものである。

#### 1 仕様要件

##### (1) 電源用高速回線避雷ユニット

ア 屋内壁掛け型又は端子盤取付型の構造とすること。

イ 各装置に供給する電源は、本盤に収容するブレーカを経由して行うこと。

##### (2) 信号用高速回線避雷ユニット

ア 配線架又は端子盤取付型の構造とすること。

#### 2 構造仕様要件

10年間の運用継続できる場合、既設流用を可とする。

詳細は委託者との協議の上、決定すること。

### 第18 災害時要援護者対応装置

#### 第18-1 FAX119 受信システム

##### 1 概要

本装置は、FAX を利用した緊急通報を受信し、指令台に接続するものである。

##### 2 機能仕様要件

(1) FAX の受信を可視可聴にて通知できること。

(2) FAX 受信時、指令台に実装されているディスプレイに内容を表示し、確認できること。また、必要に応じて印刷できること。

(3) FAX による緊急通報件数を集計できること。

##### 3 機器仕様要件

【別冊1】機器仕様要件を参照のこと。

#### 第18-2 Net119 緊急通報システム

##### 1 概要

本装置は、事前の利用登録が行われている音声による通報が困難な聴覚障がい者や言語障がい者等からの通報を、携帯通信端末(携帯電話、スマートフォン、タブレット、インターネット端末機)からのWEB方式で受理するものである。

本装置は、既設の装置を流用する。

##### 2 機能仕様要件

(1) 既設の機能を維持すること。

##### 3 構造仕様要件

津山圏域消防組合庁内NWと接続されている既設装置について、本事業にて整備するインターネット回線の接続へと変更すること。詳細は委託者との協議の上、決定すること。

### 第19 拡張台

##### 1 概要

拡張台は、本システムの付帯装置を搭載するものである。

## 2 構造概要

- (1) 指令台、指揮台、無線統制台と調和のとれる色調及び形状であること。

## 第20 現場映像伝送装置

### 1 概要

本装置は、災害現場にて撮影した映像を送信し、指令センター、各消防本部間等に情報共有を行うためのものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 基本機能

ア ASP サービス方式を利用すること。

イ 暗号化、ウィルス対策などセキュリティー対策が講じられていること。

#### (2) ログイン管理機能

ア ID 及びパスワードによる利用者規制が行えること。

- (3) 利用可能な ID 数は 5 以上とすること。1ID につき、下記(3)及び(4)の機能が使用できること。詳細は委託者との協議の上、決定すること。

#### (4) ライブ配信システム機能

ア ライブ映像及び音声を配信できること。

イ クライアント端末間で音声通話が可能であり、通話内容は他クライアント端末にも配信できること。

ウ スマートフォン、PC 等での視聴が可能であること。

#### (5) テレビ会議システム機能

ア ライブ映像及び音声を、拠点間で共有できること。

イ 接続拠点数に応じて、表示レイアウトの分割数を選択できること。

ウ デスクトップ共有が可能であること。

### 3 構造仕様要件

- (1) 委託者が指定する ASP サービス方式とし、指令センター等にサーバ等を設置しないこと。

- (2) 本装置の端末は、本章第 15 に定める消防ネットワーク設備とは接続しないこと。

- (3) クライアント端末は、各消防本部が所有する既設の端末(スマートフォン、PC 等)を使用すること。ただし、クライアント端末の周辺機器として使用する以下の装置類は必要数、導入すること。詳細は委託者との協議の上、決定すること。

ア 指令センター用

(ア) Web カメラ : 1 式(指令センター用)

(イ) スピーカーフォン : 1 式(指令センター用)

イ 災害現場用

(ア) ヘッドマウントカメラ : 4 式程度(既設スマートフォンに接続すること)

## 第21 情報共有システム

## 1 概要

本装置は、各消防本部及び署所の職員等に対して、現在の事案状況、車両状況等の情報共有機能を有するものである。

## 2 機能仕様

### (1) 認証機能

- ア アカウントの利用権限を基に情報の参照及び更新を制限できること。
- イ IP アドレスによる接続制限機能を有し、本装置への接続を制限できること。
- ウ 同時接続数は上限値を設け、本装置への接続を制限できること。

### (2) ポータルサイト機能

- ア 連絡事項を掲載できること。
- イ 現在発生している事案の概略情報(受付時刻、災害種別、災害住所等)を一覧にて表示できること。

### (3) 情報共有機能

表示する各種データは指令装置と共有し管理されていること。また、指令装置で更新された情報は自動反映されること。

#### ア 地図表示・操作

(ア) 本装置に閲覧する地図の種類、範囲及びデータフォーマットは、以下のとおりとすること。なお、本装置で閲覧する住宅地図及び道路地図の著作権費用及び使用許可申請費用は本仕様に含まれるものとし、受託者が手続きを行うものとする。

- a 住宅地図 : 本章第 1-3 地図等検索装置と同内容とすること。
- b 道路地図 : 本章第 1-3 地図等検索装置と同内容とすること。

- (イ) 本装置で表示されている地図部分を全画面で表示できること。
- (ウ) スケールサイズバーを操作することでも拡大・縮小ができること。また、上記拡大・縮小に加え、マウスホイールを使用し、ズーム処理ができること。
- (エ) 同一地点を中心として複数の地図を切り替え表示ができ、各種地図間を自由に切り替え操作することができること。
- (オ) スクロールはドラッグ&ドロップ等により操作できること。
- (カ) 容易な操作で地図の初期位置に戻れること。
- (キ) 表示している地図の場所を 10 箇所程度まで記憶できること。また、記憶された場所を一覧表示し、簡単な操作で該当地図の再表示ができること。
- (ク) 簡単な操作により地図画面でクリックした場所の緯度経度を確認できること。
- (ケ) 住宅地図及び道路地図をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理することができ、任意のレイヤ情報の表示・非表示をすることができること。
- (コ) 距離計算や面積計算ができること。
- (サ) 本装置で表示されている画面を印刷できること。

#### イ 地図検索・属性表示

- (ア) 住所や目標物、地図頁、緯度経度等による地点の検索ができること。
- (イ) 地図上の目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマークを選択すること

により、マークに登録されている属性情報(文字等の詳細情報)を表示することができること。

ウ 車両運用表示

(ア) 表示内容

- a 署所名
- b 車両名
- c 車種
- d 動態
- e 出動先又は現在地
- f 出向理由

(イ) 車両動態は各車両端末及び署所端末からの入力と連動して表示できること。

(ウ) 車両の現在地を地図に表示できること。

エ 支援情報表示

(ア) 表示内容

- a 気象情報
- b 注意報・警報
- c 災害件数

オ 進行中事案表示

(ア) 現在処理中の事案状況がリアルタイムに表示・確認できること。

(イ) 事案情報より、災害地点付近の地図を表示できること。

(ウ) 表示内容

- a 進行事案件数(別画面での表示も可)
- b 事案情報
- c 覚知日時
- d 事案状態
- e 災害種別・区分
- f 災害地点住所・対象物名
- g 出動車両
- h 搬送先病院名(救急事案の場合)
- i 気象情報

カ 事案抽出表示

(ア) 署所、事案状態、日時、災害情報、災害住所等の条件を指定することで過去事案の検索・表示が行なえること。

(イ) 過去事案の車両動態時刻の修正が行なえること。

(ウ) 表示内容

- a 事案情報
- b 覚知日時
- c 事案状態
- d 災害種別・区分

- e 災害地点住所・対象物名
- f 出動車両
- g 搬送先病院名(救急事案の場合)
- h 気象情報

キ 医療機関情報表示

- (ア) 医療機関一覧では医療機関名、診療可否、手術可否、当番医療機関、空床数等の情報を表示でき、自動更新機能によって定期的な表示内容の更新ができること。
- (イ) 医療機関表示は、1画面で20件以上の表示がおこなえ、同画面を最大10頁のグループ表示が可能なこと。
- (ウ) 医療機関情報において、医療機関名、所在地、地区、医療機関種別、告示区分、開設区分、連絡先(電話番号)等の情報を表示できること。また、選択した医療機関の位置を地図上に表示できること。

ク データメンテナンス機能

- (ア) 基本情報メンテナンス機能
  - a 自動出動指定装置や地図等検索装置等で利用する住所、目標物、支援情報等の基本情報(以下「マスタデータ」という。)の修正が行えること。
  - b 修正したマスタデータは、オンラインでシステム停止なく制御処理装置に転送できること。
  - c 出動計画に関連するような指令運用に大きな影響を与えるデータ修正は、本番に反映する前に、指令台のディスプレイにて訓練モード等で動作確認ができること。
  - d 地図等検索装置にて地図表示に必要なポイント情報や地図図形も同様に修正・転送ができること。
  - e 出動隊の編成処理で使用する川や線路等の通行不能エリアの修正・転送ができること。
  - f 職員によって修正できる情報の制限ができること。
- (イ) 地図データメンテナンス機能
  - a 住所ポイント(地点情報データベース)と地図を同時に表示し、住所コード等(地点情報)・地図座標(地図位置情報)を同時に更新できること。
  - b 各種シンボルマークの位置情報を修正できること。
  - c 地図情報、地図属性データ等を容易に修正できること。
  - d 地図描画機能により、新規建物や道路等のデータを追加できること。
- (ウ) 経路探索ノードデータメンテナンス機能
  - a 道路情報のノードやリンクの編集、道路属性の編集などの機能を有すること。さらに、修正したデータベースを経路探索装置に複写する機能を有すること。
  - b 地図表示機能を有し、拡大・縮小・ドラッグスクロールまたはドラッグ&ドロップスクロール、距離計算、面積計算ができること。

- c ノード・リンク情報の追加、削除、移動、属性編集ができること。
  - d 2点間経路探索機能で、指定した災害地点に対し、指定車両位置からの最短経路の検索ができること。
  - e 編集したノード・リンク情報を経路探索装置に反映できること。
  - f 道路の通行止め情報(区間、期間、時間)を登録し、経路探索装置に反映できること。
- (エ) 届出情報メンテナンス機能
- a 届出入力端末として使用でき、各消防本部の届出情報を更新できること。

### 3 構造概要

- (1) 将来的な拡張性を考慮し、本装置は Web システム方式で構成されること。
- (2) 他装置への組み込みも可とする。
- (3) 組み込みを行わない場合、次に示す機器仕様要件を満たすこと。

### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第22 署所用情報表示盤

### 1 概要

本装置は、各署所等に設置し災害活動支援に必要な各種情報を表示するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 各種システム画面等表示
  - ア 本章第 5-2 指令情報出力装置の画面
  - イ 本章第 21 情報共有システム端末装置の画面
  - ウ 事務用端末等のその他パソコンからの映像入力情報を表示できること。
- (2) 映像制御機能
  - 上記(1)の映像を切替えて表示できること。

### 3 構造概要

- (1) 天井吊り下げ、壁掛け等、設置場所の状況に応じた取付が行えること。
- (2) リモコン等により表示切替を制御できること。

### 4 機器仕様要件

【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第23 消防 OA システム

### 1 概要

本装置は、各種データを電子化、効率化及びペーパーレス化し、各種データベースの共有化により迅速かつ確実な消防行政の実現を図り、災害発生時の情報支援及び火災、救急等、事案報告及び防火対象物、危険物施設等、予防業務の支援を行うことを目的とするものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 基本機能要件

ア Windows をベースとした、Web アクセス方式のパッケージソフトとすることで、各端末装置の環境に依存されず、ネットワーク接続された各端末装置から Web ブラウザ機能によって容易にアクセス(登録・修正・削除等)可能な仕様で構築されること。また、基本的に各業務の画面操作は同じ操作方法で行えること。

イ 問合せ等に対応できる検索・照会機能を有すること。

ウ 登録されている全入力項目を検索条件の対象とする任意検索機能も有すること。

エ データの一元管理が行えること。

オ 同時アクセス数は最大 50 程度とする。

## (2) ログイン管理

ア 利用者 ID 及びパスワードの発行により、操作権限範囲(登録、変更、削除、閲覧及び環境設定)を所属、職員ごとに設定できること。

イ アクセスログ(操作ログ)の記録及び管理ができること。

ウ 一定時間操作を行わなかった場合、自動的にログアウトすること。詳細は提案による。

## (3) データ入力機能

ア 入力画面の項目は、分かりやすく色分けされていること。

イ 入力操作が容易な画面構成とすること。また、組織改変及び人事異動等に伴う設定変更を容易にすること。

ウ 報告経緯が必要な場合としてワードパッド等を使用したメモ機能を有し、画面の項目枠、項目桁数にとらわれずワープロ感覚での入力が可能であること。また、台帳・報告書等の帳票が出力できること。

エ 他の機能で入力した項目を表示する等、入力の容易化を図ること。

オ 業務の画面保留が可能であること。

カ 同一事案を複数の端末で隊別情報等の入力ができること。同一事案を複数で扱っている場合、ポップアップ等でその旨を表示できること。

## (4) エラーチェック機能

ア 入力データに不整合がある場合、その旨をメッセージ表示すること。また、前述した自動ログアウト機能による入力途中のデータ消失防止のため、データ不整合があっても一時的に保存できる機能を有すること。当該データの呼び出し時には、一時保存中データであることが確認できるものとする。

イ 本登録する場合は、エラーチェックを自動的に行い、エラー画面が表示されること。また、エラー箇所を容易に把握できること。

ウ 職員にてエラーチェック項目の設定及びエラーチェック条件が設定できること。

## (5) 自由項目設定機能

ア 消防側で扱う独自帳票については、職員が操作権限範囲内のデータベースから帳票作成できる機能を有し、システム共通帳票として消防業務 OA 端末からでも利用が可能であること。また、独自帳票を対話形式で容易に作成できる機能を有すること。なお、作成できる帳票は、統計表形式、台帳形式、報告書形式、一覧表形式等とする。

- イ 消防側で自由な項目が入力できる自由項目設定機能を有すること。また、入力画面の中に、数値・コード・テキスト等の消防独自項目を配置できること。
  - ウ 運用上使用しない項目については、職員側で未使用項目設定が行えること。
- (6) ダイレクトメール発行機能
- ア ダイレクトメールの宛先を照会又は選択できること。また、選択した宛先をタックシールとして印字出力できること。
  - イ ダイレクトメールの宛先を検索し、一覧リストとして表示及び出力ができること。
- (7) データ検索機能
- ア 操作権限範囲内においては、データベースの内容を自由に項目・条件を指定し検索が行えること。
  - イ 検索条件を登録できること。また、検索条件の変更・削除ができること。
  - ウ 登録されている検索条件を印字出力できること。
  - エ 検索については、操作権限範囲内における全入力項目を検索条件の対象とすること。
  - オ 検索結果から該当するデータの台帳画面に遷移ができること。また、検索された結果を Excel に出力ができること。
  - カ コードで入力している管理項目を用いて、縦横のクロス集計ができること。
- (8) 統計処理機能
- ア 集計処理  
集計結果を EXCEL シート上に表示できること。
  - イ 集計結果内容の検索  
集計処理を行った結果に対して、対象となったデータを検索できること。
  - ウ 集計処理状況の照会  
集計処理を行った結果を、照会リストとして印字出力できること。また、正しく集計されなかった場合等に原因を探索できること。
  - エ オンライン情報生成  
集計処理を行った結果を、総務省消防庁のオンライン(オフライン)処理システムで読込可能なファイル形式(XML、CSV 等)で出力でき、記憶媒体に保存できること。
- (9) 自由帳票作成機能
- ア 帳票設定を入力できること。
  - イ 帳票編集条件を入力できること。
  - ウ 印刷条件表を印刷できること。
  - エ 作成された統計表は、EXCEL 形式で画面に表示できること。
- (10) 帳票出力機能
- ア 帳票を印刷する際には、プレビューすることができること。
  - イ 消防関係証明事務に定める各種証明業務については、発行可能な署所又はログインユーザ(職員毎)の設定ができること。
- (11) データ出力機能

消防側でデータベースの内容を利用できるよう、データを他のソフトで利用できる共通フォーマット(Excel 等)に変換できる機能を有すること。また、変換機能では、自由に変換項目の設定が行えること。全ての情報を一括で出力できる機能を有すること。

(12) イメージデータ登録機能

イメージデータ(各種形式)を取り込み、台帳情報・報告書情報と紐付けして複数枚のファイルを管理できること。また、台帳・報告書等の帳票とあわせて出力できること。

(13) トップページ機能

ア 掲示板機能

接続した際に、最初に表示されるページ(トップページ)を利用して、OA システム利用者全員に共通した情報を発信できること。

イ 統計データ表示

事案データ(火災、救急、救助、その他災害)を集計し、簡易統計データを表示できること。表示する内容は各事案毎に、当日件数、当月件数、当年件数、前年件数、署所別件数とする。

ウ 予定データ表示

- (ア) 車両管理に登録されている車検予定日、法定点検日データを集計し、予定月毎に件数を表示できること。予定月は当月を含め7ヶ月後を表示できること。
- (イ) 講習会管理に登録されている講習実施日データを集計し、予定日毎に件数を表示できること。予定日は当日を含め7日後を表示できること。
- (ウ) 防火対象物、危険物施設、保安三法施設に登録されている改善計画、改善完了報告日データ等を集計し、件数を表示できること。表示させるデータ、件数、集計する日数は委託者と協議の上、設定すること。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)の内容をクリックすることで、詳細表示ができること。詳細表示画面では、検索条件を変更し再検索ができること。該当するデータを選択することで台帳概要等が参照できること。

(14) 環境設定機能

ア マスタデータのメンテナンスができること。メンテナンス可能な業務範囲は利用者 ID 等に基づく操作権限範囲により制限できること。

イ データ検証機能

データ検証条件を設定し、該当するデータを EXCEL 形式で出力できること。なお、設定可能なデータ検証条件として、次の4種類を備えること。

(ア) 条件入力

「かつ」及び「又は」の条件を設定できること。また、複数設定もでき、入力されていない項目を検索する条件設定もできること。

(イ) 重複データ条件

一つの情報に対し、「日付」等の重複している情報を検索する条件を設定できること。

(ウ) 未登録情報条件

登録されていない情報を検索する条件を設定できること。

(エ) 不一致情報条件

項目の内容が不一致の情報を検索する条件を設定できること。

3 他装置・他システムとの連携機能要件

(1) 自動出動指定装置との連動により、災害事案(火災・救助・警戒等)及び救急事案情報を取り込み、活動報告書の入力効率化を図ること。

(2) 災害事案については、共通情報、部隊活動情報の取り込みが可能であること。共通情報を取り込む際、災害種別の変更が可能であること。また、部隊活動情報を取り込む際、出動種別の変更が可能であること。

(3) 救急事案については、基本情報、傷病者情報(口頭指導情報、特定行為情報含む)の取り込みが可能であること。

(4) 防火対象物情報、危険物施設情報、高圧ガス・液化石油ガス情報、火薬施設情報、水利管理情報、届出情報の各種情報を支援情報として自動出動指定装置等で活用できること。また、Web 地図と連動し、水利、対象物等の施設地点の登録が行え、地図等検索装置等で活用できること。

(5) 本装置で使用する地図及び地図の範囲は、本章第 1-3 地図等検索装置と同内容とすること。

(6) 車両運用端末装置で計測している走行距離情報の取り込みが可能であること。事案管理の他に備品・資機材管理(車両情報管理含む)でも自動反映ができること。

4 データ移行要件

消防が保有する、ベストルデータ、防火対象物施設データ、危険物施設データ、車両管理データ、備品資機材データ、講習会データ、水利データ(画像含む)、職員情報、火薬・高圧ガス・液化石油ガス等の Excel 作成データ等を CSV 形式等の汎用形式により移行すること。詳細は協議により決定すること。

5 業務別機能仕様要件

(1) 業務全般

ア 帳票については、既設システムの内容を全て踏襲すること。詳細は、委託者との協議の上、決定すること。

イ 防火対象物管理、危険物管理、高圧ガスの業務のそれぞれについて、必要な届出情報の入力管理ができることとし、登録する際は自動採番ができること。詳細は【別冊 4】消防 OA システム届出管理項目を参照とし、委託者と協議の上、決定すること。

(2) 防火対象物管理

ア 建築同意業務

建築同意業務とは、申請の受付と受付けた申請書から各種審査情報の入力を行い、建築確認申請収発簿、同意審査書(決裁書)及び同意通知書を発行することを指し、次の業務機能を有するものとする。

(ア) 建築同意申請受付の入力

- (イ) 建築同意審査情報の入力
- (ウ) 建築同意審査書・消防用設備等通知書・不同意通知書の印刷
- (エ) 建築同意処理状況の照会
- (オ) 建築同意届出等処理状況の照会

#### イ 検査管理業務

- (ア) 消防用設備等の検査結果情報入力及び印刷
- (イ) 検査情報の検索及び照会

#### ウ 台帳管理業務

- (ア) 台帳情報の入力
  - a 敷地情報入力
    - (a) 関係者情報入力
    - (b) 防火管理者情報入力
    - (c) 消防訓練状況入力
    - (d) 防火対象物定期点検報告状況・防災管理点検報告状況入力
    - (e) 防火対象物特例認定状況・防災管理特例認定状況入力
    - (f) 届出・申請状況入力
    - (g) 特殊施設情報入力
    - (h) 危険物施設情報入力

危険物施設情報は、危険物施設管理システムで管理している施設情報を検索し、該当の施設との紐付けができること。

- (i) 火災等発生状況入力
  - 火災等発生状況の情報は、火災調査情報若しくは災害情報を取込むことができること。
- (j) 建築同意申請情報取り込み
- (k) 敷地情報印刷
- (l) 全ての棟の査察結果・改善状況を照会できること。
- (m) 表示マーク状況入力
- (n) 自衛消防組織状況入力
- b 棟情報入力
  - (a) 階別情報入力
  - (b) 消防用設備状況入力
  - (c) テナント情報入力
  - (d) 設備点検報告状況入力
  - (e) 棟情報台帳印刷
  - (f) 危険物施設情報は、危険物施設管理システムで管理している施設情報を検索し、該当の施設との紐付けができること。
- (イ) 台帳検索・照会リスト出力
- (ウ) 台帳複製
- (エ) 台帳移動

- (オ) 増改築台帳の更新及び入力
- (カ) 増改築履歴情報の照会
- エ 査察管理業務
  - (ア) 査察計画対象物検索・選択
  - (イ) 査察計画の作成
  - (ウ) 査察チェック表・指摘表の印刷
  - (エ) 査察結果の入力及び通知書の印刷
  - (オ) 経過入力
  - (カ) 査察状況の検索及び照会
  - (キ) 法令適合通知の入力及び通知書の印刷
- オ 違反管理業務
  - (ア) 違反の入力及び印刷
  - (イ) 違反状況の検索及び照会
  - (ウ) 経過入力
- カ 防火基準適合表示管理業務
  - (ア) 防火基準適合表示対象物検索・選択
  - (イ) 防火基準適合の入力及び通知書の印刷
- キ 届出申請業務
  - (ア) 届出・申請情報の入力
  - (イ) 届出・申請状況の検索及び照会
- (3) 危険物施設管理
  - ア 許可申請業務
    - (ア) 設置許可申請の入力
    - (イ) 変更許可申請の入力
    - (ウ) 他行政庁からの転入許可申請入力
    - (エ) 完成検査申請の入力（設置許可申請情報の取り込み、変更許可申請情報の取り込みができること。）
    - (オ) 許可申請状況の検索及び照会
  - イ 完前検査業務
    - (ア) 完成検査前検査の入力
    - (イ) 完成検査前検査の検索及び照会
  - ウ 承認申請業務
    - (ア) 仮使用承認申請の入力(受付及び承認)
    - (イ) 仮貯蔵・仮取扱承認申請の入力(受付及び承認)
    - (ウ) 予防規程制度(変更)認可申請の入力
    - (エ) 特定屋外タンク保安検査時期延長の入力
  - エ 設置者管理業務
    - (ア) 設置者情報の入力
    - (イ) 設置者情報の検索・照会・出力

オ 保安監督者等管理業務

- (ア) 保安員、保安監督者、保安統括管理者、代行者、取扱情報の入力
- (イ) 保安監督者等情報の検索・照会・出力

カ 台帳管理業務

- (ア) 敷地情報の入力
- (イ) 施設情報の入力
- (ウ) 各種タンク情報の入力
- (エ) 危険物物品等の入力
- (オ) 消火、警報、避難設備等の入力
- (カ) 少量危険物、指定可燃物、圧縮アセチレンガス等、核燃料物質等の情報入力
- (キ) 査察状況経過情報参照
- (ク) 火災調査情報及び災害情報の取込・変更入力
- (ケ) 構造設備明細入力
- (コ) 台帳検索・照会・出力
- (ク) 台帳複製
- (シ) 地下タンク漏えい防止措置の入力・検索、照会・出力

キ 査察管理業務

- (ア) 査察計画の施設選択
  - a 査察計画候補施設情報の入力  
危険物施設情報から検索し入力できること
  - b 査察計画施設一覧表出力
- (イ) 査察計画の作成
  - a 査察計画作成入力  
危険物施設情報画面で選択された危険物施設情報を査察計画候補情報に追加できること。
  - b 査察計画表出力
- (ウ) 査察チェック表・指摘表の印刷
- (エ) 査察結果の入力及び通知書の印刷
- (オ) 経過の入力
- (カ) 査察状況の検索及び照会
- (キ) 法令適合通知の入力及び通知書の印刷

ク 違反管理業務

- (ア) 違反の入力
- (イ) 違反履歴台帳の印刷
- (ウ) 違反状況の検索及び照会
- (エ) 経過入力

ケ 届出管理業務

- (ア) 届出情報の入力
- (イ) 届出状況の検索及び照会

- コ 手数料管理業務
  - 手数料明細書及び集計表の印刷
- (4) 危険物安全協会管理業務
  - ア 顧問・相談役・役員の登録・照会・印刷
  - イ 事業所別会員一覧 登録・照会
    - 事業所一覧、会員名簿及び会費明細の印刷
    - (ア) 新規・脱退会員登録
    - (イ) 会費登録
  - ウ 表彰規定 登録・照会・印刷
- (5) 講習会管理
  - ア 講習会業務
    - (ア) 講習会情報入力
    - (イ) 講習会情報検索/照会
  - イ 受講者業務
    - (ア) 受講者入力
    - (イ) 欠席者/不合格者入力
    - (ウ) 修了証印刷
    - (エ) 交付台帳印刷
    - (オ) 受講者検索/照会/再発行
    - (カ) 受講者データ取り込み
  - ウ 資格付与台帳管理業務
- (6) 災害事案管理
  - ア 活動報告業務（火災・救助・その他災害）
    - (ア) 災害活動報告書の入力及び印刷
    - (イ) 部隊活動情報の入力
  - イ 火災調査報告業務
    - (ア) 火災及び統計外火災の登録・照会・印刷
    - (イ) 火災調査報告基本情報の入力
    - (ウ) 火災調査報告死者情報の入力
    - (エ) 火災調査報告負傷者情報の入力
    - (オ) 火災番号の自動採番及び採番リスト印刷
    - (カ) 火災番号採番リスト出力
    - (キ) 火災調査報告の検索・照会
    - (ク) 建物損害額算定情報の入力
    - (ケ) 収容物損害額算定情報の入力
    - (コ) 車両（船舶、航空機含む）損害額算定の入力
    - (サ) その他損害額算定の入力
    - (シ) 火災調査報告関係者の入力
  - ウ 救助報告業務

- (ア) 救助事案の登録・照会・印刷
- (イ) 救助事案基本情報の入力
- (ウ) 要救助者情報の入力（救急事案と紐付けができること）
- エ その他災害報告業務
  - (ア) その他災害事案の登録・照会・印刷
  - (イ) その他災害事案基本情報の入力
  - (ウ) 関係者情報の入力（救急事案と紐付けができること）
- オ 照会リスト出力
  - (ア) 火災調査帳票業務
    - a 火災調査報告書の印刷
      - (a) 火災報告書(国表)の印刷
      - (b) 火災報告書出力
      - (c) 死者の調査表出力
    - b 出火原因分析調査表の印刷
  - (イ) り災証明書業務
    - a り災証明書情報の入力
    - b り災証明書発行状況検索・照会・印刷
- (7) 救急事案管理
  - ア 活動報告業務
    - (ア) 救急報告の入力
      - a 救急活動報告書入力
      - b 傷病者情報入力
      - c 救急救命処置録出力
      - d 傷病者観察状況入力
      - e 事後検証票出力
      - f 観察情報入力
      - g 医療機関交渉（問合せ）情報入力
      - h 関係者情報入力
      - i 応急処置情報入力
      - j 特定行為等情報入力
      - k 車両運用端末装置から医療機関交渉（問合せ）情報の取り込み
    - (イ) 救急報告書の印刷
      - a 救急救命処置録出力
      - b 救急報告の検索・照会
      - c （様式1）重傷以上傷病者用
      - d （様式2）産科・周産期傷病者用
      - e （様式3）小児傷病者用
      - f （様式4-1）救命救急センター用
      - g （様式4-2）救命救急センター受入状況

h 様式4-1, 2についてはDrヘリ、Drカーに搬送時は、最終収容機関で統計出力ができること。

イ 搬送証明書業務

(ア) 搬送証明書発行

(イ) 搬送証明書発行状況の検索・照会・印刷

(8) 消防水利管理

ア 台帳管理業務

(ア) 消火栓台帳の入力

(イ) 防火水槽台帳情報の入力

(ウ) その他水利台帳の入力

(エ) 消防水利台帳の検索・照会及び印刷

イ 調査管理業務

(ア) 調査計画一覧表の印刷

(イ) 調査結果の入力

(9) 警防計画管理業務

警防計画を登録でき、関係者情報、災害発生情報、隊別情報も管理できること。この情報は、指令システムと連携し、地図等検索装置、車両運用端末装置(Ⅲ型)等の地図上に表示できること。なお、詳細は提案によるものとする。

ア 指定地域警防計画情報の入力

地域名称、住所、状況、地形・道路情報、活動の重点・救助・避難誘導対策の情報管理ができること。他管理業務と連携し、周辺水利、危険物施設、火薬施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、阻害物質等の複数選択ができること。

イ 特殊建築物警防計画情報の入力

防火対象物管理と連携し、棟名称・住所・消防用設備等のデータ転記ができること。消防活動に必要な消防用設備の設置位置・設置状況、消防隊進入等の詳細登録ができること。

ウ 地震・風水害等警防計画情報の入力

多数傷病者、NBC災害等特殊災害時の警防計画を登録、職員の招集計画、応招時の被災状況、特別招集報告の入力ができること。

エ 特定地域(密集地域)の警防計画

オ 例規情報の表示

(10) 備品・資機材管理

ア 備品・資機材台帳の入力・印刷

イ 保管場所の変更及び入力

(ア) 備品・資機材の保管情報(保管替え年月日、保管場所、配置区分等)の入力

(イ) 保管場所の変更を行った場合は保管場所履歴情報の出力が可能であること。

(ウ) 車両は、車両情報の入力が行えること。(車両登録番号、常備/非常備、車種、メーカー、型式、重量、排気量、燃料種別、艀装内容、保険会社、点検日、重量税等)

ウ 修理状況の入力

修理を行った場合は、修理履歴情報として情報が管理できること。

エ 車両情報管理

- (ア) 日常点検・運行状況入力及び日誌印刷（署所毎及び全体）
- (イ) 補給入力及び補給状況照会
- (ウ) 月例点検入力及び印刷

(11) 消防職員管理

ア 職員管理業務（各種業務と情報を連携すること）

- (ア) 職員情報の入力
- (イ) 職員台帳・名簿の印刷、年齢別及び階級別消防吏員数（02表）の印刷、消防職員の勤務体系及び適用給料表（04表）の印刷、退職事由別及び年齢別退職消防吏員数の状況（14表）の印刷
- (ウ) 在職年数、勤続年数、年齢等の計算
- (エ) 職員情報の検索・照会
- (オ) 表彰対象者の選定・台帳更新
- (カ) 異動情報の一括更新
- (キ) 保有技能資格情報の入力

(12) 被服管理

ア 被服管理業務

- (ア) 個人別被服貸与情報入力
- (イ) 個人別被服貸与台帳印刷

イ 規定集計業務

- (ア) 被服貸与規定集計処理
- (イ) 被服貸与集計表印刷
- (ウ) 被服貸与希望調査票印刷
- (エ) 被服貸与規定集計確定更新
- (オ) 入札状況入力

ウ 対象者情報管理業務

エ 被服貸与調査業務

- (ア) 被服貸与希望調査入力
- (イ) 被服貸与希望調査票印刷
- (ウ) 被服貸与品目・サイズ別集計結果照会/印刷
- (エ) 個人別貸与実勢台帳印刷

オ 被服貸与受領業務

カ 最新所属一括更新業務

(13) 研修管理

ア 外部研修業務

- (ア) 研修計画作成
- (イ) 対象者選定

- (ウ) 職員台帳更新
  - (エ) 研修情報検索/照会
- イ 内部研修業務/自己啓発管理業務
  - (ア) 研修計画作成
  - (イ) 参加者登録
  - (ウ) 職員台帳更新
  - (エ) 自己啓発研修登録
- (14) 届出管理
  - ア 届出情報管理
    - (ア) 届出情報登録
    - (イ) 届出情報検索/照会/印刷
  - イ 指令システムとの連携
    - (ア) 本システムで入力した各種届出情報は、地図等検索装置、車両運用端末装置(Ⅲ型)の地図上に表示できること。
    - (イ) 開始日時、終了日時情報を参照し、届出が適用される期間のみ上記システムの地図上に表示するものとし、終了日時経過後は当該情報を非表示とすること。
- (15) 風水害管理
  - ア 水防活動管理
    - (ア) 水防活動記録管理
      - a 水防活動記録管理
      - b 報告書作成
- (16) 高压ガス・液化石油ガス管理
  - ア 許可申請業務
    - (ア) 許可申請入力及び管理
    - (イ) 変更許可申請入力及び管理
    - (ウ) 特別充てん許可申請入力及び管理
    - (エ) 完成検査申請入力及び管理
    - (オ) 検査番号(許可番号と共通)の登録は検査番号ボタンを押下し、受付所属別の最新番号照会画面から最新の番号を検索し、登録できること。これにより、番号の二重登録を防ぐこと。
    - (カ) 許可申請状況検索、照会及び出力
  - イ 保安検査申請業務
  - ウ 容器検査所の登録及び更新申請業務
    - (ア) 登録申請入力及び管理
    - (イ) 登録更新申請入力及び管理
  - エ 容器に充てんする高压ガス・液化石油ガスの種類又は圧力の変更適合申請業務
  - オ 施設台帳管理業務
  - カ 届出管理業務
- (17) 火薬管理

- ア 許可申請業務
- イ 保安検査申請業務
- ウ 火薬庫外貯蔵場所の指示願出業務
- エ 認可申請業務
- オ 施設台帳管理業務
- カ 届出管理業務

(18) システム管理

- ア 本システムは、常に消防 OA サーバの稼動状況を監視し、一時的な同時使用などによる高負荷がかかっている場合には、帳票集計など新たな負荷がかからないよう自動的に制御されていること。
- イ 各サブシステムには、ユーザ管理機能を具備し、「どのクライアント端末で」、「どのサブシステムを使用中か」をシステム管理者が把握できる機能を有すること。

(19) WebGIS 機能

消防 OA システムで各台帳の位置登録するための基本地図機能であり、以下の機能を有すること。

- ア 地図データは地図等検索装置のデータと共有し、同一のサーバで管理されていること。また、地図等検索装置等で更新された情報は本システムでも自動反映されていること。
- イ 完全な Web 方式とし、クライアントパソコンにはブラウザだけで動作し、ソフト及びデータのインストールは不要なこと。
- ウ 本地図機能により、予防系データ、水利データの位置入力や地図が表示できること。また、指令装置の事案データの地図が表示できること。その地図データをイメージとして取り込み、各業務に関連付けて保存及び簡易お絵描きソフト等で自由に編集できること。このデータは、各種報告書作成に活用できること。
- エ レイヤ表示、シンボル表示、オーバーレイ表示、届出情報表示、地図の拡大・縮小、スクロール表示が行えること。
- オ 消防 OA システムと連動した地図表示を基本とするが、単独での検索も可能とし、住所検索、目標物検索、ページ検索、座標検索が行えること。

(20) 事案情報連携

指令装置の事案情報を消防 OA システムに取込むことができること。また、事案情報内の地図位置情報より、災害地点付近の地図を表示できること。また、表示された地図を元に、車両位置などを追記し、報告書等に貼付けできること。

(21) 予防情報機能

- ア 防火対象物、危険物施設台帳等全ての予防情報を指令装置の支援データとして取込むことができること。また WebGIS 機能で位置登録ができること。
- イ 指令装置に渡されたデータは、地図シンボルとして、また本データにリンクされた図面情報はシンボルにリンクされた画像情報として地図等検索装置で表示できること。

(22) 水利情報機能

- ア 水利台帳の情報を指令装置の支援データとして取込むことができること。
- イ WebGIS 機能で水利位置の登録ができること。
- ウ 指令装置に渡されたデータは地図シンボルとして、また、本データにリンクされた図面情報はシンボルにリンクされた画像情報として、地図等検索装置で表示できること。
- エ 水利台帳に不能水利として登録したデータは、届出情報として地図等検索装置にリアルタイム反映できること。

(23) 車載端末連携

- ア 本連携により更新された、防火対象物、危険物施設、水利、高圧ガス・液化石油ガス情報、火薬施設情報、届出情報の各情報やそれらにリンクした画像・属性情報は、車載端末にも反映できること。表示させる属性情報は、委託者と協議の上決定すること。
- イ 車載端末で入力した傷病者の情報は消防 OA システムに反映できること。

(24) 職員情報連携

- ア 職員情報を、連絡先情報として指令装置へ取り込むことができること。
- イ 指令装置に取り込まれたデータは、順次指令・Eメール指令のデータとして活用できること。

(25) モバイル査察連携

- ア 本機能は、査察対象となる防火対象物施設、危険物施設の台帳情報を査察用モバイル機器に格納し、査察業務の情報入力及び帳票出力を可能とし、署外においても査察情報の整備ができる機能であること。
- イ 査察業務に利用する台帳情報は、簡便な操作で消防 OA サーバから査察用モバイル機器に格納できること。同様に、査察業務終了後には、簡便な操作で査察用モバイル機器から消防 OA サーバに査察業務後の台帳情報を反映できること。
- ウ 査察対象として、消防 OA サーバから査察用モバイル機器に格納された台帳情報は、査察用モバイル機器から消防 OA サーバに査察業務後の台帳情報が反映されるまで、署に配備されるクライアント端末から修正・削除などできないように排他制御を行うこと。

6 概要構造仕様要件

- (1) 個人情報等の管理及び、障害時の波及防止をふまえ、津山圏域消防組合消防本部、真庭市消防本部で別々のサーバとすること。
- (2) 真庭市消防本部設置のシンクライアント用端末装置については、真庭市のシンクライアントシステムに対応した機種を選定すること。詳細は、委託者との協議の上、決定すること。
- (3) 真庭市消防本部設置のシンクライアント用端末については、デスクトップ型端末装置のディスプレイと接続し表示を切替できること。また、キーボード、マウス等を共用できること。
- (4) セキュリティが保たれていること。

- (5) 既設設備が保有するデータを移行すること。
  - (6) 各種サーバ装置は、省スペース化を図れるようにする。
  - (7) 自動バックアップ機能を有すること。
  - (8) 査察用モバイル機器については、次のとおりとする。
    - ア ノート端末型とすること。
    - イ 万が一の紛失に備え、次のセキュリティ機能を具備すること。
      - (ア) 操作ロック、データ削除機能を有すること。詳細は委託者と協議の上、決定すること。
      - (イ) ID、パスワードにてログイン管理を行えること。
      - (ウ) セキュリティを考慮しセキュリティチップを搭載していること。
    - ウ 携帯プリンタ(A4 普通紙)と接続し、印刷できること。
    - エ 携帯プリンタにモバイルバッテリーを具備すること。
- 7 機器仕様要件
- 【別冊 1】機器仕様要件を参照のこと。

## 第24 バックアップ指令センター設備

- 1 概要
  - 本装置は、大規模災害時等により指令センター機能が停止した場合に備え、各消防本部が独自で 119 番通報の受付等を行う装置である。詳細は、提案によるものとする。
- 2 機能仕様要件
  - (1) 119 番通報受付機能
    - ア 本装置を設置する署所等において、署落とし等により入電する該当本部管轄の緊急通報を受付できること。
    - イ 2 人の指令員等にて同時に 2 回線の通報を処理できること。
- 3 構造概要
  - (1) 詳細は、提案による。

## 第25 駆け込み通報装置

- 1 概要
  - 本装置は、署所の庁舎入り口付近に通報用電話機を設置し、夜間及び不在時等の住民の駆け込み通報を受け付けるものである。
    - 通報の内容により、「緊急」「連絡」の 2 種類の通報が行えること。
- 2 機能仕様
  - (1) 通報者は、簡易な方法(受話器を上げるだけ等)で指令台へ自動発信を行い緊急通話ができること。
  - (2) 指令台にて駆け込み通報電話機からの着信であること及び通報元署所がわかること。
  - (3) 指令台では、緊急の場合、119 番通報と同様の動作とすること。また、相談の場合は、加入回線と同様の動作とすること。

### 3 構造概要

- (1) 腐食及び経年劣化に配慮すること。
- (2) 風雨を考慮し防水又は防滴仕様の収納ボックス等に設置すること。
- (3) 音声回線は VoIP 化できること。
- (4) 設置位置は、通報者の視認しやすい位置とすること。詳細は、委託者との協議により決定すること。

## 第26 署所監視装置

### 1 概要

本装置は、セキュリティ確保のため、署所等の状況をモニタ画面にて確認することにより庁舎の防犯監視等を行うものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) web カメラは指令室で任意のカメラを指定し、以下の遠隔操作等ができること。  
また、カメラ映像は指令室でモニタできること。  
ア 上下・左右角度変更  
イ ズームイン・ズームアップ
- (2) 夜間の撮影ができること。
- (3) 映像は、必要に応じて指令室の多目的情報表示盤等に表示できること。
- (4) 映像は、1つの署所等に設置した複数のカメラ映像を、1画面に同時に分割表示し、当該署所名が表示されること。
- (5) 映像は、マルチディスプレイ中の1画面に1署所を表示し、一定時間ごとに表示署所を自動的に切り替え表示できると共に、複数の署所を複数のマルチディスプレイに同時に表示することも可能であること。
- (6) 任意の署所、任意の特定のカメラを指定して1画面全面表示が可能であること。

### 3 構造仕様要件

#### (1) 監視カメラ制御装置

- ア 指令センターに設置すること。
- イ 撮影した映像を録画するための、HD 及び BD 録画再生装置等を含むこと。HD 及び BD 録画再生装置は他装置との兼用を可とする。
- ウ 映像は、常時録画方式とすること。録画した映像は、各日付毎に保存できること。詳細は、委託者との協議により決定すること。

#### (2) 署所監視装置(カメラ)

- ア web カメラは署所庁舎等に設置すること。
- イ 撮影対象は、駆け込み通報装置付近、車庫、夜間受付場所、ヘリポート等とすること。設置場所の詳細は委託者との協議により決定する。
- ウ web カメラは防塵及び防水規格を満たしていること。
- エ 設置場所に応じて旋回可能な装置類を導入する等、死角を低減するための対策を施すこと。詳細は、委託者との協議により決定すること。

### 4 機器仕様要件

【別冊 1】 機器仕様要件を参照のこと。

## 第27 電話設備

### 1 概要

本装置は、緊急時等における消防内部の重要通話を確保するために設置するもので、指令センター、各消防本部及び署所の事務用内線を収容し、各回線間及び局線への接続による通話機能を有するとともに、本システムとの接続を可能とするものである。

### 2 機能仕様要件

#### (1) 電話交換機

ア 指令センター、各消防本部及び署所との通話は、ブロードバンド回線等により統合すること。

イ 相互通話ができること。

ウ 内線からの局線、専用線の自動発信通話ができること。

エ 局線、専用線着信の電話機(ダイレクトインライン・内線ダイレクトイン)応答及び内線転送ができること。

オ 専用線着信の内線ダイヤルイン接続及び専用線中継ができること。

カ ダイアルインについては発信番号機能とする。

キ 通話録音を行えること。

#### (2) 多機能電話機

ア 電話交換装置が供給する回線機能を全て使用できること。

イ コールパークボタンを内蔵し、容易に転送等ができること。

ウ 停電時にも通話できる機能を有していること。

エ 液晶表示画面を有していること。

オ ワンタッチボタンを有していること。

#### (3) 多機能電話機(コードレス)

ア 本項(2)多機能電話機と同様の機能を満たすこと。

### 3 構造仕様要件

#### (1) 電話交換機

ア 容量は、委託者と別途協議の上決定すること。

#### (2) 多機能電話機

ア 機能ボタンを24個備えること。

イ 保守点検及び清掃が容易な構造であること。

#### (3) 多機能電話機(コードレス)

ア 本項(2)多機能電話機と同様の構造を満たすこと。

## 第28 招集ベル

### 1 概要

本装置は、呼出ボタンとベル装置により構成され、通信指令室の呼出ボタン操作により、指令センター内の消防職員の招集等を行うためのベル装置である。

## 2 機能仕様要件

- (1) 指令台上からボタン押下等の操作を行うことで、指令センター内のベル装置を鳴動させることができること。
- (2) ベル装置は原則既設流用とするが、必要に応じて更新すること。

## 3 構造仕様要件

- (1) 呼出ボタンは指令台から離席せずに押下できること。
- (2) 呼出ボタンは色分け等により、鳴動させるベル音が容易に判別できるようになっていること。

## 第29 119番補助受付装置

### 1 概要

本装置は、指令制御装置及び非常用指令設備のバックアップ装置として、当該システムに障害が発生した場合においても、119番通報受けが行えるように設置するものである。

### 2 機能仕様要件

- (1) 固定電話、携帯電話及びIP電話の各事業者からの緊急通報を受け付けること。
- (2) 送話音量、受話音量、着信音量の調整ができること。

## 第30 MDF

### 1 概要

本装置は、各電話回線及び各装置間を結線する配線架である。

### 2 構造仕様要件

- (1) 本システムに必要なMDFを設置すること。
- (2) 装置毎や機能毎に表示銘板を取り付けること。
- (3) 将来の回線増設、回線変更等に配慮し、整理して取り付けること。なお、詳細は、委託者との協議による。

## 第31 他システム連携

### 第31-1 消防救急デジタル無線接続

#### 1 概要

既設消防救急デジタル無線設備と接続するために規定するもので、災害活動時における円滑な消防本部、各署所、現場間の音声通信を実現するためのものである。

#### 2 機能仕様要件

- (1) 実現する機能は、【別紙5】消防救急デジタル無線機能一覧表のとおりとすること。  
なお、代替案を含めた対応を可とする。詳細については、委託者と協議の上、決定すること。
- (2) 各種信号を消防救急デジタル無線設備に送信できること。
- (3) 消防救急デジタル無線設備からの各種信号を本システムで受信できること。

#### 3 構築仕様要件

- (1) 接続試験は、次のとおり実施すること。
  - ア 現地試験(指令センターでの試験)
- (2) 試験期間は、既設構築業者と協議の上、決定すること。

#### 4 構造仕様要件

- (1) 接続構成は、【別紙 6】消防救急デジタル無線接続構成図のとおりとすること。

### 第31-2 FM 告知放送システムとの接続(真庭用)

#### 1 概要

本装置は、指令装置と連携して、真庭市の既設 FM 告知放送システムに対して火災発生時の災害情報、鎮火報等の情報を送信し、放送を行うためのものである。

#### 2 機能仕様要件

##### (1) 基本機能

- ア ASP サービス方式を利用すること。
- イ 暗号化、ウィルス対策などセキュリティー対策が講じられていること。

##### (2) 指令連携機能

- ア 火災発生時の災害情報、鎮火報等のテキスト情報を ASP サービスに対してメール等により送信できること。
- イ メールを送信にあつては、事前に指令員による送信内容の確認・修正ができること。詳細は協議の上、決定すること。

##### (3) 告知放送システム連携機能

- ア ASP サービスにより生成された放送用音声データを受信できること。受信した音声データを既設 FM 告知放送システムに対して送出し放送できること。

#### 3 構造仕様要件

- (1) 委託者が指定する ASP サービス方式とし、指令センターにサーバ等を設置しないこと。
- (2) 告知放送システム連携装置を構築し、連携すること。告知放送システム連携装置の設置場所、構築及び連携にあつての詳細は、委託者と協議の上、決定すること。連携にあつて既設 FM 告知放送システム側の移設・改修等が必要な場合は、既設構築業者と調整の上、必要に応じて対応すること。
- (3) ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティーを考慮した運用が行えること。セキュリティーの確保が可能な場合は、他装置への組み込みも可とする。

### 第32 付属品・予備品等

システムの運用及び維持管理上、下表に掲げる付属品及び予備品を納入すること。

項	名称	数量	備考
(1)	指令台用椅子	5 式	長時間の使用でも、苦痛を感じない物。 肘掛、背もたれ、昇圧式、 ハイバック付き
(2)	事務用椅子	1 式	必要数

			委託者と協議の上決定すること。
(3)	加湿器・空気清浄機	1 式	必要数 委託者と協議の上決定すること。
(4)	広報用パンフレット	1 式	1000 部 指令業務全般に係る内容(119 番通報 受付～報告書の作成まで)とするこ と。
(5)	プリンタトナー・感光体	1 式	3 箱/1 台
(6)	記録用メディア	1 式	必要数 CD・DVD・BD-RE、セキュリティ USB
(7)	用紙類	1 式	A4 用紙 2500 枚/1 台 A3 用紙 1000 枚/1 台(A3 利用プリン タ)
(8)	ヘッドセット(予備)	1 式	長時間の使用でも、指令員への負荷の 少ないものとする。こと。 必要数 委託者と協議の上決定すること。
(9)	マウス	1 式	現用の 30%を予備とする。
(10)	マウスパッド	1 式	現用の 30%を予備とする。
(11)	指令台用キーボード	1 式	指令台搭載ディスプレイに使用でき るもの 現用の 30%を予備とする。
(12)	消耗品、ヒューズ等	1 式	必要数

## 第5章 据付調整仕様

### 第1 適用

本業務においては、本仕様書に基づき、十分な資格・経験を持った専門技術者が作業するものとする。受託者は、据付及び調整に関する詳細を委託者と別途協議の上、作業するものとする。

### 第2 設置作業仕様

#### 1 作業範囲

- (1) システム機器の搬入・据付作業
- (2) システム機器の電源線(無停電電源装置経由)、配置線等の配線作業
- (3) システム機器相互間のケーブル施設作業及びWAN・LAN構築作業
- (4) 電源設備(無停電電源装置、直流電源装置等)の据付・接続作業
- (5) 移行切替(各種回線の新設・変更等を含む)作業
- (6) 電気通信事業者分界点(MDF以降)からシステム機器までの配線作業
- (7) 試験及び(1)から(6)までの関連作業
- (8) その他、システムの機能及び業務の完成に必要と認められる一切の作業

#### 2 手法

- (1) 耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮し作業するものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項は、委託者と協議の上、作業するものとする。

#### 3 使用材料

使用するケーブル等の材料は、電気通信事業法に定める規格と同等又はそれ以上のものを使用するものとし、誘導の恐れがある機器相互間の配線はシールド線を使用するものとする。

#### 4 作業計画書

- (1) 次の事項及び委託者が指示する事項について、作業計画書を作成し提出するものとする。
  - ア 安全確保に必要な事項
  - イ 設備事故防止に必要な事項
  - ウ 品質確保に必要な事項
  - エ 工程管理に必要な事項
  - オ 第三者に対する配慮が必要な事項
- (2) 作業の実施に伴い、作業計画書を変更する場合は、変更部分について委託者へ通知するものとする。
- (3) 受託者は消防本部、署所等における作業員の入出管理を行うとともに、作業日当時に入場する作業員名簿を委託者に提出するものとする。

#### 5 移設

- (1) 作業に際して、既設の設備・機器等が配置上支障となる場合は、委託者と協議の上、決定した場所に移設するものとする。

- (2) 移設に伴う設備の運用停止期間は、委託者と協議の上、速やかに処理するものとする。
  - (3) 移設に必要な費用は、受託者が負担するものとする。
- 6 屋内作業
- (1) 機器、装置架等の床部、壁等への固定は原則としてアンカーボルト等により強固に行うものとする。
  - (2) 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ委託者に申し出てその承諾を得るものとする。
- 7 屋外作業
- (1) 作業に際して、配管、配線、範囲、方法等については、あらかじめ委託者に申し出てその承諾を得るものとする。
  - (2) 柱上等の高所作業は適切な危険防止策をとり、安全を確保した上で実施するものとする。
  - (3) 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ委託者に申し出てその承諾を得るものとする。
- 8 機器据付作業
- (1) システム機器設置作業
    - ア 機器配置は、委託者と協議の上決定するものとする。
    - イ 各装置の設置においては、床面のレベルを調整し、耐震補強を施すものとする。
    - ウ ケーブル配線は、床下整理の上、引き流し配線とし、機器相互間ケーブル及び架内ケーブルは接続の上整理し、系統ごと及び配線ごとに名札表示するものとする。
    - エ 署所に設置する各端末装置は、現在使用している事務所内に据え付けるものとし、ケーブル配線については、既設配管等を使用するものとするが、既設配管等の利用が行えない場合は新たに敷設すること。
    - オ 必要箇所にコンセント増設を施すものとする。
    - カ 署所に設置する各設備に必要な電源回路については、受託者において専用回路を設けるものとする。
    - キ 署所の建物構造、周囲の環境を十分に把握した上で委託者と調整を行い作業するものとする。
  - (2) 車両搭載機器設置作業
    - 配備されている車両であることを考慮し、委託者と事前に協議の上、作業時期を決定するものとする。
  - (3) その他作業
    - ア この仕様書に記載のない作業等については、委託者と協議の上、本システム及び現行システムに支障がでないよう作業するものとする。
    - イ 機器の据付は、耐震を考慮し、原則として床にホールインアンカー等で固定したボルトで、装置架のチャンネルベースを固定すること。

ウ 機器(指令台、架、装置等)の床又は、壁面への据付には架台を使用し、清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐよう配慮するものとする。

エ 機器の据付完成後、機器が完全な状態で稼動するよう綿密なる調整を行うものとする。

オ 受託者は、システム機器の設置に伴うフリーアクセスフロアの穴埋め作業を行うものとする。また、通信指令室のカーペットを張り替えること。

## 9 配線作業

- (1) 配線は、電線管、ダクト、ケーブルラック等を使用し、フリーアクセスフロア内に整然と行うものとする。
- (2) 誘導の恐れのある音声系統及び電気系統の配線は、シールド線を用いて配線相互間の誘導を生じないように十分に配慮し作業するものとする。
- (3) 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないように確実に作業するものとし、防水処理を施すものとする。
- (4) 配線の建物内への引き込みは、防水処理及び水切り対策を施すものとする。
- (5) 配線の防火区画内への引き込みは、防火処理を施すものとする。
- (6) 各種ケーブルは、合成樹脂管、金属管、フロアダクト等の内部では接続しないものとする。

## 10 撤去作業

- (1) 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、委託者の指示に従い行うものとする。
- (2) 受託者は、機器の取り外し及び取り外し後の建物内外装の補修を行うものとする。
- (3) 不要機器等の処理については、委託者の指示に従い行うものとする。

## 11 作業の報告及び記録

受託者は、作業の進行、天候等の状況を示す作業日報及び各作業の要点を撮影した進捗管理を委託者に報告するものとする。

## 12 作業一般

- (1) 作業に際しては、設計図書に示された全ての設備等が、その機能を完全に発揮できるものとする。
- (2) 作業に際しては、設計図書及び委託者の承認を受けた工程表、作業計画書、機器承認図に従うものとする。

### (3) 作業時間

ア 受託者は、据付・調整等に係る作業時間を、関連法規・規則等に定められたものに基づき実施するものとし、あらかじめ委託者と協議の上決定するものとする。

イ 作業時間は、原則として平日の9時から17時までとする。

ウ 受託者は、据付・調整等の都合により休日・夜間等、通常の作業時間外に作業を行う場合は、あらかじめ委託者に届け出て許可を受けてから行うものとする。

- (4) 作業通知等

ア 毎日の作業予定については、2週間以上前までに委託者に通知するものとする。  
また、作業予定の策定にあたっては、災害等により職員が不在となることを考慮し、余裕のある計画とすること。

イ 通知後に作業内容に変更が発生した場合は、変更内容を委託者に通知するものとする。

ウ 作業の進捗状況については、日次・週次の報告書により報告するものとする。

エ 委託者から指示を受け、これを実施したときは実施報告書により、委託者に報告するものとする。

オ 現用設備に影響を与える恐れがある場合は、作業の実施にあたり委託者に連絡の上、その指示を受けるものとする。

#### 13 他機関が所管する施設の取り扱い

電気、ガス、上下水道等、作業現場周辺の他機関が所管する施設に接近して作業を行う場合は、必要により施設管理者の立会いを求め、適切な防護措置を講じるものとし、常に保安点検を行い事故防止に努めるものとする。

#### 14 火災防止

指定された場所以外では火気の使用は厳禁とする。

なお、火気の取り扱いにあたっては、取り扱い方法及び使用場所に留意するとともに、適切な消火器類を配備するなど火災防止に努めるものとする。

#### 15 地域環境等への配慮

地域環境等への影響を配慮するものとし、次に示す事項の徹底を図るものとする。

- (1) 作業実施にあたっては、態度、服装等に配慮するものとし、作業腕章を装着するものとする。
- (2) 作業に伴う騒音及び振動に対しては、騒音規制法及び振動規制法を遵守するものとし、生活環境の保全に努めるものとする。
- (3) 作業にあたっては、建設副産物発生抑制及び再資源化の促進に努めるものとする。
- (4) 作業に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄方法・廃棄場所等について定められた方法により適切に処理するものとし、建設廃棄物による事故防止に努めるものとする。
- (5) 建設副産物の運搬・処分等にあたっては、不法投棄、安定型処分場への管理型品目等の混入、土砂等の流出を生じさせないよう適切に処置するものとする。

#### 16 産業廃棄物の処理

- (1) 委託者が、廃棄物の処理について依頼した場合は、産業廃棄物処理法に則り適正に処理するものとする。
- (2) 産業廃棄物の適正な処理について、委託者から指示を受けた場合は関係書類を提出するものとする。

### 第3 安全仕様

#### 1 基本事項

- (1) 受託者は、作業等の現場管理及び事故の責任については、騒音規制法、労働基準法、労働安全衛生法その他の関連法規及び規則等に従い、主任技術者を責任者とし遺漏なく行うものとし、作業員等の入出管理、火災、盗難その他事故防止について十分に留意するものとする。
- (2) 安全対策については、過去の事故事例及びそれに基づく将来の事故発生の防止対策等の予測を行うものとする。
- (3) 作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理整頓を図る等、作業環境の向上に努めるものとする。
- (4) 受託者は、作業に伴う災害及び公害の防止については、関連法規、規則等に従い適切に処置するものとし、特に次の事項を遵守するものとする。
  - ア 第三者に災害を及ぼさないこと。
  - イ 公害の防止に努めること。
  - ウ 現場を管理する者の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については委託者と協議すること。
  - エ 豪雨、出水、強風等の災害に対しては、気象予報等に十分な注意を払い、常に万全の措置を講じられるよう準備を怠らないこと。
  - オ 万が一、災害又は公害が発生した場合は直ちに作業を中止し、適切な処置を講ずるとともに、その経緯(状況、原因、経過、対処等)を遅滞なく委託者に文書で報告すること。なお、この処置については受託者の責任において処理すること。

## 2 人身事故の防止

- (1) 人身事故
  - ア 保安施設  
作業現場の環境に適合した保安施設を設置し、常に点検及び補修を行うものとする。
  - イ 安全装備及び安全器具  
作業に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検・整備し適正に使用するものとする。
  - ウ 交通事故の防止  
車両運転中の交通事故の防止を図るとともに、作業現場の環境に応じて交通整理を行うなど交通阻害・交通事故の防止に努めるものとする。
  - エ 作業用機械等  
作業用機械等は常に点検・整備するとともに適正に使用するものとする。  
また、車両の転倒防止のためアウトリガー付車両はアウトリガーの張出、地盤の地質、固さ、傾斜勾配等、使用する状況を十分に考慮して安全な作業に努めるものとする。
  - オ 仮設構造物  
仮設構造物は、作業中の条件に十分耐え得る構造とし、常に点検・補修を行うものとする。

#### カ 転落防止

高所作業においては、高所作業車を使用するものとするが、高所作業車を使用できない場合は昇降用転落防止器具を使用するものとする。

また、高所作業、開口部等に接近して作業を行う場合は、適切な足場及び手すりの設置等、必要な措置を講じるものとする。

#### キ 重量物、長尺物等の取り扱い

運搬、搬入及び搬出における取扱いは、荷崩れ、落下等が生じないよう慎重に行うものとする。

#### ク 感電防止

充電電路を取り扱う作業及び充電電路に近接した作業を行う場合は、検電器及び絶縁用保護具を使用する等、適切な感電防止の措置を講じるものとする。

#### ケ ガス中毒、酸素欠乏等による事故の防止

マンホール等における作業では、換気及びガス測定を行う等、ガス中毒、酸素欠乏等による事故防止に努めるものとする。

#### コ 危険物の取り扱い

劇毒物、揮発油、火薬類等の取り扱い及び保管にあたっては、火気、摩擦、衝撃等に注意し、安全な場所に保管する等、危険防止に努めるものとする。

#### サ 作業環境の向上

作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理・整頓を図る等、作業環境の向上に努めるものとする。

#### シ ガス爆発による事故の防止

電源設備の設置作業にあつては、静電気の発生を防ぐ等、ガス爆発による事故の防止策を講じるものとする。

### (2) 人身事故発生時の措置

ア 作業の実施に先立ち、人身事故発生時の緊急連絡方法等を定めるものとし、緊急時における連絡及び措置を適切に実施できるよう作業員への周知徹底を図るものとする。

イ 人身事故が発生したときは、人命救助に最善を尽くすとともに、直ちに委託者に報告するものとする。

ウ 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

エ 発生した事故の原因、内容その他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに委託者へ提出するものとする。

## 3 設備事故

### (1) 設備事故の防止

消防本部、署所等の設備並びに作業現場周辺の構造物を損傷しない、又は現用通信回線に故障を発生させないよう万全な予防措置を講じ、事故防止に努めるものとする。

### (2) 設備事故発生時の措置

- ア 設備事故が発生した場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、直ちに委託者及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めるものとする。
- イ 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。
- ウ 発生した事故の原因、内容及びその他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに委託者へ提出するものとする。

#### 第4 その他

##### 1 連絡調整、工程会議等

- (1) 受託者は、委託者に協力し、作業に際して本業務に係る全ての関係者との連絡調整を行うものとする。  
特に、電気通信事業者とは 119 番回線、その他の専用回線等と本システムの接続に関して未接続部分が生じないように、関連法規、規則等によりその分界点を明確にするものとする。
- (2) 委託者の指示のもと、定期的に工程会議を開き、委託者及び関係者との十分な調整を行い作業するものとする。
- (3) 工程会議において委託者及び関係者と調整した事項並びにその結果、指示事項等を記録し、工程会議後、5 営業日以内を目処に委託者へ提出するものとする。

##### 2 作業状況写真

作業前、作業中、作業後、作業上隠蔽となる箇所及び主要な作業状況の写真を撮影し、アルバム等に整理して記憶媒体等とともに委託者へ提出するものとする。

## 第6章 契約不適合責任対応仕様

### 第1 基本事項

- 1 契約不適合(仕様書・提案書との不一致)がある場合は当該事項について追完対応するものとする。本システムの契約不適合責任期間は、完成検査から1年間とする。ただし、故意又は重過失によるものは、完成検査後10年とする。  
なお、次の場合は適用除外とする。
  - (1) 委託者又は委託者の指名した第三者による輸送又は移動時の落下、衝撃等の取扱いが適正でないために生じた故障及び損傷
  - (2) 委託者又は委託者の指名した第三者による使用上の誤り又は不当な改造若しくは修理による故障及び損傷
  - (3) 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損傷
- 2 本システムの正常かつ円滑な稼動を常時保持できるものとする。
- 3 契約不適合責任対応の対象は、本業務で導入する全ての機器、ソフトウェア等を対象とする。
- 4 ソフトウェア等に起因する不具合は、プログラム修正等の対策を行うものとする。ただし、契約不適合以外でのプログラム改修は、適用除外とする。
- 5 装置ごとに24時間365日対応するものと、それ以外のものを委託者・受託者間の協議にて決定し、対応可能な体制を確立するものとする。
- 6 本システムの構成装置に故障が生じた場合、障害切り分け及び復旧作業を行うこと。
- 7 各システムの保守業者等との連携を図り、迅速な対応ができる体制を構築するものとする。
- 8 点検業務は含まないものとする。

### 第2 技術員の派遣

- 1 受託者は、委託者から装置の故障発生等の連絡を受けた際は、直ちに技術員を派遣し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受託者は、委託者からの連絡後、技術者派遣等の対策について、情報伝達の迅速化に努めるものとする。

### 第3 契約不適合責任対応

緊急時障害修復、障害情報管理を実施し、仕様書及び提案書の内容と最良の状態を維持するものとする。

- 1 契約不適合についての対応  
契約不適合についての対応は、指令管制業務の特殊性及び重要性を考慮し、それらに適した人材及び機器材をもって実施するものとする。
- 2 契約不適合についての追完対応範囲  
契約不適合についての追完対応範囲は次のとおりとする。なお、ハードウェアのみでなく、ソフトウェアについても追完対応範囲とする。

- (1) 故障復旧対応
  - (2) 故障情報管理
  - (3) 故障情報提出
- 3 契約不適合についての対応方法
- (1) 随時対応
    - ア 平日、休祝日及び夜間におけるそれぞれの体制について、連絡先及び担当者を委託者に事前に報告するものとする。
    - イ 運用に伴い、委託者と受託者の連絡用(障害報告・事務連絡等)にサポートデスク等を設置し、メール、電話等による情報共有ができる環境の構築を行うものとする。
  - (2) 故障の修理等が完了したときは、速やかに委託者への作業報告書等を提出するものとする。

## 第7章 保守仕様(参考)

### 第1 適用

本仕様は、本システムの正常かつ円滑な稼働を常時保持するため、保守業務を行うその受託者が、実施する際の諸要件ついでに定めたものである。

### 第2 基本事項

- 1 保守対象は、本業務にて導入した全ての機器及びソフトウェアを対象としたものとするが、障害の原因が不明確である場合は、委託者との協議の上、指示を受けること。
- 2 電源装置及び各機器の外部・内部バッテリーは、正常な状態を常時保持できること。
- 3 ソフトウェア等の障害(バグ等)は、プログラム修正等の対策を行うこと。
- 4 24時間365日対応可能な保守体制を確立すること。
- 5 本システムが正常かつ円滑に機能できるよう点検体制を確立すること。
- 6 本システムの構成装置に故障が生じた場合、障害切り分け及び復旧作業を行うこと。
- 7 保守契約の範囲は、障害発生時の現地への技術員派遣費用、修理対応費用、装置交換(本体及び部品代含む)、定期点検費用についてとする(ただし、本章第8 保守業務の除外事項の記載を除く。)

### 第3 サービス要件

- 1 サービス要件は、おおむね次のとおりとする。

サービス要件		概要
受付窓口	窓口	電話、電子メール、FAX
	時間帯	指令系：24時間365日 上記以外：平日9:00～17:00
サービス量	利用時間帯	指令系：24時間365日 上記以外：計画停止時間を設定
	計画停止	指令系：計画停止無し 上記以外：定期保守等により、計画停止を定める
要求性能	障害対応時間	指令系：第一報 2時間以内(駆付け) 上記以外は、次のとおりとする。 平日9:00～17:00 : 当日中(駆付け) 平日17:00～翌9:00 : 翌営業日(駆付け) 土日祝祭日 : 翌営業日(駆付け)

- 2 設定したサービス要件は、必要に応じて見直しを行い、改訂すること。

#### 第4 技術員の派遣

- 1 受託者は、保守業務の目的達成のため、専門技術員を定期的に派遣し、装置の点検・手入れ及び調整等を実施し、不良箇所等を発見したときは、直ちに修理すること。
- 2 受託者は、装置の点検・手入れ及び調整等を実施するために各種装置の運用を一時停止するときは、事前に委託者の承認を得ること。また、点検時に通信指令業務に支障をきたさないよう十分に配慮すること。
- 3 受託者は、定期点検のほか、委託者から装置の故障発生等の連絡を受けた際は、直ちに専門技術員を派遣し、必要な措置を講ずること。
- 4 受託者は、委託者からの連絡後、技術者派遣等の対応について、情報伝達の迅速化に努めること。

#### 第5 ソフトの保守

ソフトに対する緊急時障害修復・障害情報管理を実施し、常に最良の状態を維持すること。

- 1 保守業務の実施
  - (1) 保守業務は、本仕様書によるもののほか、各ソフトに使用許諾契約等がある場合、それに従い実施すること。
  - (2) 保守業務は、ソフトの特殊性及び重要性を考慮し、それらに適した人材・機器材をもって実施すること。
- 2 保守業務の範囲  
保守業務の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 業務ソフトの予防保守・緊急保守
    - ア ソフト不具合時の現地対応
    - イ 診断及び修正
    - ウ 消防 OA システムの法改正・国表改定に伴うソフトウェアバージョンアップ
  - (2) 保守管理支援
    - ア 障害情報管理
    - イ 障害情報提出

#### 第6 保守の方法

- 1 定期保守
  - (1) 受託者は、年間の業務計画を立案し、機器ごとに必要な点検項目、点検回数を明記し、委託者に提示すること。
  - (2) 定期点検作業等が完了したときは、速やかに定期点検報告書等を提出すること。
- 2 随時対応保守
  - (1) 平日・休祝日・夜間における体制について、連絡先及び担当者を委託者に届け出ること。

- (2) 本システムにおける主要機器の障害の早期発見・復旧・処置方法の確認及び連絡を円滑に行うための仕組みを講じること。
- (3) 運用に伴い、委託者と受託者の連絡用(障害報告・事務連絡等)にサポートデスク等を設置し、メール・電話等による情報共有ができる環境の構築を行うものとする。
- (4) 委託者によるシステム点検作業については、受託者は点検マニュアル等を作成し委託者に提出するものとし、点検マニュアルに準拠したメンテナンスにおいて発生した障害については、受託者の責任において対応すること。
- (5) 故障・障害等の修理等が完了したときは、速やかに委託者への作業報告書等を提出すること。

## 第7 保守業務の除外事項

- 1 機器の移設、増設及び撤去に関する作業並びに立会い
- 2 機器の改造、ソフトウェアに関する変更、追加、データメンテナンス
- 3 委託者の不適切な機器の使用又は取扱いによる故障の修理
- 4 天災等の不可抗力によって生じた被災機器の修理、修復
- 5 目標物データ更新作業
- 6 地図データ更新作業
- 7 消耗品
- 8 有償交換部品等